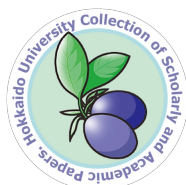




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係 : 長崎県南松浦郡奈留町矢神・南越、若松町古里の事例分析
Author(s)	米村, 昭二
Citation	北海道大學文學部紀要, 28(1), 1-130
Issue Date	1980-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33437
Type	departmental bulletin paper
File Information	28-45_PR1-130.pdf



キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

——長崎県南松浦郡奈留町矢神・南越、若松町古里の事例分析——

米村昭二

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

——長崎県南松浦郡奈留町矢神・南越、若松町古里の事例分析——

米 村 昭 二

は じ め に

長崎県下各地の潜伏キリシタンは、慶応元年（一八六五）二月大浦天主堂、いわゆるフランス寺の落成を契機にカソリック復活へ向けて動きはじめた。このリバイバル運動は、その後の恐るべき迫害にもひるまず、明治六年（一八七三）の解教令をはずみとして、大きくうねり出し、半数近くのキリシタンが公会堂に復活した。慶長一九年（一六一四）の禁教令以来、実に二五九年、その間弾圧され、迫害され、殉教しながらもよく耐えて、潜伏しつづけ、ついに公会堂に復活したのである。ローマ法王が奇事（奇跡）と称したのも不思議ではない。しかし、そうしたリバイバル運動にもかかわらず、キリシタンの半数以上は、いぜんとして先祖伝来の教えを守り、改宗に應じなかった。また、改宗したカソリックから「離れ」、「かくれ宗」、あるいは「こそこそ宗」と蔑まれながらも、信仰の自由を大義に公教として独立しないまま、ひそかに隠れつづけ今日に至っている。これまた、宗教史上の驚異である。本文で扱

うキリシタンとは、後者のことを指している。

改めていうまでもなく、かくれキリシタンは、信仰と行事においてカソリシズムと大きく異なっている。奉教した初期キリシタンの時代は余りに短く、潜伏したキリシタンの時代は余りにも長く、かつ酷しかった。その間仏教、神道を強制され、それが精神と生活に密着した。また聖職指導者も皆無であった。それに中世に伝来したカソリシズムそのものが果たして正しく受容されていたかを疑問視するむきもある。ともかく今日のキリシタンは、唯一絶対神としてのデウスを信じているのではない。かれらは、長い間かくれ蓑としてきた神仏や精霊をも同時に信仰している。その信仰には、多分に仏教や神道、さらには、民間信仰が混入している。キリシタンであると同時に氏子であり、檀徒でもある。シンクレティズムといわれるのもそのためである。カソリシズムが世界宗教であるに対してはや民俗宗教ではない。しかし、カソリシズムに固有な信仰と行事が中心にあるだけに、キリシタニズムといわれる所以である。なかでも、カソリシズムに基づく洗礼と霊名は、とくに厳守されている。洗礼は、カソリシズムでも七秘蹟の一つに数えられ、そのうちでも最も重要視されており、生物学的出生に対するカソリックとしての精神的再生を意味している。キリシタンにとっても同様である。洗礼を受けて霊名をいただかねば、パライスへ行けないと信じられており、そのため、洗礼に際して役職者とともに、儀礼上の親、カソリックという代父代母、いわゆるゴッドペアレントを必要とし、その霊名をもらっている。

ところで、この代父代母制は、儀礼的親子関係として、中世の西欧、現在でも、東欧、地中海諸国、中南米のカソリック諸国に一般的な制度で、社会人類学の格好のテーマとなっている。いうまでもなく、儀礼的親子関係は、親族関係としての親子関係に対して、擬制的である。本来の親子関係は、帰属的、運命的、上下的で、しかも相続、土地

所有ともかわることから、家族や村落構造にとって基礎的である。それに対して、儀礼的親子関係は、多少とも選択的であり、家族や村落構造に対して二義的である。したがって、儀礼的親子関係がそのまま村落構造の中核となることはない。しかし、適応的であり、ある意味でラショナルでもあることから、固定化した村落構造を流動化し、外部社会の変化にスムーズに適応させ、当該社会の維持、発展に寄与することもできる。

もちろん、代父、代母の選定、儀礼的親子関係、子を媒介とする親相互の関係、それらの機能は、村落構造いかんによって大いに違ってくる。その意味において、ひそかに五島の島々に信仰の王国を求めて移住してきたクリシタンたちが、堅い親族のきずなと代々の隠居分家慣行によって末広がりの拡大していった村落のなかで、だれを代父、代母に選んでいったか。また信仰の自由が認められてカソリックに帰属し、家族と村落生活が教会中心に再編成され、ふたいとこ以内の婚姻が禁止されていくなかで、だれが代父、代母に選ばれていったかは、興味深い社会学的課題である。したがって、本稿では、五島でもクリシタンが最も多い奈留町の、しかも数年前まで全戸がクリシタンであった矢神における儀礼的親子関係を家族、村落との関連において把え、本来のテーマであるカソリック村落におけるそれを究明し、中南米、東欧のカソリック諸国との国際比較を試みるワンステップとしたい。^(註1)なお、その橋渡しとしてカソリックとクリシタンが混住する奈留町南越、若松町古里を付随的に取り上げ、矢神の実態をより一層明瞭にすることにしたい。^(註2)

註1 古野清人「クリシタン家族における儀礼的親族関係」(『宗教生活の基本構造』、(昭和四十六年六月刊、三一五—三三八頁)、古

野清人『隠れクリシタン』(昭和四十七年六月)、片岡弥吉『かくれクリシタン』(NHKブックス、昭和五〇年二月)、内藤莞爾

『末子相続の研究』(昭和四十八年二月)、同『五島列島のクリスト教系家族—末子相続と隠居分家』(昭和五十四年二月)を参照、

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

活用させて戴いた。はじめに記して感謝しておきたい。

註2 調査時点は、若松町古里は昭和四六年八月、奈留町矢神は同四八年八月、南越は同四九年九月である。調査は、矢神四九戸、南越は水の浦、松山の三五戸、古里二八戸についての面接調査と聞き取りに基づいている。

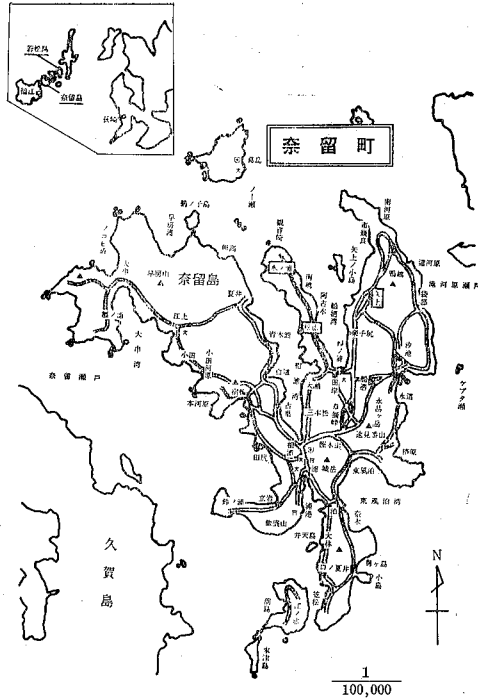
一、奈留町、若松町の概況

1 奈留町の概況

奈留町は、五島列島のほぼ中央、本土長崎より一二二キロメートル隔てた位置にある。東西九キロメートル、南北一二キロメートル、総面積二五・九平方キロメートルで、奈留島を中心とする七島を抱え、昭和四五年現在、戸数一、七二五、人口六、五六九人を数えている。

地勢は、標高一二九メートルから二五九メートルの三つの尾根が、南北に連^た檐し、東西に急傾斜して海浜に走り、山林は、総面積の八六・五パーセントにも及んでいる。平地は、背面の山と前面の海とに挟まれたごく一部に限られ、これといった河川もない。水田のごときは、わずか〇・二二平方キロメートルにすぎず、皆無に近い。畑にしても二七・八平方キロメートル（一二・四パーセント）で、急傾斜地や溪谷の間に散在しており、しかも狭少である。その上、表土が薄く、有機質の含有も少ない。低位生産性は否定すべくもない。

農家数は、昭和四五年（一九六〇）現在、七四二戸で、一〇年前に比べて二四六戸も減少しており、離農が顕著である（表一）。農家人口も三、六〇四人で、一〇年間に二三三人も減り、四割に近い減少率を結果している。しかも、専業農家は、わずか四五戸で、九割以上が兼業農家である。生産額も一、四〇〇万円と少なく、めばしいものとして



そ菜類の八〇〇万円がある程度である(表112)。甘諸の転換作物として手がけられた養蚕事業も、若手労働力の不足で行き悩んでいる。奈留町の農業には未来がないといっても過言ではない。

一方、海岸線は、断層運動や地下運動によって八つ手状に入り込み、長汀曲浦の複雑な形状を呈している。そのため、自然の良港に恵まれ、漁業の適地が多い。漁家は八三五戸で農家の三四四戸を大きく上回っており、就業人口の半数に近い一、〇六五人が漁業に従事しているのも、その反映である(表113)。漁業経営形態は、個人経営(二四〇体)と、共同経営(二五体)とに分かれ、前者が一本釣りと延縄、後者はまき網を中心として

いるが、まき網漁法によるイワシ、アジ、サバが主な漁獲物で、漁獲高も一二億五百万円に達している。漁業は、奈留町の中核産業で、町はもとより住民生活もまた、漁業を中軸として回転している(表114・5)。

もっとも、漁業が、この町の基幹産業になったのは、昭和に入ってからである。それまで、とくに明治三六年以前は、甘諸、麦を作る農業が主であり、漁業は、自家用食糧や肥料のための一本釣り、延縄、採藻に止まっていた。大正

表 1-1 農業経営面積

農林漁業センサス

専業農家		兼業農家		計		耕 地 面 積				農家1戸	林 野 面 積	
世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	総面積	田	畑	樹園地	当 面 積	森 林	原 野
						ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
45	216	697	3,387	742	3,604	279	21	204	54	0.4	1,686	174

表 1-2 農産物生産高

区 分	作 付 面 積	生 産 量	生 産 金 額
米 類	4.32 ha	11.0 t	1,650 千円
麦 類	1.69	2.5	146
甘 藷	10.00	180.0	1,980
馬 鈴 薯	7.00	126.0	970
そ さ い 類	32.00	276.0	8,280
雑 穀	1.00	1.0	300
柑 橘	18.70	10.0	530
合 計	74.71	606.5	13,856

(同上)

表 1-3 産業別人口の変遷

産業 年次	農 業	林 業	漁水 産業	建設 業	製造 業	卸小 売業	運通 信業	サー ビス	電気 ガス 水道	鉱 業	金保 不動産	融 険 産	公 務	分類 能日 雇務
大正5	戸数 720	0	5		20	16	4						27	20
昭和25	戸数 344	2	510	31	220	73	42	113		1	1	23	2	
	人数 1,347	4	1,107	46	776	161	74	256		2	10	42	3	
昭和35	戸数 157	2	602	51	427	115	62	111	7	5	8	30	135	
	人数 641	3	1,366	92	1,439	245	111	246	8	6	11	43	348	
昭和45	戸数 44	3	835	71	55	152	75	136	9		1	54		
	人数 127	10	1,065	185	159	324	129	294	10	2	4	76		

(奈留町誌)

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

表 1-4 漁業経営体数

第 4 次漁業センサス

区 分 種 別	個 人	共 同	組 合 会 社 そ の 他	計
揚 繰 網 漁 業		19	2	21
刺 網 漁 業	11			11
延 縄, 一 本 釣	203			203
定 置 網 漁 業	1	1	1	3
地 域 網 漁 業		4		4
船 曳 網 漁 業		1		1
そ の 他	25			25
合 計	240	25	3	268

表 1-5 漁業別漁獲高

漁港港勢調査

年度別 種 類	昭 和 44 年		昭 和 45 年		昭 和 46 年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
	t	千円	t	千円	t	千円
旋 網 漁 業	11,764	752,902	12,867	1,109,208	9,548	1,002,540
刺 網 漁 業	1	1,572			7	1,897
定置網漁業	46	22,434	39	8,526	35	20,825
地曳網漁業	313	15,185	118	25,734	70	3,849
延縄一本釣	528	96,961	631	139,320	235	75,648
雑 漁 業	178	32,440	208	52,076	217	89,180
採介藻漁業	31	6,066	43	15,838	17	697
船曳網漁業	39	1,494				
その他漁業	6	2,822	17	2,689	14	10,752
計	12,906	931,876	13,923	1,353,391	10,143	1,205,388

七年（一九一八）の『南松浦郡奈留島村郷土誌』によると、「鰺刺網ヲ第一トシ、鰺船曳島賊釣漁業デアリ、ソノ漁獲法幼稚、……加フルニ鰺刺網漁業権ハ慣行一部、業者ニ占有サレテイタ」（二二七頁）のである。したがって、明治三八年、漁業組合の設立によって漁業の動きがようやく活発化しはじめた時期にあたる大正五年を例にしてみても、専業漁家はわずか八戸と少なく、兼業が四六七戸と多く、年平均の収入支出も一戸当り、約二〇〇〇円と一五〇〇円で、富裕な漁家三戸（うち兼業二戸、以下同じ）、中以上五四戸（五〇戸）、中以下四五三戸（四五〇戸）となっている。

それに加えて、農業自体もまた自給自足的段階の域を出なかった。農業が劣弱な生産条件下にあったことは、いまと変りなく、「地味瘠薄ニシテ灌漑ノ不利ナルト時々潮風来リテ農作物ヲ害スルコトハ一大障害ナリ」（一一八頁）と『郷土誌』は伝え、農法についても「粗放ニシテ少肥狭畦、厚播、苗種不統一、管理不充分」（一一八頁）としている。所有も、田四反・畑六反歩以上計一町以上を所有する農家はわずか四戸と少なく、田一反・四反以下・畑三反・一町未満層も五戸にすぎない。ところが、畑三反・一町未満層は実に七八〇戸にも達しており、一戸平均にして三反一畝（うち畑二反七畝）にすぎない。この点では、現在よりも零細であった訳である。主な農作物も、甘藷（年額五万四千円）、麦（二万円）、米（七千二百円）で、一戸当りの平均収入支出は一一八円八四銭といった経済状態で、負債のない家はなかったと伝えられている。大正四年を例にすると総戸数八〇三戸中「生活裕ナルモノ三五戸、支障ナキモノ三一七戸」で、「四五一戸ハ難ナルモノ」（三五頁）であった。生活が多少とも好転しつつあった大正四年においてしかりであったとすると、それ以前はもっと厳しかったと想定される。『郷土奈留』（教育委員会、昭和四八年刊）の「島民の経済は苦しく、生活水準も相当低く、藁屋根・板屋根・杉皮に石をのせた屋根、むしろの入口といっ

た現在の漁具小屋より貧弱な家屋に起居し、食糧としては、カンコロ・麦を常食していた」（二五一頁）という表現も決して誇張ではない。

しかし、もともと、奈留島は、沿岸漁業として格好の場所であり、「曲浦深ク湾入シ 四時魚類の来游シ来タルモ夥シク 殊ニ鰯ノ漁獲ニ至リテハ県下有数ノ地」（『郷土誌』一九五頁）であり、明治も後半に入ると、漁業は、大きな転換期を迎えることになった。一つには、明治二〇年代にイワシまき網、明治三〇年代には従来の掛網に代るキビナ地曳網やイワシ縫切網、土干しに代る煮干し・素干しの加工法が、西彼杵、野母、奈良尾、戸岐などの島外人によって導入された。また、他方では、カツオ漁船が遠く宮崎、鹿児島、熊本、山口県からカツオを求めて大串湾にひしめき、奈留島は、そうした漁船群の「寄港地」や生餌の供給地として栄えた。その間、個別的ではあったが、地場でも、新しい漁法を取り入れ、八反網を経営する動きもあった。しかし、まもなく廃業する状態で、いわゆる経営をするだけの地場資本が十分でなかった。それには、明治三六年、奈留島漁業協同組合設立を契機によりやく盛り上った共同化にまたなければならなかったのである。

明治四〇年代、ヘントコ網とよばれる船曳網が、部落ないし部落連合の形態をとって八統組織されたことは、その一つの現われである。もっとも、三、四年の短期間にいずれも姿を消してしまっただが、部落共同経営のはしりとみてよい。ちなみに、調査地の南越でも一統つくられていた。

しかも、大正末から昭和にかけての不況と倒産は、共同化の機運を一層促すことになった。そうした共同化への動きのなかで、大正一五年内西海部落で結成された内西海共栄社は、その先駆であった。初年度の借入資金三千円を三年次を出ないうちに返済し、その上、余剰金を残す好成果をあげ、それが刺激となって、昭和四年から一五年にか

けて、一七の部落共同組合が設立されるに至った。しかも、この共同経営は、イワシまき網からキビナ地曳網にまで広げられて、漁閑期をなくすとともに、生産から加工までの一貫した共同経営体制を確立した。漁協もまた、個人融資を停止して、団体融資にし、共同経営だけにこれを絞った。共同販売事業による利益の一部も部落単位に歩戻しすることによって共同化を支えたのである。もっとも、先に明らかのごとく、内西海共栄社が四八株の持株制であることから、出資に応じて高低があり、完全な意味での平等性ではなかった。それでも、資本に欠け、外部資本に押された地場漁業を立ち上げ、戦後の漁業発展の基盤を築いたことは注目されねばならない。戦後の純漁村への転化は、このときにはじまったとみてよい。

ところが、戦後、ことに高度経済成長期に入ってから、漁船の大型化、漁具・漁法の改良、改善に伴い、漁場を広げ、漁獲高も表1—5のごとく増加させた反面、部落共同経営の限界も表面化してきた。例えば、矢神では、一統に五千万円を必要とし、一ヶ月の経費に七五〇万円を要することに加え、加工から鮮魚への転換もあって行き詰った。

地曳網共同経営も五部落だけとなり、共同経営は、少数の企業家の手による網元制に近いものに変質してきている。例えば、まき網組は、出資者数一人が五、二人から四人三、六人から八人五、一二人一となっている。それでも共同経営体数二五は、五島でもトップにランクされ、次に多い鹿町町の一三を大きく引き離していることは注目してよい(表1—6・7)。こうして奈留町は、現在まき網を中心にあげ、さばを主な漁獲物とし、最盛期には二〇人から五〇人を雇用する経営体と延縄、一本釣りに生きる家族を中心とする個人経営体(二九二)とに大きく分化しているのである。なお、ハマチ養殖(一二経営体)に新しい漁業の方向を求め、五島でも隣町若松町に次いで多いことも付記しておかねばならない(表1—8・9)。

表 1-6 漁業種類別漁船勢力

昭和46年漁港港勢調査

区 分 種 別	総 数	無動力	動 力 漁 船				
			3 トン 未 満	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 20	20 トン 以 上
旋網漁業	91	2		30	12	41	6
刺網漁業	1			1			
定置網漁業	3	1		2			
地曳網漁業	1	1					
延縄,一本釣	263	17	131	86	6	21	2
雑 漁 業	138	138					
採 介 業	11	7	4				
運 搬 船	64	30	1	1	1	30	1
合 計	572	196	136	120	19	92	9

表 1-7 漁種別漁獲高

漁港港勢調査 (単位 t)

種別 年次	総 数	いわし	あじ	さば	いか	きびな	ぶり	たこ	その他	貝類	海藻類
							たい	えび	魚 類		
昭和44年	12,909	5,864	2,619	1,465	305	486	385	0	1,625	8	152
昭和45年	13,714	873	8,280	359	336	846	967	0	2,001	11	41
昭和46年	9,947	1,325	4,940	1,133	117	737	618	1	997	7	17

表 1-8 経営組織別経営体

(昭和43年)

市 町 村	漁 業 経 営 体					漁業従事 者 世 帯
	総 数	個人経営体	会社経営体	漁業協同 組合 自 営	共同経営	
奈 留 町	268	240	3		25	649
若 松 町	415	406			9	675
南松浦郡	2,842	2,751	26	5	60	5,490

(長崎県総務部統計課)

表 1-9 経営体階層別経営体数

(昭和43年)

市 町 村	総 数	漁 船 非 使 用	漁 船 使 用											
			無 動 力 船 み	動 力 船 使 用										
				1 ト ン	1 ト ン 以 上	3 ト ン	5 ト ン	10 ト ン	20 ト ン	30 ト ン	50 ト ン	100 ト ン	200 ト ン	200 ト ン 以 上
奈 留 郡	268		22	14	95	83	3	12		4	14	1	1	
若 松 町	415		77	20	153	54	13	6		2	1		3	
南 松 浦 町	2,842	192	591	586	783	303	56	54	3	16	18	2	6	

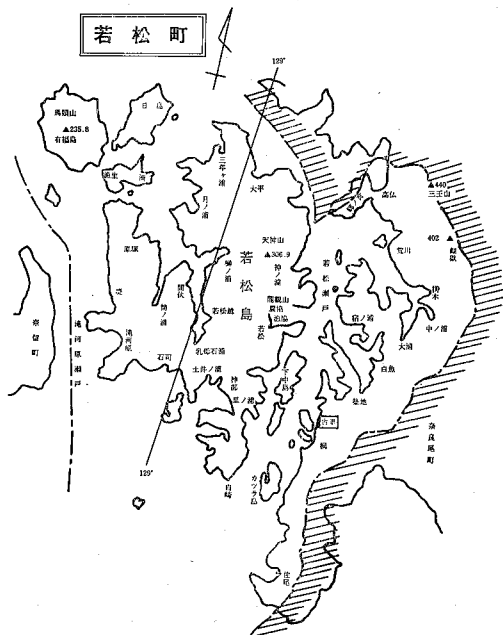
	漁船使用		大型 定置網	小型 定置網	地 び き 網	浅 海 養 殖						その 他 の 殖	
	動力船使用					のり養殖		かき 養殖	真珠 養殖	真養 母貝 殖			
	500 ト ン 以 上	1,000 ト ン 以 上				漁非 使用 船用	漁使 船用						
奈 留 町			1	2	4								12
若 松 町	1			2	2		1					51	29
南 松 浦 郡	4	9	14	78	13	1	1	1	9		60		42

(長崎県総務部統計課)

キリシタン村落の家族分封と億礼的親族関係

2 若 松 町 の 概 況

若松町は、長崎の西方、五島列島のほぼ中央に位置し、若松島を中心に有福島、日ノ島、漁生浦島、それに若松瀬戸を挟んだ対岸の中通島南部の西海岸を町域



としている。東西一三キロメートル、南北一二〇・八キロメートル、総面積六、〇〇三ヘクタールで、うち八三パーセントの四、九八一ヘクタールが山林で、耕地は二八一ヘクタールと少なく、比率にしてわずか五パーセントである。戸口は、昭和四五年現在、戸数一、九六五、人口八、五〇〇人で、昭和三五年に比べると、世帯数は一〇〇戸、人口は三、五〇〇人減、比率にして人口のごときは三〇パーセント減である。過疎の実態が一目瞭然である。

地勢は、若松島はU字型の複雑な地形であり、対岸の中通島南西部も、山王山（四四〇メートル）の連なりが、若松瀬戸に落ち込んでさまざまの溺谷を形成している。山麓は直ちに海に迫って半島、岬となり、平地が少なく、河川もない。耕地はほとんどが一五度以上の急傾斜地で、全耕地の九五・六パーセントを占めており、たださえ少ない耕地の大半が、急傾斜地、いわゆる段々畑ということになる。この割合は、五島（三九・七パーセント）はもとより全国的にもまれである。

産業については、四五年センサスによると、表1—10・11のとおり、農林水産が六二・六パーセントを占め、この内訳を産業別世帯数によってみると、農業一四・八パーセント、漁業四五・五パーセントとなり、漁業の占める割合が農業のほぼ三倍となっている。四〇年に比べると、世帯数では、ここ五年のうちに農家が七戸減ったのに対して、漁業世帯は五八戸も増加している。漁業への傾斜は、急テンポである。逆にいうと、農業は停滞ないし後退しつつあったのである。

農業は、すでに述べたごとく、劣弱な生産条件下におかれ、低位生産性は否定できない事実であったが、それに加えて、農家の平均規模は二反八畝にすぎず、極端に零細である。昭和四〇年度の経営規模別階層をみても、図1—1のとおり、三反未満層は八一パーセントをオーバーしており、三反〜七反層も一六・九パーセントいる。これに対して一

表 1-10 就業人口構成比

	人 口	%
第 1 次	1,659	62.6
第 2 次	334	12.6
第 3 次	659	24.8
計	2,652	100.0

(昭和45年センサス)

表 1-11 普通世帯職業分類

	若 松 町	
	戸 数	%
農 林	284	14.8
漁	872	45.5
製造・建設	157	8.2
そ の 他	346	18.0
非 就 業	259	13.5
計	1,918	100.0

(同左)

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

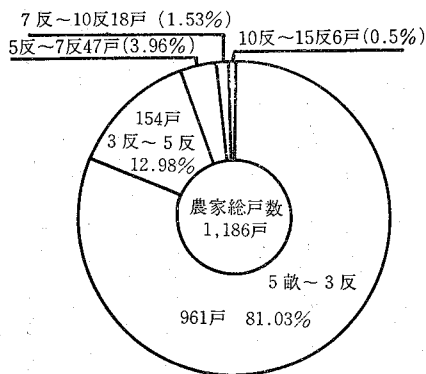


図 1-1 経営耕地規模別農家戸数

町以上層はわずか六戸にとどまり、一パーセントにもみたくない。それに、耕作放棄によって経営面積は年々減少しており、専業農家はここ一〇年のうちに、昭和四〇年の七五戸から一九戸（一・八パーセント）に、第一種兼業農家も二二戸から一八戸（一・七パーセント）に、激減している。つまり、農業は、それをサイドワークとする第二種兼業農家（九六パーセント）に委ねられてしまった。いいかえると、老人や婦女子に任かされてしまったのである。イモ、ムギ中心の作物では、一つの必然であったととることもできる。もっとも、甘夏、そ菜の導入が試みら

れ、畜産の振興も試みられている。新しい動きであるがまだ結実するには至っていない。その意味では若松町の農業は停滞、いや後退しつとあるといつてよい。それだけに、漁業への傾斜が急テンポであったのである。

もっとも、漁業への動きが本格化したのは、大正に入ってからである。農業は、かつては主なる生業であり、『若松村郷土誌』（大正七年刊）によると、『山脈重疊シテ耕地潤沢ナラサリシモ人口稀薄ナリシヲ以テ格別生活難ヲ来スコトナク主トシテ農業ノミヲ以テ生計ヲ営ム……』（二七九頁）状況であった。大村藩から若松へのキリシタン移住も背景にそうした事情があった。急傾斜地を耕作する労を厭わなければ、ぎりぎりの最低生活は保障されていたのである。しかし、大正期に入ると、ようやく人口も増加し、それと反比例して開墾の余地が狭まり、しかも農業自体は停滞的で行き詰っていたことから、漁業へ依存せざるを得ない状況に立ち至ったのである。『郷土誌』はその間の事情を次のように伝えている。

「近年ニ至リ人口ノ増殖ニ伴ヒ益々耕地ノ不足ヲ感スルヲ以テ一面漁業其他ニ副業ヲ求メ、一面耕地ノ開墾を試ミルモノアレト地勢ニ制限セラレテ有望ナル開墾地少ナク且ツ耕作肥料等ニ於テモ之カ改良進歩を図ルコトナク今尚旧法ヲ墨守スル有様ニテ将来トテモ発展ヲ農業ノ上ニ見ルコト困難ナルモノノ如シ」（二九七頁）と。

農業の停滞性で行き詰りが端的に表現されているといつてよい。たしかに、一戸当り耕作面積は、大正六年度で、二反八畝二六歩、主産物も米一九一石、麦一、六一五石、甘藷六三七、二六八貫、大根四六、六三〇貫を数える程度で、反当収量も米一石五斗、麦一石二斗にすぎず、一戸当り収入も六二円に止まっていた。全戸が兼業せざるをえないのもそのためであった。したがって、大正七年、「生活裕ナルモノ六二戸支障ナキモノ五〇五戸」に対して「八二戸ハ生活上支障アルモノ」（三〇六―三〇七頁）であった。ただ、奈留町の場合生活難なるものが四五一名を数え五

一パーセントを占めていたことと比べると、若松はそれだけ恵まれていたともとれるが、それにしても一戸当り収入六二元は余りにも少ない。漁業に依存せざるをえない必然性が明らかである。

漁業は、旧藩時代百姓、釜百姓と並んで浦百姓が制度的に決められ、若松には、浦、釜、地百姓、神浦と荒川には主として釜百姓、宿浦には、釜、浦百姓が置かれていた。いいかえると、若松、宿の浦では漁業が営まれ、専業漁家がいたことになる。しかし、それ以前に播州の大屋助九郎が、また、防州の笠屋戸彦七が若松でイワシ漁業を営んでいた事実があり、漁業の歴史は古い。

もともと、若松町は、若松瀬戸をなかに挟み、南に前海、北に西海を控えて、漁業上自然の地の利があった。また、近海も漁族に富んでおり、それに歴史があった。にもかゝわらず、漁業は鯷八反網、イカ釣りが佐尾、若松、神部で、また、宿浦では小人数で小規模の漁業が営まれていた程度であった。しかし、漁法も漸次改善され、明治一七、八年から四つ張網から縫切網に、鯷漁は目掛網から小規模の地曳網にもじ網の併用、さらに明治四一年から、数千円をかけた大規模の地曳網で漁労するよう変っている。それと並行して、これまでもつばら肥料用であったのを煮干にして食用にするようになったし、鯷も干し、干鰯、割鰯、塩鰯に加工されるようになった。目刺しも明治一七、七、八ごろは、わずか二三戸がしていたにすぎなかったのが、明治三〇年前後には広く一般に行われるようになり、二五〇尾刺しから一把一〇〇尾刺しに変わった。たい延縄は、桐古里で古くから行われ、塩漬にしていたが、明治三〇年前後に生魚商が発動汽船や和船で直接長崎に出すようになってから大きく発展し、桐古里以外の四郷でもはじめられるようになり、業者も三四名を数えるに至った。一般でもこの期になると農業兼業者も「鯷八反網、又鳥賊釣りヲ兼ネルモノ其数ヲマシ魚業者ハ漸次増加シツツアリ」(三一二頁)の状態に至っている。事実、漁業兼業戸数は、大正

三年の五〇四戸は三年後の六年には六二二戸へと一一八戸も増えており、漁船（五トンまたは五〇石未満）も大正三年の二一八隻から大正六年の四三七隻へと増増している。もっとも専業漁家は一三戸と少ない。専業漁家も土地を購入して兼業化した事実を考慮に入れてもやはり少ないといわざるをえない。そのことから、漁業は大きく変わったといっても、漁業への純化は、戦後を待たなければならなかったのである。

戦後に入ると、なかんずく昭和三〇年前後から、従来の近海漁業に代って、沖合遠洋漁業が注目されるようになった。漁船の大型化、漁網や漁法の改善があったことはいうまでもない。一五〇トンから二〇〇トンクラスの本船を中心に父船（三〇トンクラス）三隻、母船（二〇〇トン）三隻で船団を組んで東シナ海へ出漁し、アジ、サバを漁獲するようになった。沖合漁業従事世帯は、三八八にもなり、沿岸漁業従事世帯（七〇）の五・五倍にも達している（表1・12・13）。その結果、漁業被傭者は五八九名を数えて、自営漁業従事者の三四九名を上回るに至り、こうして、漁業労働者、家族を中心として一本釣りに生きる五トン未満の漁船を所有する漁業世帯と五〇トンクラス以上の漁船を所有する経営体とに分化した。しかも、この分化は、奈留町のそれよりもより徹底しているのである（表1・19）。一方、新しい漁業も積極的に導入されている。一つは、ハマチ（四五世帯）、真珠母貝（四一世帯）の養殖であり、一つは、フグの延縄である。とくに真珠母貝の養殖は五島でもトップであり、若松特有の漁業となっている。ハマチの養殖は、ここ一四、五年の間に二八世帯が手がけており、ブリの子を二年ほど育て、五キロほどになったところで出荷している。対象地の古里でも行われており、歩どまりは四割あるといわれているが、経営者は買って食べた方が安くつくといっている。一方、フグの延縄も三〇年代から手がけられ、歩どまりも六割あるといわれているが、冬が最盛期で厳しい作業が必要とされる。それで、最低賃金制を設けている経営体もある。しかし、いずれも、若松の地の利を生かし

表 1-12 収入源別世帯数

(昭和46年)

世帯分類		総 数	自 営 業			やとわれ		その他
			漁 業	農 業	その他	漁 業	その他	
総 数	総 数	458		1		447	10	1
	沿 岸 漁 業	70		1		62	7	1
	沖合遠洋漁業	388				385	3	
漁業やと われのみ	総 数	266				266		
	沿 岸 漁 業	32				32		
	沖合遠洋漁業	234				234		
漁業やと われが主	総 数	180				180		
	沿 岸 漁 業	29				29		
	沖合遠洋漁業	151				151		
漁業やと われが従	総 数	12					10	2
	沿 岸 漁 業	9					7	2
	沖合遠洋漁業	3					3	

表 1-13 自営やとわれ別漁業自営世帯

(昭和46年)

自営 やとわれ別	就業 者総数	漁 業 自 営 世 帯											漁世 業従 事者 帯
		総 数	漁 船 非 使 用	漁 船 使 用					大 定 置 あ み 型	小 定 置 あ み 型	浅 海 真 貝 養 殖 母 体	養 殖 其 他	
				動 力 船 み	動 力 船 使 用								
					1 t 未 満	1~3	3~5	5~10					
総 数	944	391		63	29	140	43	16		1	54	45	553
自営のみ	349	349		56	27	120	43	16		1	41	45	
自 営 と やとわれ	6	6				1					5		
やとわれ のみ	589	36		7	2	19					8		553

た漁業であり、法人化の動きも出るほど脚光を浴びている。こうして、若松町は、漁業純化へのプロセスを急テンポで迎っている。だが、それを以てしても若い人達を留めることができないのが現状である。

二、矢神・南越・古里の概況と歴史

矢神は、奈留島の中心で、五島商船が寄港する浦港から、海岸線に沿って北に五キロメートルほどいった所にある。前面に海、背面に山を控えた狭い地域に五六戸が一かたまりになって密集している。家と家との間も狭く、新しい分家がかつてのイリコ加工場や干し場を埋め立てて宅地とし、海に向かって延びている。矢神もいつもの漁村にみかける見慣れた景観を呈している。

一方、南越は、船廻湾、相浦湾を分つ突出した細長い半島に位置し、松山、阿古木、水浦へは一・五キロメートルもあり、歩いて一七分はかかる。標高一〇〇メートルの山並みが海へ走り、切り立った崖によって三地区それぞれが独立した小宇宙を形成している。山を切り取って住みかを作ったという印象すら受ける。水浦のごときは、家が海上にあるといった感じもする。事実、近所へは、木を組んだ板の上を通して往来している。そのため、南越へはバスも入っていない。南越は奈留町でも矢神以上に不便な僻地にある。

古里は、若松町桐古里にあり、中通島南海岸のイタミ崎と桐鼻を結ぶ海岸線の北添いに位置している。古里へは、若松から日に三便あるが、若松と本土との直接連絡がないため、奈良尾港からバスで山越えして桐に出、そこから徒歩で行くのがかえって便利である。いづれにしても、交通は不便である。若松瀬戸は、古来三里一里、いいかえると、行くときは一里、帰るとき三里といわれるほど潮流が早い。そのため以前は、若松町との往来も困難であっ

た。また、桐古里は湾入が浅く、港として十分な役割を果たせなかった。しかし、湾頭の荒島や桐小島が、風波を遮ぎり、激しい潮流が魚族や新鮮な海水を運ぶことから、現在では、真珠、ハマチの養殖地としてよみがえりつつある。それに学校、教会、水源施設が、近代的な趣を添えており、西海国立公園の一角を占めることも未来に期待を抱かせている。

一方、古里は、五島キリシタン史上忘れられない存在であり、元和五年（一八一九）、イスパニヤ政庁に出された信者代表の名簿に古里五名とあり、カソリック奉教時代はもとより、寛政九年の大村藩からの移住やカソリック復活のリバイバル運動にもその名を留めている。古里は五島キリシタン史のメッカである。

戸数は、昭和四五年現在、矢神五六戸、南越七六戸、人口は二〇三人、三五〇人で、古里は五六戸、二三九人である。一〇年前に比べると、矢神で九三人、南越で六九人減である（表2-1）。古里も同様で、同期間に七〇人減少している。高度経済成長の嵐が、ここでも吹き荒れ、過疎化が急激に進んだことが明らかである。なかでも、矢神は、昭和三二年度の人口を九五名も下回っている。いかに嵐が激しかったかが如実に伺われる。

世帯構成をみて、核家族化は顕著であり単身の老人世帯、老人夫婦世帯が多い（表2-2・3・4）。矢神は四割、古里は三割が二人以下であり、単身世帯ないし夫婦世帯が二〇パーセントから三一パーセントを占めている。なかでも古里では、調査世帯の二割は単身世帯であり、うち三戸は六五歳以上である。もともと三調査地とも隠居慣行があり、矢神、南越では、六五歳までは本戸として部落費の負担や郷仕事で義務付けられ、それ以後は、部落規定によると、部落総会や委員会によって、村隠居が認められている。その意味において、夫婦家族世帯や単身世帯が多くなる必然性はある。たしかに矢神の一八戸、南越の一二戸は隠居で、単身世帯のすべてと夫婦世帯の九戸、三戸がそうであ

表 2-1 部落別人口の変遷

(人)

部 落 名	32 年			35 年			45 年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
矢 神	152	146	298	157	143	300	96	107	203
南 越	170	180	350	201	218	419	167	183	350
奈 留 町	4,129	4,361	8,490	4,625	4,643	9,268	3,238	3,331	6,569

表 2-2 世帯員数別世帯分布

人 数 地 域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
矢 神	6(6) 9.5	18(10) 28.5	11(1) 17.5	8(1) 12.7	10 15.9	8 12.7	2 3.2	0	0	63(18) 100.0
松 山	2(2) 8.7	4(2) 17.4	3(1) 13.1	2 8.7	8 34.8	1 4.3	1 4.3	2 8.7	0	23(5) 100.0
水ノ浦	4(4) 13.8	4(3) 13.8	3 10.3	6 20.7	4 13.8	3 10.3	3 10.3	1 3.5	1 3.5	29(7) 100.0
松 山 +水ノ浦	6(6) 11.5	8(5) 15.4	6(1) 11.5	8 15.4	12 23.1	4 7.7	4 7.7	3 5.8	1 1.9	52(12) 100.0
古 里	5 20.0	1 4.0	7 28.0	3 12.0	3 12.0	3 12.0	3 12.0			25 100.0

() は隠居

表 2-3 世 代 構 成

地 域	一世代家族	二世代家族	三世代家族	計
矢 神	20 (15) 31.7	39 (2) 61.9	4 (1) 6.4	63 (18) 100.0
水ノ浦	8 (7) 27.6	18 62.1	3 10.3	29 (7) 100.0
松 山	5 (3) 21.7	16 (2) 69.6	2 8.7	23 (5) 100.0
松山 + 水ノ浦	13 (10) 25.0	34 (2) 65.4	5 9.6	52 (12) 100.0
古 里	6 24.0	17 68.0	2 0.8	25 100.0

() は隠居

表 2-4 形態別世帯分布

	矢 神	松 山	水 浦	松山+水浦	古 里
I 単 身 世 帯	6 (6)	2 (2)	4 (4)	6 (6)	5
II 夫 婦 世 帯	14 (9)	3 (1)	3 (2)	6 (3)	1
III 無配偶子を含む世帯	39 (2)	13 (1)	18	31 (1)	14
IV 有配偶子を含む世帯					
V 直系尊属を含む世帯	4 (1)	2 (1)	2	4 (1)	3
VI 直系尊卑属を含む世帯		1	1	2	
VII 傍系親族を含む世帯			1	1	1
そ の 他		2	1 (1)	3 (1)	

() 内は隠居

る。平均年齢も矢神六七・一歳、南越七〇・七歳と当然のことながら高い。しかし、本戸も世帯主の平均年齢は、矢神四六・一歳、南越四四・五歳と高く、二〇代が少ないことを示している。

生業は、漁業中心の半農半漁である。農業は、経営規模が極端に零細で、比較的大きい矢神でも三反から四反未満層は二戸しかない。南越や古里では、全戸が二反五畝未満である。それに全戸がすべて兼業で、農業は主婦や老人の手に委ねられている。作付けも甘藷と麦がほとんどで、あとは自家用のそ菜がある程度である。それに水田もない(表2-5・6・7)。果たして農業とよんでよいかも問題である。もともと古里はかつて養蚕に従事し、炭焼きにもエネルギー革命の昭和三五年ごろまで携わって

表 2-5 古里の農業経営形態

(1970. 農林業センサス)

農業従事者	農業後継者	自兼別		兼内		業容		経営耕地面積			作物作付面積				樹園地			家畜		山林面積	
		自営	兼業	自営	出稼	日雇	その他	水田	畑	計	水稲	麦	甘藷	野菜	その他	温州	甘夏	その他	牛		豚 繁肥
38	3	38	16			3	12	325	325		66	176	102	68	3	12					312

表 2-6 兼業種目別農家数(古里)

漁業	16 戸
日雇	3 戸
その他	12 戸
計	31 戸

表 1-7 経営規模別農家数(古里)

5 畝未満	0
5 畝～1 反未満	7 戸
1 反～1 反5 畝未満	18 戸
1 反5 畝～2 反未満	5 戸
2 反～2 反5 畝未満	1 戸
計	31 戸

きており、山を活用した農業を続けてきた。現在でもみかんや甘夏柑、そ葉が手がけられている。救いといえは救いである。しかし、その古里でも三八戸中農業後継者はわずか三名しか残っていない。三地区とも農業は共通して停滞している。むしろ後退しているという方が適切である。折角の新しいに運きにも未来はないのである。

一方、漁業は、昭和四八年の第五次漁業センサスによると、矢神では、五七戸中の三三戸（五七・九パーセント）が従事しており、うち六戸が経営体世帯、二七戸が雇われ世帯である。経営体とは、利潤または生活の資をうるために販売を目的として水産動植物の採捕、養殖をし、年間三〇日以上出漁している世帯や事業所であり、年間三〇日以上雇われて漁労作業に従事した世帯員のいる世帯が雇われ世帯である。南越も四七戸（四四・六パーセント）が漁業を中心に生計を立てているが、経営世帯は一七戸で、あとは雇われ世帯である。しかし、経営体といっても、規模が小さく、矢神では動力船はすべて五トン未満である（表2-8）。これに対して、南越は、五〇一〇トンクラスに二隻、一〇～二〇トンクラスに三隻あって、その点、矢神よりは規模が大きい。それだけ階層分解はげしいともいえる。南越は、明治四〇年代俗称ヘントコ網とよばれる地曳網を他部落に先がけて部落共同で運営した歴史があり、昭和一〇年代にも二〇人の出資による株組織を作って共同で経営しており、漁業に積極的であった。もっとも、矢神でも、同時期に二八株の株組織による二つの網組——七隻を一セ

表 2-8 三部落の漁業形態

地区	漁業形態	総数	漁船使用												大型定置網	小型定置網	地びき網
			無動力船のみ	動力船使用													
				1ト未満	1ト3	3ト5	5ト10	10ト20	20ト30	30ト50	50ト100	100ト200	200ト500	500ト1000			
南越		7			2	5											
南越		9	1			3	2	3									
矢神		6			3	2										1	

ギリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

ットとする——で地引網漁業をはじめた。イワシ、イカの漁獲が中心であったが、採捕のほかに毎年六月から一月にかけてイリコ加工をし、あとの半年を加工のための薪の採集や、簀の子箱作りにあて、年間、部落を潤してきた。しかし、戦後も三〇年代に入ると、イリコ価格の低落、鮮魚への転換、漁法の進歩や漁船の大型化などに対応できず、矢神では昭和三五年、南越では同四〇年に共同経営が行き詰まり、現在の状況に立ち至っているのである。

古里は、若松町でも桐とともに、漁業を比較的早くからはじめ、とくにたい延縄では最も古いといわれ、塩漬にして出していたが、明治三五年ごろから生魚のまま長崎に出荷するようになってから盛んになったと伝えられている。なかでも若松瀬戸は、潮流が早く古くから三里一里といわれ、海上交通が不便であったが、潮流にのって鰯、小いわし等が来游し、近海も、たい、いわし、いか等の魚族にも富んでいたの、漁業は盛んになっていた。事実、大正六年の統計によると、たい船曳、葛網が四続、鰯地引、曳網物が一三場、大地に二場あったことが明らかである。

現在、古里では、三八戸が漁業に従事しており、調査できた本戸のうち七戸が雇われ世帯で、四戸が二、三トン級の船で自営し、二戸がハマチ養殖にたずさわっている。自営は一本釣り、延縄を中心とする漁業で主として老人、いわゆる小漁師の仕事であり、ぶり、たい、いかななどを水揚げしている。雇われ漁夫は、東シナ海でのア

ジ、サバ船団に乗り込み、昭和四七年現在では、基本給四万円に取り高制のプレミヤムがプラスして月七万円前後の収入をえており、最も安定した収入があるといわれている。しかし、手の汚れる仕事で若い人を引き止めるだけの魅力がなく、最近では都会へ出る子弟が多い。一方、ハマチ養殖は、「獲る漁業から養う漁業へ」の流れにのった試みで、ブリのもった子を天然養殖し、二年位で四〜五キログラム、四年で一〇キログラムになるが、二八キログラム位になると出荷している。歩どまりは四割といわれているが、当の養殖業者は買って食べた方が安くつくといっている。しかし、地の利をえた古里に合った漁業であることは否定できない。

しかし、漁業が盛んになったのは、昭和に入ってからである。それまでは、農業を中心に漁業をサイドワークとしてきた。先住民である地下の人びとに対してクリシタンは後来者であり、恵まれた土地があるはずはなかった。彼らは、信仰のために山を切り開き、石畳で区切って「カマチ」と呼び、それを耕作して生活を支えてきたのである。文化三年（一八〇六）の「新地改」に、「船廻村居付一石三斗四升七合六勺」（『奈留町誌』一〇六頁）とあるのは、その一端である。それだけに生活が厳しかったことはいまでもない。

ところで、農業に依存し、漁業をサイドワークとする村びとにとって、その生活を支える共同体的基盤として地先海面と山は不可欠であった。肥料源、食料源としての地先海面は生活に必須であったからである。水田農村における「水」に匹敵するといってもよい。居付きの矢神、南越は常に地下（ビゲ）の下位に立たされてきたが、その地下である船廻と入会稼ぎをめぐる度々激しく争ったのはそのためであった。こうして、明治二十九年、漁業法改正によることも大きかったが、ともかく採藻場に関して「規約書」を作成することに成功した。その主なものは次の通りである。

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族關係

規 約 書

船廻郷採藻場ニ関シ将来ノ紛議防止スル目的ヲ以テ船廻字住民矢神字住民會議ノ上左ノ規定ヲ設ケタリ

第一条 八幡社鳥居ノ下ヨリ藪神ノ下ノ鼻迄カウログチ下ノ鼻ヨリ市木良田中豊助構境迄ハ船廻字住民ニ於テ採藻シ…(中略)

第二条 採藻場付テハ第一条ノ如ク區別ヲステイニドモ和布ノ採取ニ付テハ兩字住民入会稼ヲナスモノトス

第三条 和布ノ採取ノ始期ハ毎年旧曆二月十六日ト定ム

但雨天大風等ノ如キ天災ニヨリテ採取能ハザル時順延トス

第四条 苗床藻採取ハ和布採取ノ始期ニ先立ツベカラズニトス

第五条 第三条、第四条ノ規定ニ違背スル者ハ違約金トシテ金二円ヲ徴收スルモノトス

但婦女子ノ違背ノ場合トイニドモ其監督者ニ於テ責任ヲ負フモノトス

第六条 この規約ハ其筋ノ許可ヲ得テ採藻場区画使用ヲ繼續スル間ハ數十百年後ニ至ルモ其効力アルモノトス

右取極ノ証トシテ原本ニ通リ各一通ヲ取持スルモノ也

明治二十九年六月二十日

つまり、両部落の入会範圍と食用としての重要な和布の採藻期間を決め、和布採取に先立つ苗床藻の採取禁止と違反者に対する罰則を決定したのである。制裁金二円の額に地先海面の重要性を伺うことができる。しかも、村隠居した老人世帯は村仕事から解放された反面、採藻が禁止されていたのである。現在もそうであり、採藻が村びとにとって重要な生活源であることが分る。

それに、地先海面は個々の村びとにとって重要であっただけでなく、部落にとっても大事な収入源であり、矢神、

南越とも磯仕事として海蘿取りを課し、その収入を部落運営費に充当して来た。矢神を例にすると、昭和七年海蘿收入として六二円一六銭があり、それでもって水防機を購入している。現在でも、磯仕事は、郷（村）仕事の重要な一つであり、波止場作りのため、昭和三五年から毎年五日間、部落総出で磯テングサ採りをしている。地先海面は、村にとっても重要な財源の一つであった訳である。古里でも、地先海面をハマチ養殖用として漁協に貸し、年一〇万円を得、養殖に伴う迷惑料として小割式九平方メートル一台につき千円、築堤式大型漁場に三万円、小型漁場に二万円を徴収し、郷費に繰り入れている。

共有林も、薪炭林、肥料源として重要な役割を果たしてきた。矢神では、昭和四年一戸から三円ずつを徴収して町から貸与されていた薪山を購入して部落有とし、かつては、正月に山入りして各戸に割当て、薪炭の利用に供してきた。南越も九一町七反歩の山林を共有し、年間五日間、日を決めて薪取りを許可している。桐古里にも二〇町歩の共有林があり、十五年前まで薪木、木炭に利用してきた。炭焼きを業としてきたものもあったという。

しかも、共有財産であるだけに、その管理、運営は、部落会ならびに部落長の責任であり、外部との折衝に際しても、常にその利益を擁護してきた。明治二九年における矢神と船廻との入会稼ぎをめぐる争い、桐古里と宿浦との共有林の境界をめぐる裁判問題は、その典例であるが、そのことがまた、他部落に対する差別感と自己中心感を高めてきたことは、否定できない。それと同時に、村入りに対する厳しい制限を設けることにもなったのである。

矢神では、「新郷加入者、加入金七円、郷へ出金、尚酒八合、差出」と定む。一、一応郷入、他所へ移転、再入、酒八合、郷加入、印、差出」と郷総会で決め、さらに、昭和六年には、「新郷入り一戸、付金一三円、酒八合、出、郷入、前郷民、他村、行帰、来入郷、時、金五円、酒八合、出事」に改められている。単に金額が

上げられただけでなく、他出して帰村したかつての村びとに対して、新たに加入金を徴収するに至ったのである。なお、南越でも、部落会規約によると、第二〇条で、「本部落に加入する者は其の七日前に部落会長に申し出て総会又は委員会の承認を得なければ加入とは認められない」と明記し、「本会加入金を金三百円とする」と第二四条に記している。他面、郷仕事への参加は、村人の権利であると同時に義務であり、不参加者に対して、三部落とも不参賃を徴収しており、南越では、「本部落総会に不参加の会員には不参賃を課する」と部落会規約第二五条に明記されている。村びとに対する共同体的規制もまた強かったのである。

このように、海と山という共同体的基盤に支えられた共同体的規制は強く、また、排他性、封鎖性も強固なものがあつた。町勢要覧『わかまつ』（昭和四一年）が住民の生産水準や生活水準の低い一因として、「部落制度に残存する古い諸関係諸制度」（一六頁）をあげ、「本土との隔絶が村落体制、古い遺物を残存させる」（一六頁）としつつ、さらに「それが山や海の権利関係に物質的な基礎を置いて強固に残存し……」（一六頁）としているのは、そのこと自体が生活水準を低くしているかどうかはともかくとして、海と山のもつ共同体的規制の強さを改めて再確認させるに十分である。

さらに、矢神、南越は、株組織によってではあつたが、漁業、水産加工面でも共同経営を推進してきたことはすでに指摘した通りである。矢神では、小島地引網組（三三三）と小浦地引網組（一六六）があり、燈船二隻を先頭に、中央に船頭船、そのあとに、引船二隻、網組二隻（無動力船）で一組として地曳網漁をし、イカやイワシを捕え、それを部落ぐるみで加工して来た。共同経営による網組も一統あり、昭和四〇年まで維持されていた。このように、部落単位の漁業組織は、すでに三〇年近い歴史があり、その歴史の爪跡が共同体としての村に深く刻みつけられている。

のである。

さて、以上、各部落は、生産に不可欠な地先海面と山を共有、共同利用し、長期にわたって漁業を共同経営してきた。その上、後述するごとく、隠居分家慣行によって、家族は、核分裂のように同一部落内に分家し、親子兄弟の強い連帯によって結び合っているのである。しかも、三部落とも、若者宿があり、矢神、南越では、学校を卒業すると男子はすぐ若者組に入り、三五歳で退いていた。若者宿も、二ないし三あって、未婚の男子が集まり、新参を大人としてトレーニングする役目を果たすとともに、急病人や水難事故の火急を要するとき、積極的に活躍した。また、婚姻を規制し、部落内婚を支えてきたことも事実である。女子の嫁出先もまた主に部落内であった訳である。なお、宿親へは、盆、正月に中元、歳暮や畳などを贈っていた。その後、大正初期に、青年会に改組され、少年部（小卒から二〇歳）、青年部（二〇〜三五歳）とに分けられたが、やはり男女同宿することがあり、『郷土誌』は、「男女同宿の件……青年会ノ組織アリト雖モ旧來の幣風を革新スルニ至ラザムカ未婚ノ男女ハ或ハ一定ノ家ニ宿泊スルヲ常トシ……」（七二〜七三頁）といい、また、「一般ニ男尊女卑ノ風アリテ未婚女子ハ男子ノ自由ニアリトシ俗モ奴隸的取扱ヲナスノ風アリ、家人モ周囲ノ情ニ捉レ之等未婚ノ男女ノ行為ニ対シテ黙許スルノ幣風否一大蠻風アリ」（七〇頁）と嘆いている。蠻風か否かの当否は別として、若者達が女子を統制していたことは明らかである。村内婚が多いのも、信仰の秘匿性と合わせてそのこととかかわり合っていたのである（表219）。桐古里でも、『郷土誌』に「外泊ノ風大イニ近時改マリ……」と記されていることから、かつては存在していたかとも考えられる。したがって、隠居分家慣行による村内分家が多いことに加えて、婚姻関係による妻方親族もまた部落内に多いことになる。矢神では、交際関係のある親族のうちの二六八名（三七・六%）、また南越でも一二〇名（三五・七%）が部落内親族である。

表 2-9 現 住 者 の 通 婚 圏

地 域	矢 神	水 ノ 浦	松 山	水 + ノ 松 浦 山
部 落 内	26 41.2	6 33.3	5 31.3	11 32.3
奈 留 町 内	26 41.2	7 38.9	9 56.2	16 47.1
五 島	6 9.6	5 27.8	2 12.5	7 20.6
長 崎 県 内	3 4.8	0 0	0 0	0 0
長 崎 県 外	2 3.2	0 0	0 0	0 0
計	63 100.0	18 100.0	16 100.0	34 100.0

古里にしても調査できた対象が二〇戸で限界はあるが、やはり一〇五名(三一・四%)が部落内親族である。この事実については後述することにするが、このように親族関係は、網の目のごとく張りめぐらされ、部落はさながら一個のデーム(deme)共同体のような趣きを呈しているのである。

さて、最後に指摘しなくてはならないのが、矢神、南越におけるキリシタンの信仰組織である。奈留町では、キリシタン家族(八〇〇)は、仏教(六〇〇)、カソリック(七〇)に対してマジョリティを形成しており、そのシェアは五島でもトップである。矢神もまた一〇数年前までは、全戸がキリシタンであった。キリシタン村落の典型といってもよい。矢神は、大村、五島両藩の「人送り」を契機に久太夫と三人の子どもと、長吉、紋四郎が来島してから、今日まで信仰を守り続けてきたのである。

ところで、このキリシタンの信仰と行事を支えてきたのが、「もと帳」あるいは「帳」とよばれる信者組織である。矢神には、現在二つの帳があるが、もとは一つであり、六〇年程前に

矢口家の一族が、婚入した嫁が秘かに持参した帳を祭らなかったことから、病氣や災難が出たため、別に帳を作ったことによる。最近一つにしようとする動きがあったが、役職者のうちだれを格下げするかが難しく、そのまま立ち消えになっている。

帳には、「ジンジさん」と呼ばれる帳役、洗礼役、宿老の三役があり、この三役の集まりを「小はぎ」と称している。帳役は、帳方とも呼ばれ、かつては、死者を弔う役柄であったが、現在では、「檀家を帳した」(帳役の言)という言葉に明らかなごとく、帳役は、檀家、いわゆる「帳下」のトップに立ち、帳下をリードする要職だといわれ、先祖から伝わる「お帳」を護持するとともに、カソリックの教会暦に当る「日繰帳」を繰って、祝日や「悪カ日」(障りの日)を繰り出し、帳下に知らせる。また、「オラシヨ」(oration)を暗誦し、伝承するとともに、祝日や帳下の人生儀礼にオラシヨをあげる。現在では、しかし、どちらかといえば毎週の障りの日を繰り出すことにウエイトが置かれている。障りの日は、針や肥料などを扱ってはならない日で、現在でも帳方の家へ問い合わせの電話がかかってくることもあるといわれている。矢神は、六冊の日繰帳を六年ごとに交互に使い、南越では、毎年帳役が新暦の四月二十六日を「はつば」(パスカ、復活祭の日曜日)に合わせ、その日の一週間前の日曜日からスタートさせるように作り替え、神に捧げている。

また、葬儀は、キリシタンにとって、現世から永遠の来世、いわゆるパライスに移る転機であるだけに、帳方の大切な役目であった。いまでも死亡前に洗礼を受けるものもある。かつては「死者のオラシヨ」、「死届けのオラシヨ」、「続け届けのオラシヨ」をあげていたが、現在は「サンタエキレンジャの寺におんよとり下さいましておん届け下さりまする」(帳方の言葉)の「死亡届けのオラシヨ」をあげる。以前は、神主や僧侶が立ち合った場合、隣の家で

矢神の日繰帳の一部

○さん かつおあまよ 一六 さん とうとす ○ 白きつろんそ 一六 さん づねそ	○さん かつおあまよ 一六 さん とうとす ○ 白きつろんそ 一六 さん づねそ
--	--

南越の日繰帳の一部

昭和廿六年度 新四月九日 旧二月二十四日 十九日 ちつくわのどめざ 廿六日 だめお ちつく 廿八日 ちつく ちつく 三十日 だめお ちつく 三十一日 だめお ちつく	十九日 ちつくわのどめざ 廿六日 だめお ちつく 廿八日 ちつく ちつく 三十日 だめお ちつく 三十一日 だめお ちつく
---	--

「経消しのオラショ」をあげ、アベマリアを三遍唱えていた。その後、四九日、三年、七年、一三年、二五年、三三年にも「オラショ」をあげ、四歳、十三歳の四ツ身、紐解き、男子の四一歳と六〇歳、女子三三歳の「はれ役」や家普請、船祝いのときにも「ゴクレキ」をあげている。このように帳役は、檀家の人生儀礼などの改まった節々のすべてにかかわり、信仰の中心として指導的役割を果たしてきた。

洗礼役は、南越では、看防、別名水方、あるいは聖ジュアン様ともいわれ、洗礼の役目をつとめ、宿老は、取次ぎや儀式の準備、供饌の役割を果たし、また、帳方、洗礼役がいなくて代理をつとめる役である。なお、洗礼については後述することにする。

矢口一族では、帳役一人だけですべてを取りしきり、いま一つの帳では、先年宿老が他界したが、後継者がいないため帳役と洗礼役の二人で帳下を支配している。なお、南越は、帳役、看防、宿老の三役が揃っており、かつては無償で奉仕していたが、二年前から儀礼ごとに檀家から三役一人当り千円ずつ包むことにして、組織の維持をはかっている。この帳組織は、禁教下はもちろん、信教自由後も専門聖職指導者いなくなかにあって、迷える羊の状態にも似た信者を一つにし、信仰を維持し続けさせた最大の要因であることは改めていうまでもない。矢神、かつての南越を「信仰の王国」にした中核であるといっても過言ではない。

ところで、帳は、もともと教会暦にあたるバスチャン暦に由来しており、それを帳と五島では呼称している。いうまでもなく、教会暦はキリストの生涯における人類救済の事業を記念する祭を年間に配分し、一年を通して信仰心をリズムカルに昂揚する典礼暦であり、サンタ・マリヤの重要事項と聖人たちの記念日が掲げられている。帳もまた願立て、いわゆる立願の日や願解きが暦のなかに取り入れられていることに明らかなく日本式的なものに摺合され、

表 2-10 主 な 祝 日

<矢 神>

一月一日	オガンダテ
二月二十八日	悲しみの入り (キリストの捕った日)
三月二十四日	中 日 (悲しみの中日)
四月十五日	悲しみの上がり
六月二十三日	サンジュワン様 (畑で作った初穂を上げる)
七月九日	コヒチネン様
八月四日	雪のサンタ・マリア様
十一月一日	ともらいの日 (死んだ人の供養初穂の日)
十二月二十三日	タイヤの日(クリスマス)
十二月三十日	ガンを解く日 (一年のガンを解く)

<南 越>

新二月二十八日	かなしみの入り
旧三月一日	かなしみの上り
旧五月二日	さがらべんとう様
旧五月十一日	さんぢわん様
旧五月二十七日	御七人様
旧六月二十三日	雪のさんた丸や様
旧九月二十二日	もろもろの人ばいと日
旧九月二十三日	もろもろの人とむらい日
旧十月二十四日	御かいさん日
旧十一月十七日	御たん生しも月の入

本来の意味を失ったものもあるが、矢神、南越では、表 2-10 のような宗教儀礼が今日も行われている。教会暦同様、一年を通じて信仰心を昂揚し、そのことによって、弛みがちな共同体意識を固めて来たことは、疑いが無い。十年前までは、六月二三日、十一月一日には、弁当を作り、また、十二月二三日には輪番制で餅をついて帳役の家に寄り、一戸に二個ずつ配り、夜八時と十二時の二回、オラショを

あげていた。現在は、全部集まらなくなっているが、篤信の人は、帳役のところへ出かけており、また、十二月三日には婦人や子どもが集まり、オラショをあげている。南越でもかつては集まっていたが、いまは有志のみになっている。次第に、行事自体も少なくなっているが、かつて、こうした行事が帳組織とともにたんに宗教的連帯を固めただけでなく、村を一つにするセメント役割を果たしてきたことは、否定できない。矢神、南越は、宗教的共同体でもあった訳である。しかし、かつては三役が揃ってはじめて儀式を行うことができたが、南越はともかく矢神では、三役が揃っていない。その当りに崩壊の兆しがあるといえるし、創価学会への転宗者も五戸を数えている。ただ、キリシタンがマジョリティであり、ともかく帳組織も維持されている。しかも、キリシタンであり、居付きであることが、つねに郷内他部落の下位に立たされてきただけに、逆にそのことが、共同体意識を高め、結束を固めてきたことも事実である。例えば、矢神では、地下の船廻、田岸とともに、船廻八幡宮と川祭に、明治四四年に参加させられて、川祭のために年間一戸につき四〇銭を徴収し、八幡宮の祭典費も今後五年間負担することを約束させられ、「当参郷在住スルモノハ如何ナル宗教ヲ問フ積立スルモノトスル若シ違約者ヲ生シタル時ハ山海ノ稼キラ二年間差止ムル事ナルベシ」とされたのである。その後も、昭和二〇年まで参加し、戦後になって、氏子脱退を申し出、離脱している。

しかし、こと部落の氏神である矢神神社や漁業の神とされる「小島様」になると話は別である。氏神は、旧六月八日に寄付や一戸当り割当制で祭典をし、小島様は、旧八月六日が祭りで、この日、二つの網組による費用負担で、二十代、三十代、四十代に分れ、ボート競争があった。しかし、いまは、氏神祭に統一され、氏神祭りも世話役だけが集まるようになり、費用も部落費から出している。かつて、例えば昭和五年には、氏神祭りは、寄付金二円五〇銭と戸別平等割一円五三銭の計五七円一五銭で、また、小島様は小島地曳網組による十二円五〇銭、小浦地曳網組による

二円五〇銭の寄付と一戸当一〇銭割当の三円六〇銭で賄われていた。寄付があり、部落費で運営される当り、外部からの強制というより、ボランティアであったと考えられる。事実、厄年の「はれ役」のときには、「オラシヨ」をあげた後、氏神に参拝している。しかも、現在の帳方は宮惣代を兼任している。クリシタン信仰がシンクレティズムともいわれる所以である。二四戸（うちカソリック、創価学会各一戸）の調査で、「クリシタンはカソリックに近い」と一八名が認め、同じく一八名が氏神祭りに参加するといひ、正月に一五名が氏神に参拝していることにも明らかである。その意味では、氏神もまた矢神の共同体的シンボルであったといふことができる。

ところで、南越、古里では、明治六年以後カソリックに帰宗するものが多く、南越では水浦に昭和二年、古里では明治一三年に教会が設立されている。南越の松山（二三戸）は一戸が創価学会、一戸が昭和三四年結婚の際カソリックに改宗した以外は、すべてクリシタンであり、教永寺の壇従である。一方、水浦は、信教自由直後、外人宣教師の導きで多くが帰宗したが、大正期に二戸が結婚を通してカソリックに改宗し、その結果、現在二九戸中一六戸がカソリックである。数は少ないが、昭和二年一五戸が六〇〇円を出資して教会を建て、その後台風で崩壊したので、昭和三〇年九〇万円で再建している。信仰は厚いといつてよい。したがって、郷仕事や総会とミサが重なることもあって、不便なことも少なくないが、別の日に出ることでやりくりしている。かつてはともかく、現在では通婚も行われ、また、クリシタン自体の信仰も世俗化でうすれてきていることもあって、宗教的なセクト間の対立を生み出すには至っていない。それに、南越には、矢神と違って、氏神がない。また、クリシタン一名のうち、五名がクリシタンは仏教に、五名はカソリックに近いといひ、クリシタンの性格付けがすでに曖昧となっている。その上、クリシタンの儀式に参加するというものも一名しかない。この点、矢神とかなり違っている。したがって、クリシタンであり、

仏教であることに矛盾はないかと問うたのに対して、解答した九名は、なんらの矛盾も感じていない。南越のキリシタンは世俗化が顯著である。

桐古里は、キリシタンの歴史が古く、矢神同様、寛政九年（一七九七）、既に述べたごとく、桐に七名、古里に七名が来島した歴史があり、公教会復活のリバイバル運動で活躍したガスバル与作もまた、古里の出身である。明治三年、いち早く教会が設立されたのもそのためであった。激しい迫害、弾圧を受け、侮蔑的な下のつく性——例えば、下崎、下村など——をつけられながらも、公教会に復活した。それだけに、復活しなかったキリシタンにとって、信教自由後も少数派であるだけに、カクレ的態度は払拭できなかったものと思われる。大正七年の統計によると、神道一一戸（六六人）、浮土宗二〇戸（一一二名）に対して、七五パーセントがカソリックで、古里では、カソリックが当時すでにマジョリティであった。例えば、当時仕付祝いといい、甘藷の収穫祝いと秋の収穫の予祝行事とをかねて、毎年梅雨明けの一日、団子または饅頭一重と煮しめ一重を持って、各戸が当番の家を集まり、余興として子どもに相撲を取らせ、勝ったものに二銭、敗けたものに三銭与える行事があったが、明治三〇年代末までカソリックも参加していた。しかしその後は参加しなくなったと『郷土誌』（一一二―一三頁）は伝えている。あえて不参加に踏み切れるだけの力がすでにそなわっていたのである。若松神社についても同様であった。また、現在でも、カソリックが神父を中心に一体化し、日曜日ごとに道路掃除をしているのに対して、キリシタンの側からの積極的参加はない。その意味では、南越とは逆の立場に置かれているといってもよい。

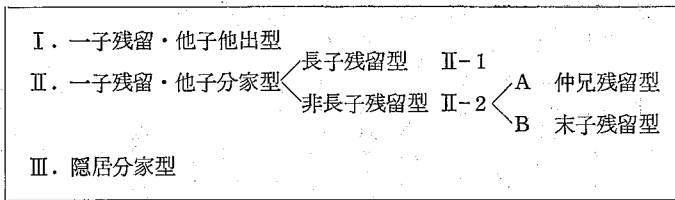
三、家族分封と親族交際

1 家族分封

(1) 矢神の場合

矢神には、南越や古里同様、長子家督、末子相続といった相続慣行がなく、一定の構造化された定型的パターンは存在していない。家屋敷の継承、位牌の継受、両親の扶養は、相続のメインアイテムであるが、この三つは必ずしも同一人に帰属していない。その意味では不定相続といえることもできない。また、そのうちのどれに注目するかによつて事態はかなり違ってくる。いま、^{もといえ}本家、いわゆる家屋敷を継承したものにスポットライトを当てると、一人子や養子の九ケースを除くと、長男がトップで一〇名、以下次男七名、三男三名、五男一名と続き、一応長男が多い。かつて、古野清人は、矢神について「家の相続は大部分が長男で、次男以下は分家、すなわち割家^{かっけ}する」(『隠れキリシタン』、至文堂、昭和四七年、二二四頁)と説いている。家屋敷の相続に着目すると、形の上ではたしかに長男相続である。しかし、長男一〇人に対して非長子一人であることに注目する必要がある。他方、非長子一名中四名は末子である。『郷土奈留』は、「入植者は、自己の勢力を拡張するために、その子弟が長ずると、長子より分家独立させて、同族の勢力拡張に努めた。したがって、親は末子に家を譲り、末子が相続するようになった」(一〇六頁)としている。しかし、わずか四ケースで制度化されていたとは簡単にいい切れないものがある。それに、分封過程は、ここで説かれるようなプロセスを必ずしも辿っていない。家屋敷の継承に限っても、これだけ多様であり、さらに扶養や位牌継受の問題が加わると一層多様化せざるをえないのである。

表 3-1 家族分封類型



また、一つの相続パターンが、同一家系の世代間に必ずしも繰返されていない。Y・M家を例にすると、先代は隠居分家によって子どもを仕付けたが、次世代では二家族とも長男の単独相続である。Y・I家でも、先代は次男の仲兄相続であったが、次代では隠居分家（三件）、末子相続（二件）、単独相続（二件）となっている。両家とも、家系としての一貫性がないのである。

矢神では、相続の在り方は、個々の家族を取り巻く内外の社会的、経済的条件に応じて違っているといった方がかえって適切である。どちらかといえば、状況適応型なのである。ただ、本稿のテーマは、相続それ自体になく、家族分封とその後の家族間関係に焦点が置かれている。したがって、ここでは、家族分封に相続をコンビネートさせた分封類型を設定して、伝統的な相続類型と対比し、矢神、南越、古里における家族分封の特徴を究明することにしたい。

さて、表3-1が、その家族分封類型である。

一子残留・他子出型は、一子が残留して家屋敷を相続し、他子はすべて村外に他出するタイプであり、家屋敷の継承と老親の扶養、位牌の継受が一子の責任に帰着する一子単独相続型である。しかもこのパターンは、どの三調査地にも共通している。

第II類型は、一子が残留して家屋敷を継承する点では、第I類型と同じであるが、他子うちの最低だれか一人は村内に分家している。この点、第I類型と違っている。さらに

第Ⅱ類型は、旧居継承者が長男である場合と非長子である場合とに分けられる。前者では、次、三男以下に分家があることから内実においてはともかく、形態上では少なくとも、伝統的な長男相続に近い。非長子型は、旧居継承者が、仲兄(Ⅱ—2A)、あるいは末子(Ⅱ—2B)であり、ときに分封のプロセスがⅡ—1型に近いケースもあるが、一般的には末子相続型に近い。矢神では、古里同様、このⅡ型が少なく、南越に多い。一般に五島には末子相続型は少なくない。その点、矢神、古里は例外ともとれるが、次稿で取りあげる三井楽町岳でも、Ⅱ—2型が存在していないことからして、一概にそうだと断定できないようである。

第Ⅲ類型は、隠居分家型である。両親は、長男夫婦に家屋敷を与えて、次、三男を連れて隠居分家し、次男以下にも同様の措置を繰返して末子まで及び、最後に隠居するタイプである。ただ、この家族分封のプロセスが、ターミナルである末子まで及んだケースは、古里に多く、他は、途中に分家、養子入りなどがあるデビアントケースをこのカテゴリに入れても予想外に少ない。とくに南越がそうである。したがって、長男に次ぐ家族分封過程に少なくとも隠居分家行爲があったケースを、一応このカテゴリに入れ、事例分析を通して、その実態を明らかにすることにした。なお、内藤莞爾は五島の家族分封に関して、すぐれた類型を設定されているが、あえて新しい類型化を試みたのは、調査地では、いわゆる混合D型が多いことから、この実態に即した分類をしたいことと、相続は末子であるが、家族分封は完了しているケースも同列に扱いたいと考えたからにはかならない。もっとも、新しい類型化といっても事例分析に入るための一つの目安に過ぎないことはもちろんである。

さて、矢神では、二一セットの家族分封をセットすることができたが、表3—2のごとく一子残留・他子他出型が一〇件で最も多く、以下隠居分家型六件、一子残留・他子分家型五件と続いている。なお、一子残留・他子他出型の

表 3-2 地区別家族分封類型

調査地名 家族分封類型	矢 神	南 越	古 里	合 計
I 型	10 (2)	2	5 (1)	17 (3)
II - 1 型	1	4		5
II - 2 型	A 3	2	1	6
	B 1	(1)		1 (1)
III 型	6 (2)	2 (2)	4 (7)	12 (11)
合 計	21 (4)	10 (3)	10 (8)	41 (15)

注 () 内は先代、先々代

内訳は、長子残留型、末子残留型各一件、仲兄残留型三件である。その点、II-1型、いわゆる一子残留・他子分家型が多い南越の場合と対照的である。

さて、一子残留・他子他出型——一子単独相続型といい換えることができるが——は、一〇ケースを数え、矢神では最も多い。一子の内訳は、長男三、次男四、三男二、五男一となり、一子単独相続といっても、長子ラインに固執していない。また、末子も三ケースあり、その意味では末子相続ともいえるが、それとて一般的であるとはいえない。むしろ、長男、末子といった特定の地位に固定されていないところに矢神の特徴がある。なお、他の子弟は、他家に養子入りした二名以外はすべて村外に他出している。

まず、長男の三ケースである。一つは、Y・M家で、四男子・六女子、都合一〇人の子どもがあり、子宝に恵まれ、しかも皆元気に成人したが、父は、第四子の長男が一五歳のとき他界し、祖母、母、第三人、姉妹四人が残されることになった。そのため、長男（昭和一五年生）は、中学卒業と同時に崎戸鉦山で働いて家計を助け、昭和四〇年結婚したのを契機に帰村して跡を継いだ。その間に弟は、中学卒業後二人とも奈良へ他出し、姉

妹三人も、長崎、広島へと働きに出た。結局長男が帰村したとき、祖母、母、六女、四男が残っていたことになる。その後、末弟は奈良、六女も大阪へと他出し、長男も子どもが二人になったので、祖母と母は、昭和四五年隠居に出た。母五九歳のときである。隠居は、長男が建て、祖母と母の面倒や二年後に他界した祖母の葬儀は、長男の責任をもって果たしている。子弟を一人前に仕付ける直前、父が他界したと、弟妹の他出先に明らかなく、子弟の成長期と高度経済成長期とが重なり合ったことが、この家族分封と関係している。

いま一件も、父親が、第一子である長男が二三歳のとき、二男子・三女子を残して亡くなったケースである。そのとき、長男、次男とも出稼ぎに出て家を留守にし、長女、次女も、北九州市の黒崎と五島の古巣に出ていた。結局、母と妹の二人が残っていたことになる。そのため、長男（昭和六年生）が帰村して相続することに決まり、二人が住んでいた納屋を建てかえ、その後、妹は福江へ婚出したが、長男自身、子どもも三人になったので、昭和四八年、隠居を建て母をそこに住ませている。母六〇歳のときである。長男の単独相続といっても改めて継ぐべきもののない一子単独相続であった。

最後の一件は、相続は済んでいないが、子弟の処遇、いわゆる「仕付け」は済んでいる事例である。当家は、二三年の間に、四男子・二女子が生まれているが、長男は、父親二五歳のときの第一子である。両親は、長男が昭和四四年、二四歳で結婚した三年後に、子女を伴って隠居し、この隠居から、長女、次女は西宮、尼崎へ、次男は長崎、三男と四男は大阪へ他出した。生計は、父、長男とも漁業で立てている。なお、隠居は、父と長男の二人で建て、両親は、いずれ長男に財産（畑三反）を譲り、「親かい」（扶養）をさせるつもりだといっている。最近の新しい家族分封を代表していることができる。けだし、ここ三、四年のうちに家族分封が終わる一二ケースのうち三ケース

では、長男一人が残留しているからである。過疎化が急速に進展して、八家族では後継ぎが一人も残留していない現状のもとで、わずか三件であるが、ともかく一子が残留しているのは注目されてよい。

次男の単独相続事例は、四ケースで、このタイプのなかでは最も多い。そのうちの一ケースは、長男が先妻の子であることから、他家に養子入りのことによる。因みに、末子の五男（大正八年生）が相続したケースも、長男、三男、四男の三人が早逝し、次男が養子に出、五男が結婚した直後に父が他界したため、単独相続したものである。なお、母は隠居していない。いずれも末子であることから末子相続ともいえるが、父の再婚や死亡といった家族の内部事情によるところが大きい。

他の二ケースは、父がともに、昭和二五年、同三五年に六〇歳前後で他界し、長男はすでに福江へ他出していたため、そのとき家にいた次男が相続して、母や弟妹の面倒をみることになったケースである。その後、弟妹は、中学校卒業後、長崎、愛知、大阪（二名）、東京で就職している。就職先が関東以西に広がっているのが注目される。先の長男相続にも父の他界により長男が帰村したケースが二件あった。この場合も、長男は他出していたが、すでに妻帯していたし、次男がたまたま家に残っていた点で前者と異っている。

なお、相続は未完了だが、子弟の仕付けは終了しているケースも一例ある。長男、三男はアグリ漁業で相浦へ、四男、五男は大阪へ他出し、結局、次男（昭和九年生）が残り、昭和三五年結婚した。父母はそれを機会に隠居し、将来この次男に単独相続させることになっている。なお、隠居は、父が建てている。一子残留・他子他出が一般化したところあるなかで、一子が残留した四ケースのうち、この場合は一子がたまたま次男であったということになる。

三男のケースでも、一件は父が四二歳で他界している。そのため、長男が家に残って家計を支え、その後、次男は

大阪へ、末子の三男（昭和一二年生）は長崎へ出稼ぎに出ていた。ところが、長男は勤め先の漁業会社の都合で長崎へ転出することになり、母一人が残されることになった。そこで、出稼ぎに出ていた三男が母のもとに戻り、昭和四一年結婚し、母はこれを機会に隠居した。母六四歳のときである。母の面倒も葬儀も三男がしている。ただし、相続したのは家だけである。この場合、長男が三男に代っただけで、はじめから一子単独相続に落着くケースであった。いま一ケースは、父母は健在で、一年間に四男子・二女子を育て、長男から順次大阪へと他出したが、三男（昭和二〇年生）は残って漁業で働き、昭和四六年結婚した。その際、父母は、家屋敷と畑二反を譲って隠居している。父七一歳、三男二六歳のときである。なお、四男も大阪へ出ている。

以上が、矢神の一子残留・他子他出型家族分封である。父の早逝や子弟の処遇が済まないうちに他界したケースが六件、父の再婚が一件あって、そうした家族内部の止むをえない事情がこの相続にかかわっている。また、他方では、二件が昭和二〇年代の家族分封であるのに対して他はすべて高度経済成長期の分封であり、矢神の労働市場が大きく外に開かれた時期に当たっている。こうした村外他出の条件が揃っていたことが、一子残留・他子他出型に影響しているのである。

ところで、矢神には、一子残留・他子分家のⅡ―2型に入る家族分封は五ケースを数え、その内訳は、Ⅱ―1の長男残留型一件、Ⅱ―2Aの仲兄残留型三件、Ⅱ―2Bの末子残留型一件となっている。だが、矢神におけるⅡ型、とくにⅡ―2型家族分封のプロセスは、複雑で定型化できるほど簡単ではない。そのプロセスに分家あり、隠居分家あり、村外他出ありで、類型化するとかえって実体を失う危惧もある。したがって、ここでは、家屋敷の継承者という点にポイントを置いて一応このタイプに分類して分析を進めることにしたい（表3-3）。

表 3-3 II-2 型, 非長子残留型家族分封 (矢神)

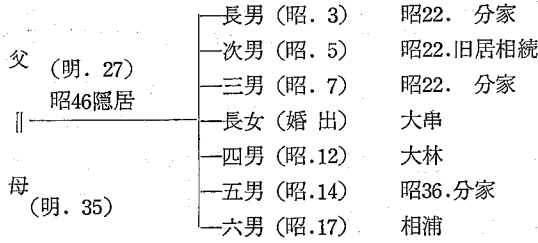
		1 M	2 M	3 M	4 M	5 M	6 M	7 M	8 M
仲	K · Z	分	旧	分	他 大林	分	他 相浦		
	T · K	他 福江	旧	死	養	幼死	分	分	分
兄	K · E	他 戸畑	同 (病弱)	旧	分				
末子	T · T	養	旧						

注 1 M=長男, 旧=旧居相統, 他=他出, 養=養子, 同=同居

さて、M・T家は、長男（昭和十一年）が家屋敷を継承し、次男（昭和十四年生）が分家する家族分封を取っている。当家は、四男子・一女子の子どもがあったが、長女はK家の本家へ嫁いでいる。長男が昭和三十七年結婚するので家を新築して家族が全員転居し、結婚後も同居していたが、次男も昭和三十九年に結婚し、三夫婦が一つ屋根の下で暮らすことになった。しかも、長男には二人目、次男にもやがて子どもが生まれるので、父母は、次男に家と畑一反を与えて分家させ、昭和四五年、自分達はもとの旧居に隠居した。父六六歳のときで、すでに三男、四男とも大阪に他出し、子弟の処遇は済んでいた。長男も一反歩を分与されており、二人の均分である。したがって、父母の面倒も二人でみ、葬儀も二人で出している。ただし、位牌は長男のところにある。長男残留型といっても均分であり、扶養も共同でしている。長男だからということはない。もちろん、二人と姉の嫁ぎ先との往来は頻繁であり、相互に依頼し合っている。このタイプは、形は同じであるが、その内実において、伝統的な長男相統型と違っているといったのは、この意味においてである。

このように、長男が本家に残り、次、三男が分家するII-1型は、形の上では、長子家督型の分家慣行と同一である。しかし、財産分与は、すく

例 1 K・Z 家



なくとも矢神に残留する二人には均分であり、扶養も共同責任であった。それに、本家分家関係といっても、上下的ではなく、兄弟関係といった方がむしろ適切である。いずれにしても制度としての家は存在していない。

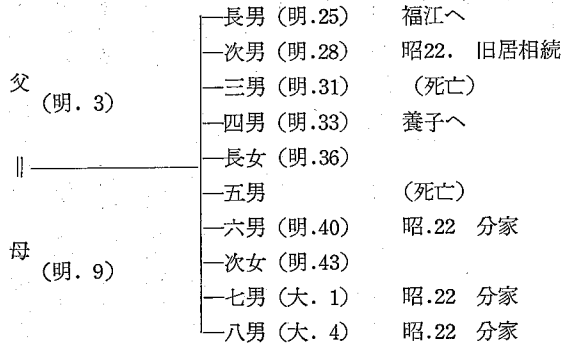
さて、以上は、ともかく長男が家屋敷を継承したのに対して、仲兄が本家を継承したⅡ—2A型にケースがある。仲兄の内訳は、次男二名、三男一名となり、K・Z家とT・K家は前者、K・E家が後者に入る。

K・Z家には、六男子・一女子が生まれたが、皆成人した(例1)。長男と末男との年齢差は一八歳、ならずと三年間隔になるが、長男と三男の間はわずか四年である。それだけに仕付けが急がれるが、容易ではない。したがって、昭和三二年には、三世帯一人が一つ屋根の下で暮らす有様であった。それに三男の結婚も間近かである。そこで家族会議が開かれ、畑三反を兄弟三人で均分し、長男は地曳網、次男は旧居、三男は船を相続することに決まり、両親は、兄弟三人で世話することになった。こうして、両親と三男、長男と妻子三人は、別々に新居に入った。長男はすでに結婚して三年目に新築にかかっていたという。なお、三男は隠居分家の翌年結婚した。家はそれぞれ準備していた。一挙に三家族に分裂した訳である。ところが、昭和三六年、それまで他出していた五男が帰村したため、三男夫婦は、この家を両親と五男に譲り、自分で建てた家に分家した。両親も、同四六年五男家から隠居し、現在に至っている。なお、四男は大林、六

男は漁業の關係で相浦に出ている。この二人と五男には畑の分与はなく、親を扶養する義務もないといわれている。事実、両親の面倒は、長男、次男、三男で看ている。相続と扶養が表裏一体の關係にあり、均分の理念も、その限りにおいて活かされている。それに、だれが扶養するかは自然のうちに決まるといわれているが、このように相談で決定されることも少なくない。さらに、注目すべきことは、三男は、親の家を継いだ次男のところが本家だといい、長男は、長男の家だから自分の家が本家だといい、食い違っている。むしろ、このあやふやなところにかえって、矢神における本家分家關係の実態があるといつてよい。しかし、この三家族の連帯は密であり、相互に頼り合っているだけでなく、山林を共有している。

T・K家は、二三年間に、八男子・二女子をもうけたが、五男が幼死したほかは、皆成人した(例2)。ただ、三男は結婚後まもなく他界した。それにしても男子が多く、ことに長男と四男、六男と末子の八男との年齢差はともに八歳で、わずかといつてよい。隠居分家を繰返すことは不可能に近く、別の仕付けが急がれる。結局、次男と七男を除いて、長男は五島の福江へ、さらに、四男は矢神のT・B家へ養子入りし、六男は崎戸炭鉱で働き、八男は下関に出、続いて兵役に入った。ところが、終戦で六男、八男が帰村、復員し、すでに三家族が同居していて、たださえ狭い家が一層窮屈になったので、昭和二二年、両親は、次男に家と畑二反を譲り、七男夫婦とその子ども三人を伴って隣りに畑四反歩と山林二町をもつて隠居分家した。畑二反は隠居分家であり、三人で均分したことになる。父親七六歳、次男五二歳、七男三五歳のときである。戦時体制下であったとはいえ、余りにも遅い隠居分家である。それと並行して、六男夫婦は、自分で家を建てて分家し、末男も結婚したのを機会に畑二畝歩を分与されて、分家した。家は自分で建てている。自力分家に近い。結局、たまりにたまつたものを一挙に処理するように、一度に四家族に分裂した訳であ

例 2 T・K 家



る。両親が七男にかかったのは、その嫁が気に入っていたからだといっている。実際、七男は、父が昭和二九年、母が昭和三四年死亡するまで、ずっと同居して面倒をみた。両親には完全隠居するには余りにも年老いていたこともある。事実、七男は、両親の葬儀も出しており、位牌もこの家にある。「親かい」したことになるが、その代償として隠居分を相続した訳である。しかし、七男はそれでも、両親の家を継承した次男の家が本家だと認めている。当家も、家屋敷は次男、位牌の継承と扶養は七男とに分かれており、仲兄相続といってもこの三つは同一人に帰着していない。

ところで、K・E家は、三男が本家を継承し、四男が分家したケースである。当家には、四男子・一女子の子どもがいたが、次男だけが病弱で、他はすべて中学教育を受け、長男、三男、長女の三人は現在の北九州市(戸畑)へ他出した。ところが、末子の四男も、昭和一三年兄を頼って戸畑に出てきたため、祖父母、父母と病弱の次男が残されることになった。そこで兄弟が寄り合って相談し、三男(大正五年生)が家を継ぐことに決まり帰村した。だが、終戦後、四男(大正一三年生)が復員して父母のもとに身を寄せ、郵便局に勤めることになった。その後、昭和二四年、父母は隠居し、また、四男も翌年結婚して長女も生まれたので、昭和二八年三男家から二反五畝の分与を受けて分家

した。父は昭和三〇年永眠したが、生前はもちろん葬儀も三男が責任を持ち、兄の面倒もみている。畑は、この二人の均分であり、二人に関しては均分の理念が活かされている。山林はK家の共有であり、末子の四男も、三男の家が本家であると認め、なにかと頼りにしている。三男自身もK家グループの本家であるという意識が強い。もともと一子残留・他子他出型に落着くべきものが四男の帰村によって変ったのである。また、このケースも話し合いの時点で三男の単独相続が予定されていたということが出来る。それが、末子の復員によって分家生まれ、一子残留・他子分家型の家族分封となった訳である。

さて、Ⅱ―2B、いわゆる末子相続型も一件ある。しかし、どちらかといえば、家族の内部事情から生まれた止むをえない末子相続である。

T・T家は、二男子・六女子の家族で男子が少ない。それに長男は、後妻の連れ子であったので、母の姉の家に養子に出すという形式で、次男が結婚するのを機会に、昭和三十六年、以前祖父が隠居していた空屋に長男を分家させた。長男三五歳のときである。なお、父母は、翌年次男が結婚したので、隠居した。父六一歳のときで、家は自分で建てている。隠居に際して畑三反を均分しているが、このことについて、「長男は、隠居する人が一番よい土地を隠居分に持つのが習慣で、あとは話し合いだ」としている。なお、本家については、次男はもとより長男も両親の家を継いだ次男の家が本家だとしている。すでに述べた次男単独相続のケースでは、長男が先妻の子であることから、他家に養子に出されているのと、形は同じであるが、このケースでは分家し、しかも分与があるのが注目される。養子が目であったことの一端を伺うことができるからである。要するに、末子相続ではあるが、父の再婚という家族の内部事情から派生した末子相続であったとみることが出来る。しかも一ケースにしかすぎないのである。

表 3-4 III型、隠居分家型家族分封（矢神）

続 柄 家 名	1M	2M	3M	4M	5M	6M	7M	8M
Y・S	旧	分	他 福江					
M・S	旧	他 巢・古	分	他 岐阜	他 岐阜	他 名古屋	他 岐阜	他 東京
K・K	旧	死	分	他 相浦	他 大阪			
T・C	旧	分	他 長崎	他 岐阜	他 大阪			
T・M	幼死	旧	分	養 長崎	他 長崎			
Y・O	旧 (他)	他 崎戸	養	分	幼死	分	分	

III型の隠居分家型は、長男が結婚すると両親は次、三男を連れて別棟に分家し、次、三男以下にも同様の措置を繰返して最後に隠居する家族分封である（表3-4）。矢神では、六ケースがこのタイプに入る。しかし、隠居分家が末子にまで及んだケースは皆無であり、先代に二件あるにすぎない。しかし、それも二男子と三男子の子どもがいた比較的子ども数が少ない家族であった。子沢山のキリスト教系家族としてはむしろ例外に入る家族構成であった。

ところで、現世帯主の場合、隠居分家型家族分封とはいっても、隠居分家を二回繰返したのは皆無であり、結局全戸は、一度だけ隠居分家したにすぎない。隠居分家型家族分封とはいえないケースばかりである。隠居分家はすでに述べた仲兄相続や長男残留型家族分封でも行われており、さしたる違いはないからである。ただ、それと区別できるのは、わずかに、長男が旧居を継承するスタートラインにおいて隠居分家が行われた点にある。その意味において、矢神には、純粹型としての隠居分家慣行はないといつてよい。いい換えると、隠居分家型分封は、もはや存在理由を失い、変質してしまっているのである。そうした理由として一

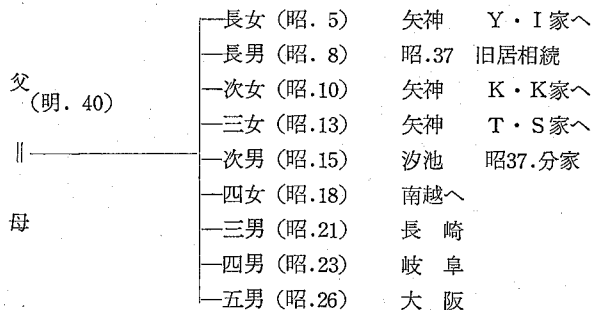
つには家族の内部事情、一つには労働市場の急速な拡大があげられる。六ケース中の二ケースでは、子弟を仕付ける前に父が他界しており、そのため、長男が残留して相続し、次、三男が母とともに隠居分家している。

Y・S家は、三男子・三女子の子どもでキリシタンとしては平均的な家族である。しかし、父が戦死したため、長男が跡を継ぎ、昭和二年結婚した二年後に母が次、三男以下を連れて隠居分家している。隠居は長男と次男で建て、畑二反を均分している。末子の三男は、中学卒業後大工に仕付けられ、そこから長崎に他出した。三男への分与はなかったというが、そうした際、分与がないのが普通である。したがって、隠居分家は一回でストップしたことになる。なお、母は、次男が昭和二年結婚した際、相浦に隠居し、末娘とともに店を出している。この場合も家は、長、次男で建て、面倒も二人でみている。

M・S家も、男子数が八名と多い上に、父は、昭和三〇年第二子の長男が二五歳のときに他界している。長男にはすでに子どもが二人おり、次男（昭和一四年生）も結婚していたので、畑四反歩を母と兄弟三人で均分して、次男は相浦へ分家して出、母は三男以下を連れて、上の子三人が建てた家に隠居分家し、ここから三人の男子は岐阜、二人は名古屋、東京へと他出し、三女は矢神のT家へ嫁出した。その後昭和三九年、三男が結婚した際に、母は、上の兄弟三人が建てた家に一人で隠居している。なお、扶養は、長男の責任でしている。

K・K家もほぼ同様である。五男子・四女子のうち次男が相浦、三女が原爆で亡くなり、父も、長男が復員した昭和二年に、家屋敷と畑一畝を分与して隠居分家したが、その翌年三男以下の処遇が済まないうちに他界した。そのため、母と一緒にいた三男（大正一五年生）が、母を看ることになり、弟妹はそこから相浦、大阪へと他出した。その後、三男は、昭和二六年結婚し引続き同居していたが、子どもも二人になったので、母を残して分家している。

例 3 T・C 家



母の面倒はもちろん、母の葬儀も出し、位牌も三男が持っている。

以上は、父の早逝により、隠居分家が一回でストップしたケースであるが、子弟が遠く関西や漁業基地の相浦等で就労できるチャンスが増大したことが、それを可能にしたといっても過言ではない。逆に、それが可能であることから、隠居分家は衰退したといい換えることができる。完全隠居に近い隠居分家に変ってきているのである。

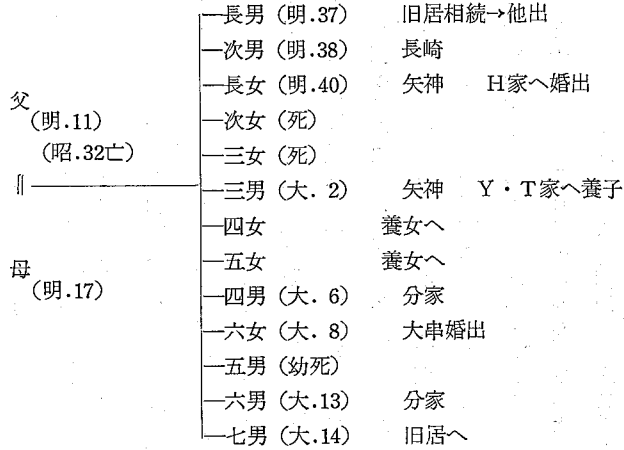
さて、T・C 家と T・M 家は、先にあげた T・K 家の六男と七男が当主であり、T・C は、昭和二年七人の子を抱えて長崎県の崎戸から帰村して自分で家を立てて分家した自力の人であり、帰村後も、二人の男子が生まれ、二二年間に都合五男子・四女子をもうけている(例3)。第二子の長男と末子は一八歳違いであるが、三男、四男、五男の三人は二歳と三歳違いであり、それに末子は父四五歳の子であった。家族周期の上からみても仕付けは容易でなかったが、父母は、昭和三七長男が結婚して子どもができた二年目に隠居分家した。すでに、長女は矢神の Y・Y、次女は K・K、三女は T・S のところへ嫁いでいた。それでも一〇人家族で、一つ屋根のもとに暮らしくくなったことも分家の一因であった。父五五歳、長男二九歳で遅すぎた隠居分家であり、次男も二二歳であった。それに隠居分家といっても、当初は汐池での借屋住まいであった。その後、およそ一〇年、

そこから三男、四男が長崎、岐阜へと押し出されるように他出し、四女も、島内の南越へ嫁出した。父は、ようやく矢神に家建てることができ、次男夫婦を残して帰村したが、翌年母と五男を残して六五歳の生涯を閉じた。ただ、次男夫婦は、母のたつての願いで帰村することになり、それを機会に母は家屋敷と畑五畝歩を分与して末子の五男をつれて再度隠居に入った。家は次男が建て面倒もみている。しかし、五男がここから大阪へ出たため、隠居分家がそのまま隠居となった訳である。

これに比べて、七男家は、長男、長女が幼死したので、四男子だけとなり、末子も父親三九歳の子であった。そのこともあって家族分封も順調に進み、昭和四三年、次男（実質上の長男）が結婚後四年目に子どもができたので、父母は、三人の子どもを伴って隠居分家した。次いで昭和四七年三男に子どもができ、四男は長崎で養子に入り、末子も長崎に他出して子弟の処遇も済んだので、夫婦二人で完全隠居した。父六〇歳のときである。現在、二人とも健在で、畑一反八畝は分与しないままキープしている。なお、隠居分家は次男と三男で建て、隠居は父が買い取っている。分封はこのようにスムーズであったが、やはりここでも末子は他出しており、隠居分家がそのまま隠居に通じるワンステップになりつつあることを伺わしている。

Y・O家は、二一年間に七男子・六女子をもうけ、次女、三女、五男の三人は幼死した以外は一〇人すべてが成人した。平均すると男子の間はわずか三年で、その間に四女子が入ることになり、仕付けは容易ではない（例4）。三男と三女子が養子、養女に出たのも、もっともなことであった。まず、父母は、昭和一〇年、長男三一歳のときに、家屋敷と畑一反を分与して、四男子・四女子の八人を連れ、畑三反を持って隠居分家した。なお、次男はすでに崎戸に他出していた。その後、長女は矢神のH家へ嫁ぎ、三男はY・T家に養子入りし、四女、五女を養女に出したが、四

例 4 Y・O 家



男、六男、末子の七男が相次いで結婚し、子どもも四男に二人、末子には三人いて家も手狭になった。つまりにつまった訳である。しかも、常套手段では解決は困難であった。一方、長男は、鍼修行に東京に出て、妻子だけが残され、郷費の支払いが滞って、本戸としての維持が難しくなった。一度権利を失うと再加入にかなり加入金が徴収されることは既述した通りである。そこで、昭和二十六年、家族会議を開いて、末子の七男家族を長男家に入れ、いままで住んでいたA家に父母と六男夫婦——すぐ後に六男夫婦は別棟別居に入る——、その隣合せになっていたB家に四男夫婦が入ることで折合いがついた。つまり、核が三つに分裂した訳である。その際、父母は、六男が世話することに決まった。事実、六男は父の生前はもちろん、昭和三年に他界した後も母の面倒を看ている。財産分割は、他出した次男と養子入りした三男を除く四人の兄弟で畑四反を均分している。なお、長男は、その後帰村して旧屋敷地に家を建てている。隠居分家が順調に進むのと同じ、たまりにたまったものをどうするかを家族会議を開いて決め、しかも、両親の世話役も相談で決定されている。この点、K家と全く同様である。したがって、どこが本家であるかについても、長男は考

えたこともないといい、末子の七男は位牌がある六男の家、四男は長男の家だと述べ、六男自身は、位牌がある自分の家が本家だとしており、本家についての考えが違っている。先のK家同様、本家分家関係はあやふやである。それが、矢神における相続や本家分家の実態を如実に反映しているともいえよう。しかし、日用品の貸借などを含めて、日頃よく往来し、兄弟相互の生活関連も密接である。しかも、最も頼りになる相手として、長男は兄弟三人、四男の未亡人は長男、六男は三人の兄弟と妻の兄、そして七男は三人の兄弟に妻の兄をあげており、兄弟間の紐帯は強いものがある。

以上、隠居分家は、父の他界や子どもの多いこともあって、すべて一回でストップし、以後は、分家や養子もあるが、多くが村外他出によって分封が処理されている。その意味では、隠居分家型家族分封とはいい切れないものがあり、すでにこの種の分封が崩れつつあることを示している。しかし、少なくとも、村内分家に際して、均分に沿った分与がなされている。また、長男は一応旧居を相続しているが、父母を単独で扶養しているのは一名だけで、他の三名は仲兄である。共同扶養も一ケースある。その点、屋敷の継承と扶養とが同一人に重なっていない。位牌の継承も二名は仲兄である。それに、末子や仲兄が残留して、旧居を相続した二ケースでは、扶養と重なっているが、他の仲兄残留型の一ケースは旧居相続は次男、扶養は七男とずれており、いま一ケースは、長男残留型の一ケースと同様に共同扶養である。このように、矢神にあって、旧居を相続したからといって、扶養、家屋敷の継承、位牌の継受が三位一体となったケースは、一子単独相続型を別とすると、三男が残留した仲兄相続型に一件あるにすぎない。

それに均分相続に大きく傾斜していた。矢神では、均分の原則が厳しい生活に最も合致した生活の論理であり、子弟の仕付けがなによりも優先していた。家の超世代的連続は、全く視野の外であった。いいかえると、諸子均分は、

共存の論理でもあったのである。また、矢神には、家そのものの存在を許すほどの物質的、客観的基盤はなかった。觀念や制度としての家は、生活に疎遠な存在であった訳である。

(2) 南越の場合

南越では、一子または養子だけのケース七件を除くと、長男残留型家族分封（Ⅱ―Ⅰ）が四件と多く、以下、一子残留・他子他出型、Ⅱ―2Aの仲兄残留型、Ⅲの隠居分家型各二件となり、他に、父の早逝で母の姉の家に引取られ、長・次男が自力で独立した一件がある。その意味では、とくに一般的な相続パターンはない。ただ、矢神に少なかったⅡ―Ⅰの長男残留型家族分封が四件あることは注目される。比率にして三六パーセントである。いうまでもなく、このタイプは、長男が本家を動かないで、次男以下が他出するものの、そのうちのどれかが村内分家しているケースである。また、矢神に多かったⅠ型、いわゆる一子残留・他子他出型やⅢの隠居分家型家族分封が少ない。その反面、仲兄残留型が二件を数え、それに、先代当主に末子相続型が一件あって、先代の隠居分家型二件とともに、かつては、こうした相続パターンが存在していたことを伺わしている。

さて、矢神との比較上、一子残留・他子他出型から検討すると、一件は、二男子・一女子の子どもがあるキリシタン家族で、長男が昭和四三年結婚したのを機会に、一年後、父母が二人の子どもを連れて隠居分家した。父四七歳、長男二五歳のときである。しかし、次男は大工に仕付けられて長崎に出、長女も大阪に嫁出したので、隠居分家がそこでストップし、そのまま隠居になったケースである。次男に技術を身につけさせた時点で、両親は長男に親かいさせるつもりであったと思われる。身に技術を覚えさせることが、この地域では分家に代る仕付けであるからである。

表 3-5 II-1 型, 長子残留型家族分封 (南越)

	1 M	2 M	3 M	4 M	5 M	6 M	7 M
H · Y	旧	戦死	分	戦死	分	分 他 京都	分
K · R	旧	分					
M · Y	旧	分	分	他 相浦	他 長崎	他 東京	
H · D	旧	同居 (病弱)	他 福江	分			

もつとも、長男への分与は家だけで、長男は、現在、父と一緒に魚の運搬業をしている。漁協を通さないで、直接長崎に魚を出す仕事である。

いま一件も、クリンタン家族で、三男子・四女子の七人の子どもがいたが、長男は戦死し、長女は昭和二三年に亡くなり、結局、二男子・三女子になった。次男は、昭和二三年結婚したが、その翌年、両親は三人の子どもを連れて次女のある長崎へ転出したので、家屋敷と畑、山林各二反を単独相続することになった。両親の他出という特殊なケースによる単独相続といつてよい。

しかし、現世帯主の子弟の他出状況を見ると、一子単独相続型は、必ずしも例外的とはいえない。長男で南越に残留しているものは、一三名中七名で、そのうち次男以下で残留しているものはわずかに一名である。また、次男では、九名中三名しか残っていない。つまり、二二名のうち一〇人が家に残り、少なくとも現時点では相続人に予定されている。老人世帯、單身世帯が増えつつあるなかでこれだけ残留者がいることは注目されてよい。その意味では、一子単独相続型はしばらくは増えていくことが予想される。

さて、II-1型の長子残留・他子分家型家族分封は、長男が家屋敷を継承する点では、隠居分家と同一である。しかし、両親と次、三男が、そこから分家し、両親を扶養する者が、非長子になる傾向が強い点で違っている(表3-5)。

H・Y家は、七男子・二女子、都合九人の子どもがあり、とくに男子の多いキリシタン家族である。その上、今次大戦で、上から四人の子が軍隊にとられ、次男、四男が戦死するという不幸があった。しかも、三人には家族があり、一四人が一つ屋根のもとに暮らす状態で隠居どころではなかった。戦争が終わると三人が相次いで復員し、戦死した次男には三人の妻子が残されていた。そこで、話し合いが持たれ、昭和二年、次男の未亡人は五男と結婚することになった。いわゆる兄嫁婚である。こうして、三男と五男は、父から家を建てて貰って分家し、長男は家に残ることになった。ところが、その翌年、父が六六歳で他界したので、長男が跡を継ぎ、昭和五年、六男と末子の七男は結婚と同時に分家した。母は七男について出、昭和二年他界している。なお、父母の葬儀は長男、三男、五男で出し、七男は父母の位牌をもち、墓守りをしている。

話し合いが持たれて、だれが扶養するかや相続の仕方までもが決められる点にむしろ新しさが感じられる。しかも、これに似たケースは矢神にもあって、そう例外とばかり一概にいい切れないものがある。財産分割は、畑一反、現金十二万五千円を五等分し、山林と五トン級の船一隻を共有にし、葬儀費用も五人で分担している。均分相続といつてよい。その意味において、長男相続といつても伝統的な長子家督とは明らかに異なっている。家屋敷や位牌の継承、両親の扶養が長男一人に集中しないで二分、三分されているからである。一線が画されているといつても過言ではない。

また、言葉はふさわしくないが、本家分家関係についても、本家が両親の家を継いだ長男のところであると兄弟が揃って認めている。その点についても食い違いはない。しかし、本家分家といつても上下的な支配服従関係ではなく、山林や船の共有にもみられるごとく、日常生活では分け隔てなく往来し、船の上げ下げも兄弟でしており、お互

いを最も頼りにできる家としている。シブリング・ソリダリティは強いといってもよい。

いま一件のK・R家も、二男子・四女子のキリシタン家族で、長男は第一子、次男は第二子で、二人の間には一五歳以上の開きがあった。結局長男が本家を相続し、次男は昭和三〇年結婚した機会に、畑二反五畝を分与されて分家した。家は自分で建てている。財産分与は長男が畑三反であることから均分に近い。なお、父母は隠居しないで、ずっと長男と同居し、現在、母を長男が看ている。このケースは矢神でも伝統的な長子家督に比較的近い。しかし家は次男が自分で建てており、それにわずか一ケースにすぎない。

以上の二ケースは、次、三男以下がともかくすべて村内に分家したのに対して、次の二件は、次、三男以下に村外他出が含まれている。

M・Y家は、カソリック家族で、六男子・一女子の子どもがあり、母は、昭和二九年に他界している。次男（昭和六年生）は、昭和二七年結婚し、三年ほど同居したが子どもも二人になったので、物置小屋と畑五畝を貰って分家した。ところが、四年後、父が家を新築して、長男夫婦と残りの子どもを連れて転宅したので、旧居を金銭払いで譲り受けて入居した。三男（昭和九年生）は、翌年結婚してすぐ分家した。家は、船で稼いだ金で自分で建てている。しかし、母が他界したこともあって、分家はここでストップし、長男は長女と四男、三男は五男、次男は六男の世話をし、いずれも中学校卒業後、相浦、長崎、東京に就職させている。なお、父は昭和四五年、六五歳のとき一人で隠居し、長男が面倒を看ている。次男、三男は村内に分家しているが、分家といっても自力分家である。それでも、本家は、長男の家であることは等しく認めており、兄弟間の生活関連も密接で、次男は船の購入費用を兄弟から借りるなどしている。たしかに、母が早逝したこともこの家族分封に影響している。しかし、四男以下の他出先に明らかにな

とく、就業の機会が大きく開けたことが、家族分封に影響していることも否定できない。

最後は、四男子・五女子の子どもがいるキリシタンのH・D家である。父は、昭和一〇年第一子の長男が二〇歳のとき他界した。それで、長男は、次男が病弱なこともあって、結婚後もそのまま本家に残って、弟妹の面倒をみた。

その後、三男は福江に他出し、末弟の四男は、昭和三年結婚と同時に、長男と同じ畑二反歩の分与を受けて自分で建てた家に分家し、他出した長兄に代って、病弱の兄の面倒をみている。なお、長男は、船仕事の関係で、昭和三年、相浦に他出し、母は、そのあとに五女と一緒に隠居し、一時若松町に再婚して出ていたが、現在戻って一人暮らしをしている。要するに、父の他界に伴って生まれた長男相統型といえよう。

このように、長男が本家に残り、次三男が分家するⅡ—1型は、形の上では、長子家督型の分家慣行と同一である。しかし、財産分与は、三ケースが均分ないしそれに近く、位牌も末子があづかっているのも二件ある。末子が扶養するケースも二件（一件ははじめ長男）あった。それに、本家分家関係といっても、上下的ではなく兄弟関係といった方がむしろ適切である。いずれにしても制度としての家は存在していない。南越の長子残留型家族分封は、家族内外の経済的、社会的状況に応じて生まれた一つのタイプであるといってもよからう。

さて、以上は、長男が家屋敷を継承したのに対して、Ⅱ—2型は、仲兄や末子が本家に残留し、他子が分家するタイプで、先代に一件、現世帯主の代に二件ある（表3—6）。しかも、うち先代の一件は、長男から順次村内に分家し、最後に末子が相続したⅡ—2B型の典型的プロセスを辿っている。Y・M家はその典型である（例5）。

当家は、キリシタン家族で、先代は、二八年間に四男子・五女子、都合九人の子をもうけ、みな成長したが、当主自身は、生来病弱であった。そのため、第一子である長男（明治三二年生）は、大工になって早くから父を助け、

例 5 Y・M 家

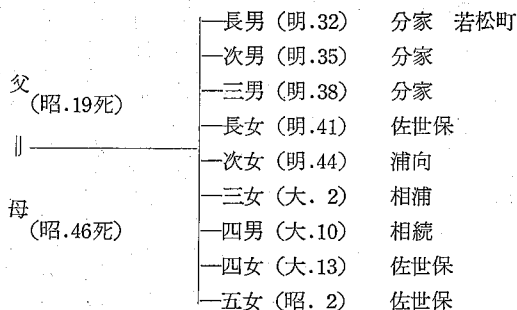


表 3-6 II-2型, 非長子残留型
家族分封

	1 M	2 M	3 M	4 M	5 M	6 M
Y・M	分	分	分	相		
H・M	分	分	分	他 長崎	相	他
Y・M	幼死	分	分	他	相	他 大阪

八年生)も同じ宗教上の理由から、結婚直後に分家した。次、三男とも、長男と同様、畑一反五畝ずつの分与を受け、次男は借家、三男は自分で家を建てて、一本釣りで生計を立てた。ところで、長、次、三女はすでに嫁出していたが、戦争のため、四男(大正一〇年生)は戦場、四女と五女は、女子挺身隊として佐世保の軍需工場に動員され、父母の二人だけが残ることになった。また、その父も昭和十九年に他界し、末子の四男が、昭和二二年復員したときも母一人であった。それで、そのまま家に残り、昭和二五年に結婚した後も母と同居した。しかし、子どももふえたので、母は隠居に入ったが、昭和四六年他界した。父の葬儀は、長、次、三男

結婚後も三年程同居した後、家屋と畑一反五畝を貰って分家し、その後仕事の関係で若松町に出、昭和六年に他界した。この地方で手に職をつけた子弟は、家を留守にすることが多く、「親かい」しないで「家分かれ」とすると、一般にいわれている。この場合もそうした例の一つである。次男(明治三五年生)は、大正一三年結婚したが、妻がカソリックのため、自分も改宗するという宗教上の理由から結婚後、分家したが、三男(明治三

で、母の葬儀は四男が出し、両親の位牌は四男が持っている。二五年間も母の面倒をみただけに、四男は末子相続は不公平だといひ、両親の面倒は兄弟全部でみるべきだと主張している。ただ、本家がどこかについて、四男は自分の家だといひ、次男も両親の家を継いだ四男家を本家だと認めており、この点では一致している。なお、現世帯主の家族分封のパターンは、次男家は、長男、次男とも他出、三男家は末子相続型、四男家は長男相続型となっており、家族分封における一貫性は次男家にみられる程度で、家族分封は状況適応的である。

現世帯主の場合二件はいずれもⅡ—2A型、いわゆる仲兄残留型に入る。H・M家は、一九年間に六男子・三女子を育てあげたカソリック家族である。長男（昭和二年生）は第二子で、昭和二四年に結婚し、三年程佐世保に出ていたが、昭和二七年帰村して畑三畝の分与を受けて分家し、漁業労働者として暮らしを立てた。家は自分で建ててゐる。次男（昭和五年生）は、長男が分家した同二七年、また、三男（昭和八年生）は、その翌年に結婚し、昭和三年同時に分家した。家は父が建て、畑三畝ずつを分与されている。生業はともに漁業である。四男（昭和九年生）も、二年後に結婚し、三年程同居した後、長崎へ出、タクシーの運転手をしている。七年間に四人の子どものを仕付けることは容易でなく、隠居分家による子弟の処遇も困難であつた。一時三夫婦が一つ屋根のもとで暮らしたほどである。それが長男から順次分家する形をとつたものと思われる。それに、子ども四人の仕付けは済んでいなかった。しかも、二人は男子である。その後、五男（昭和一四年生）は、昭和三六年に結婚し、二人の子どもができた三年後に、父も六四歳になつたので、弟妹二人を連れて隠居分家した。五男は隠居を建て、家と畑三畝を相続しているが、その際、父の借金は兄弟四人の頭割りで分担している。畑も四人の均分である。なお、この隠居から、末弟の六男は、一七歳のとき愛知県の自動車工場へ他出し、三女は長崎へ嫁出している。三人の子女はすべて町内で結婚し、現在、横浜市、久

賀島、長崎市に住んでおり、次男夫婦は、横浜の長女夫婦を頼って、昭和四四年転出している。両親は健在で、長男が、その世話をしているが、両親が死ねば、自分が葬儀を出すといい、位牌も預かるといつている。それでいて、本家とは、かつて兄弟が住んでいた家である。だから五男の家が本家になるとしている。この点、本家分家関係は曖昧である。それでも、南越に居残った兄弟は相互に助け合い、五男が新船を購入した際、長男、三男から借金している。ただ、伝統的な末子相続では、末子が本家を相続し、末子が両親を扶養するのが一般であるが、当家では、長男が面倒をみている。

Y・M家も、たしかに、末子残留型に近い家族分封ではあるが、仲兄相続といった方が適切である。当家もキリシタン家族で、二三年間に、七男子・二女子をもうけ、長男が早逝したほかは健やかに成長したが、それでも子沢山である。とくに男子が多く、第三子から第七子までが男子で、その年齢差はわずか一四歳である。したがって、次男（昭和三年生）は、昭和二九年に結婚し、畑二畝の分与を受けて、自分で建てた家に分家した。三男（昭和七年生）も昭和三年に結婚し、前年に母がなくなったことからそのまま同居していたが、子どもも三人になり、五男も結婚したので、昭和四〇年、五男にバトンタッチして家を出、妻の実家に寄寓し、その後自力で分家した。四男は、中学校卒業後、遠洋航路の商船会社に勤め、家を留守にしている。結局、五男（昭和一三年生）が家に残って、七一歳の父を扶養することになり、六男（昭和一五年生）、七男（同一七年生）は大阪に出、次女（同一九年生）、三女（同二二年生）も名古屋市へ転出している。この家では、村内分家も村外他出も実質的に違いがなく、むしろ家に残ったものが父を助けて家計を支えており、その点では、負担が大きい。ある意味では、一子単独相続に近いといえることができるが、たまたま五男が相続したというのが実態であり、今後、こうしたタイプの家族分封が増えることも予想される。

表 3-7 III型、隠居分家型
家族分封

		1 M	2 M	3 M	4 M	5 M	6 M
先 代	K・F	旧	分	分 (他)			
	H・F	旧	分	分 (養子)			
現世 帯主	S・H	旧	分	分			
	K・S	旧	分	養子	他古 名屋	他古 名屋	他古 名屋

わずか三ケースで、断定的なことは避けなければならないが、いずれも子ども、とくに男子が多く、それも年齢差が小さいことが明らかであり、次に分析する隠居分家の四ケースのうち二件が二男子、一件が三男子であるのと好対照的である。また、六男子の場合、隠居分家が一回でストップし、五男子は村外へ他出しなければならなかったのである。その点、末子相続型に照応している。それに現世帯主の二件はいずれも戦後で漁業で生計を立てることができる時期に相応しており、家族周期上の問題と合わせて自立できる外部条件も整っていたことを示している。しかも、仲兄ではあるがともに末子のすぐ上の兄であった点でも共通している。

最後は、隠居分家型である。このタイプは、先代、現世帯主にそれぞれ二件ある。なかでも、K・F、H・F家の当主のケースはともに隠居分家が末子にまで及んでおり、ともかくターミナルに到着している(表3-7)。

K・F家は、三男子、一女子のいたキリシタン家族である。長女は第一子で昭和二年、南越の阿古木へ嫁出しており、父母は、昭和一〇年長男(明治四五年生)の結婚後も、しばらく同居した後、次、三男を連れて隣りに隠居分家した。父五三歳、長男二四歳のときである。分家に際して、畑三反を長男と次男に均分し、隠居分家として一反五畝をもって出た。その後昭和一六年、次男は、仕事の関係―漁業専業である―で、相浦に分家して出たので、父母と三男が家に残った。その三男も、昭和二五年に結婚したので、父母は、隠居を隣りに建てて出、三男の世話になっていた。ところが、三男は、昭和四二年、静岡へ転勤することになったため、父母は、相浦にいる次男夫婦の世話にな

り、そこで、父は昭和四八年、母もその後を追うように翌年他界した。葬儀は次男が出し、位牌も次男家にある。はじめ、末子が両親を扶養したが、その後、部落内に長男がいるにもかかわらず、他部落にいる次男にかかっている。ここでも長男なるが故の論理は働いていないのである。

H・F家の場合、詳細は明らかでないが、両親は二度の隠居分家によって、長男、次男に跡を譲って隠居した。しかし、長男に子どもが生まれなかったため、三男が、長男家に養子入りすることになり、父母は、そのまま隠居し、次男の世話を受けることになったケースである。

ところが、現世帯主の場合は、いずれも隠居分家による家族分封が途中でストップし、そこから子女が他出あるいは分家している。

S・H家は、三男子・三女子のいるキリシタン家族である。両親（明治二五年生、同二九年生）は、昭和二五年、長男（昭和三年生）が結婚した後も三年程同居していたが、同二八年次男（同七年生）が結婚したのを機会に、長男に家屋と畑八畝を分与し、次男が建てた別宅に、次男夫婦、末子と一緒に隠居分家した。父六〇歳、長男二五歳のときである。なお、この時、すでに三人の子女は他出していた。しかも、次男も妻帯していたので、両親は早晩隠居分家しなければならなかった。そのため、父と三男は、四トン級の船で、漁業を自営し、加勢し合つて家を建て、二年後の昭和三〇年に分家した。その際、次男に畑八畝歩を分与している。隠居分家が生産隠居といわれる所以である。その後三男は、昭和三三年に結婚したが、家を自分で建て、二年後の同三五年に父母を残して新居に出た。父六七歳、母六四歳のときで、高齢である。つまり隠居分家は、次男でストップしたことになる。それに、次、三男の分家は、分家当主の自力に負うところが大きい。しかも、畑は長男、次男の二人で均分しており、末子には分与がなかつ

た。長男が、親をかう（扶養する）ことになっていたことによるかと思われる。事実、両親は長男が扶養しており、昭和四六年に他界した父の葬儀も、長男が出している。なお、父の位牌は母が持っている。この点について、長男の妻は「奈留町は末子相続で、自分もそう思ってきたが、この家では、両親の希望で長男が継ぐことになった」といっている。また、三男は、父親が高齢であることに加えて、妻がカソリック信者で、結婚と同時に三男が、カクレからカソリックに改宗したことも分家と関係しているかともとれる。要するに、この家では、隠居分家が次男でストップし、末子は、そこから分家するプロセスを辿ったことになる。本家分家関係は、両親の家をついだ長男が本家で、次、三男家が分家である点では、一致しており、本家分家関係に食い違いはない。

K・S家も、六男子・二女子のいるキリシタン家族で、先の事例に比べて、男子の数が多し。隠居分家は、昭和四六年、長男が結婚した翌年、次男を連れて隠居分家した一回でストップし、その際、畑、山林を父と長男、次男の三人で三つに均分している。その意味では、三男以下は、この時点で他出すべく運命づけられていたのである。事実、三男は、父方叔父の家へ養子入りし、四男、五男は、中学校卒業後自衛隊に入り、その後、名古屋市役所に勤めており、六男も、この兄達を頼って、名古屋に出、次男家族までもが、ついに昭和四五年名古屋市へ転出した。長男以外はすべて名古屋市に出たことになる。なお、二女子はともに町内へ嫁いでいる。結局、両親は、次男家に残されたことになるが、父は、昭和四六年隠居しないまま、そこで生涯を閉じることになった。葬儀は兄弟全部で出し、母は現在長男の世話になっている。沢山の男子がただけに、いずれこれに近い家族分封を辿らざるをえない必然性はあったが、それを可能にしたのが、開かれた労働市場であったということが出来る。

以上、隠居分家型家族分封は、村内分家型から村外他出型へと変化しつつあり、それ自体も、一件は一回の隠居分

家でストップして完全隠居へのワンステップとなっている。隠居分家型はやがて一子残留型にとって代わられることが予想される。いや、それすらもむづかしくなり、現に老人家族だけの村になりつつあるのである。

要するに、南越の隠居分家型家族分封では、隠居分家は一回切りでストップし、以後は、分家、養子、村外他出へと軌道修正をしている。その点、矢神と同様である。しかも、二ケースとも長男が父母を扶養しており、家屋敷と両親の扶養が長男に帰一していることは注目される。現在、母が持っている位牌も、将来長男の許に置かれるボンビリティも高い。長男残留型の四ケースのうち二ケースも長男が家屋敷を継承し、父母を扶養している。他の一件も以前はそうであった。一方、仲兄相続の二ケースと先代の末子相続の一件も家屋敷の継承と扶養とが重なっている。ずれているのは長子残留型で末子が母を扶養している一件と長男が扶養している仲兄残留型の一件ということになる。それに、仲兄相続の仲兄がともに末子のすぐ上の兄であったことと戦後漁業で一本立ちが容易になった時期のケースであったことも注目される。ここいらに南越の家族分封の特色があるといえよう。

(3) 古里の場合

古里の家族分封は、一子残留・他子他出型、いわゆる一子単独相続型五件―養子(二)、長男(三)、次男(一)の一子(二)の六件を除く―、隠居分家型四件、仲兄残留型(Ⅱ―2A)一件となり、長子残留型や末子残留型はない。その点、南越とは違っており、どちらかといえば矢神に近い。先代の場合も、隠居分家型が五ケースと多く、一子単独相続型一件を大きく引き離している。これに、先々代の二ケースを加えると七件にもなり、Ⅲ型の家族分封が一般的であった事情が推察できる。

表 3-8 I 型、一子残留・他子他出型家族分封（古 里）

		1 M	2 M	3 M	4 M	5 M
長男	Y・Y	相	養			
	S・F	相	戦 死	戦 死	養	
	Y・H	相	養	死	他 古屋 名	死
	S・I	相	他 長 崎	他 長 崎	他 長 崎	
三男	M・T	他 古屋 名	他 長 崎	相		
	Y・J	他 堀	他 京 都	相	他 千 葉	他 相 浦

しかも、一件は、先々代、先代、現世帯主と三代にわたって二度の隠居分家によって三人の子どもを仕付けている。先代、現世帯主と二代にわたるケースも二件ある。家族分封に関するかぎりある程度の一貫性が認められる。隠居分家による家族分封のパターンは、かつても存在していたということができよう。しかも、古里の家族分封は、末子が船大工、教師といった別の仕付けを受けた二ケース、末子が養子に出た一ケース、計三件以外のケースはすべて隠居分家が末子にまで及んでいる。その点、村外他出が介在したり、隠居分家が中途でストップしたケースが少なくなかった矢神や南越の場合と比べて、より純粋である。さて、一子残留・他子他出型は五件で、先代にも一件ある。キリシタンのY・Y家である（表3-8）。父（明治一三年生）は、大正九年四〇歳で病死し、あとに母、二男子、二女子が残った。ところが、母は末子の次男を有川町の実家へ連れ帰り、再婚した。そのため、長男（明治四二年生）と二女子は、亡父の弟に育てられることになり、そこから二女子は出嫁した。長男は、昭和四年結婚し、長女も生まれたので亡父の土地（畑一反）、家屋と宅地（九〇坪）を相続して一人立ちした。父の早逝による一子単独相続である。特殊例であるといってもよからう。

現世帯主では、長男の一子単独相続が三ケースある。一件は、S・F家で四

男子・一女子のいたカソリック家族である。父（明治二〇年生）は、大正一一年三四歳で水難死した。長男一一歳、末子の四男が一歳のときである。そのため、長男は学校を出てからすぐ長崎市に出て働き、昭和二三年帰村した。その間、次男、三男は戦死、長女は福江に出て結婚し、末子の四男は、同二三年村内のM・K家へ婿養子に入っている。相続といっても改めて継ぐべきものない一子単独相続である。なお、母は隠居しないまま同居している。

一件は、先代の事例としてあげたY・H家である。父——先代の長男に当る——は、戸籍上妻の弟になっていた実子（大正一三年生）を養子に迎え入れ、その後、四男子・四女子をもうけたが、三男は幼死した。結局、三男子・四女子となった訳である。長男は、戦時中兵隊にとられ、二二年復員したが、病氣勝ちであり、しかも、末男（昭和二二年生）が父四三歳の子であったこともあって、結婚が遅れ、昭和三年に結婚した。半農半漁と出稼きで生活を支えなければならぬ厳しさもあった。父母は、その翌年長男にも子どもができるので、家屋と宅地六〇坪を譲って隠居分家した。父五二歳、長男三三歳のときである。そこから次男（昭和九年生）は有川町の父の弟の家へ養子入り、四男と次女、四女は一宮市へ出、三女は桐のO家へ婚出し、末子は昭和四二年二〇歳の生涯を閉じた。その結果、あとに父母と病気の長女が残ることになり、結局、長男の一子単独相続となった訳である。あるいは、父母は、他界した末子にこの家を譲るつもりがあったかも知れない。その後、養子に出した次男の長男を自分の家に連れてきて育て、最近養子取りの手続をとっているからである。いずれ、将来、再度隠居することも考えられる。

いま一件はS・I家で、三男子・三女子がいるカソリック家族である。長男（昭和一四年生）は、昭和四二年に結婚し、母が早死したのでそのまま両親と同居したが、父は、四五年三男を大学、四男を高校に入れるのに長崎市の方が都合がよいと考え、すでに同市に転出していた次男を頼って転出し、その跡を長男が継いだものである。このよう

に、長男残留による一子単独相続といつても三件にとどまり、次に扱う三男のケースも二件あって、とくに長男が重視されている訳でもない。このことは、長男でありながら他家に養子入りしたものが三名いることにも明らかである。古いところでは、峯脇徳藏の長男が山口国三郎の家に、また、吉田要七の長男が明治三八年森下半藏の養子に、横山福藏の長男が明治二十一年同半藏の娘婿として養子入りしている。

さて、三男が残留し、他の子弟が他出したケースは二件である。M・T家とY・J家は、いずれも、長男以下が他出し、父が他界したとき、たまたま家にいた三男が相続したケースである。前者では、長男は名古屋、次男は長崎、後者では、長男は堺、次男は京都府、四男は千葉市、五男は町内へ出ており、村外他出が多く、しかも、他出先は遠く関東、東海、近畿へと広がっている。いいかえると、一子単独相続は労働市場の拡大に対応した一つの形態であることを伺わしているのである。この事実は、また現世帯主の子弟の他出状況とも符合している。すなわち、長崎七名、近畿四名、東海、関東各二名、北海道一名となる。長男から順次他出し、残留家族員のいない老人家族が増えているなかで、一子残留・他子他出型は、現在とりうる一つの相続パターンであるといえることができる。それを並行して、この家族分封に父の早逝が関係していることも留意しておく必要がある。先代を含めて四件がそうであったし、矢神でもそうした例が少なくなかった。また、母の死亡した例も一件あった。一子残留・他子他出型は、一概にいい切ることではないが、父母、わけても父の早逝が関係していたことは否定できない。

なお、Ⅱ型―2A型に入る仲兄相続も一件ある。四男子・一女子のいたキリシタン家族であるが、長男が長崎、上海へ稼ぎに出、帰村したとき、父母は次男に跡を譲って三男を連れて隠居分家していた。そのため長男は分家し、末子の四男は、復員後父の弟のところへ養子入りしたケースである。畑三畝を分与したといわれるが、本人によると家だけであっ

表 3 - 9 III型、隠居分家型家族分封

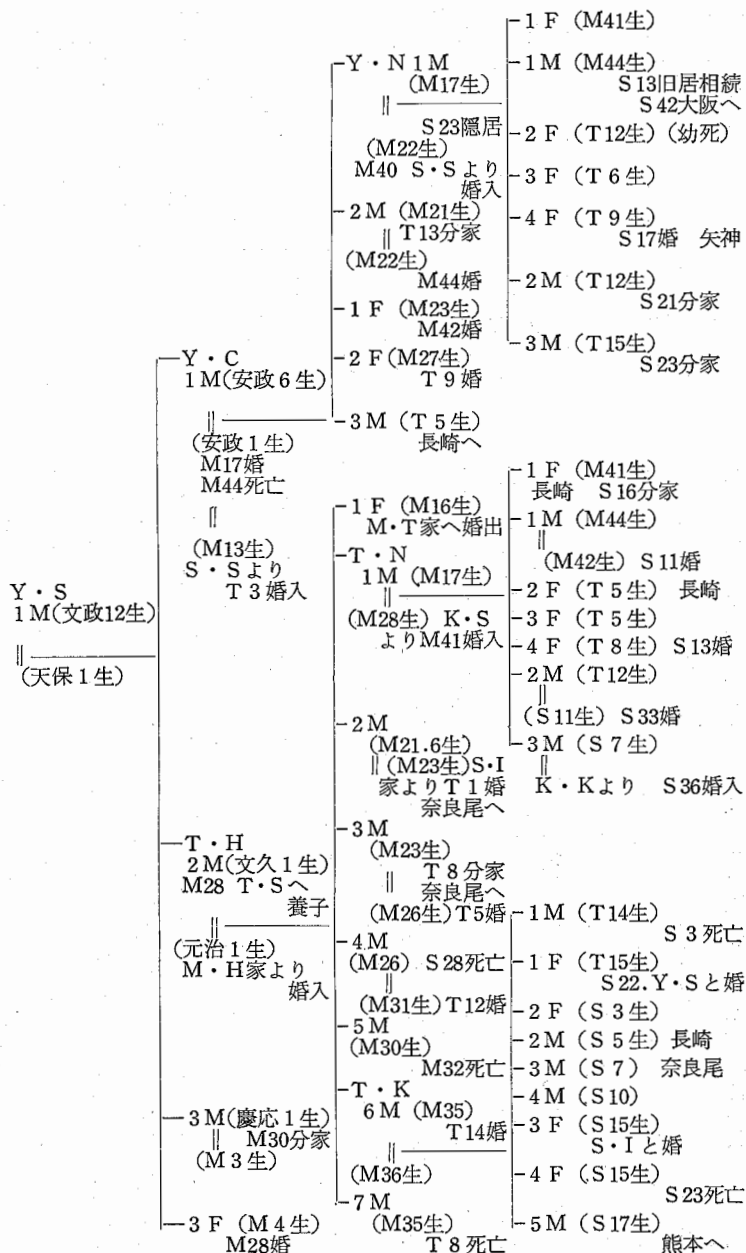
		1 M	2 M	3 M	4 M	6 M			1 M	2 M	3 M	4 M
先々代	Y・Y	旧	分				現世帯主	Y・N	旧	分	分	
	Y・S	旧	養	分				S・M	旧	分		
先代	Y・C	旧	分	分				T・N	旧	分	分	
	S・M	旧	養	分				S・K	旧	分(他)	分	
	M・K	旧	分	分	養(1Mへ)							
	K・K	旧	分	他(教師)								
	T・H	旧	分	分	分	大工						

たという。隠居分家型に入る家族分封ともとれるタイプであり、長男が帰村して分家したことによってⅡ—2A型に変わったことができる。

さて、隠居分家は、先々代に二ケース、先代に五ケース、現世帯主の代に四ケース、都合一件を数え、しかも隠居分家を三代続けたケースが二件、二代続けたケースが三件あり、少なくとも古里では、隠居分家慣行がパターン化していたことを伺わしている。この点、隠居分家が少ない南越と対照的である。

Y・S家は、その典型である(例6)。当家は隠居分家を三代続けているカソリック家族で、先々代は、一三年間に三男子、三女子を育てたが、長男は第二子で、末弟の三男とは七歳違い、次男の二歳年長であった。したがって、隠居分家といってもそう簡単ではなかった。果たせるかな、長男(安政六年生)と次男(文久元年生)が明治一七年に相次いで結婚している。そのため、父母は長男夫婦に家屋敷を譲り、ひとまず次男夫婦と三男、三女の二人を連れて隠居分家し、しばらくしてから次男夫婦を子どものないT・S家へ妻子ともども養子に出して処遇を済ませた。その後、明治二三年、三男が結婚したのを機会に三女を伴って隠居した。隠居年齢は六二歳であり、三女は、同二八年、村内のH・Iと結

例 6 Y・S, Y・C, Y・N家と, T・H, T・K家



キリシタン村落の家族分封と儀礼の親族関係

婚している。隠居分家は次男を養子に出していることから、結局、一回で終わっているが、当時としては、分家に代る子弟の仕付けとして、養子も一つの手立であった。養子がほかに三件数えるのもそのためである。

さて、先代の当主(Y・C)は、三男子、二女子の子どもを育てているが、再婚したこともあって、第一子と末子とは三二歳も違っている。それにカソリックにしては子どもが少ない方である。父母は、長男(明治一七年生)が、明治四〇年、結婚したのを機会に四人の子どもを連れて隠居分家した。父四八歳、長男二三歳のときである。次いで、長女が、明治四二年、村内のK・Nに嫁ぎ、その二年後に次男(明治二一年生)が結婚したので、すぐ次女と長男の子を連れて隠居分家した。しかし、分家直後、妻が亡くなり、やもめ暮らしを余儀なくされたが、三年後、再婚することになり、次女と孫を長男の家に戻した。その後、大正五年、三男が生まれたので結局この子にかかることとなり、昭和二三年、三男が長崎に転出した際、ついて行き、そこで生涯を閉じた。なお、次女は、大正九年、長女のとに婚入した。いわゆるソロレイト婚であったが、長崎の原爆で亡くなっている。土地は、父、長男、次男で六反を均分したといっている。

ところで、このY・C家の家屋敷を継承した長男の家が、Y・Nで、隠居分家型の家族分封をしている。当家は、一八年間に三男子・四女子をもうけ、うち二女子が幼死している。第二子の長男は、末子である三男の一五歳年長であり、隠居分家がしやすい状況にあったといえる。事実、父母は、長男、次男が結婚した昭和一三年と二一年に二度隠居分家している。ところが、父は次男の家で他界したため、二度目の母と三男の二人で分家している。次男は畑二反歩を分与されており、長男が少し多かったが、ほぼ均分に近いといっている。現在、東シナ海のアグリ漁に従事しているが、そのころは、一本釣りや五、六人の仲間と組んで、アジ、サバを捕っていた。三男は、その後昭和二三

に養子入りの叔父の娘とイトコ婚をしたので、母は、その年、長女を連れて隠居し、そこで永眠した。葬儀は三男が出している。なお、四女は、昭和一七年、他村のS・Sと結婚したが、結婚後も母としばらく一緒に住み、二年後に新しく家を隣りに建てて出、三男とともに母をみてきた。妻方居住婚をして母の面倒をみた訳である。しかし、父母の写真は、はじめ三男が預かって供養していたが、長男が貰いにきたので、現在、昭和四二年大阪に転出した長男のところにある。また、本家は、三男によると「両親のあとをついだ長男の家であり、長男は、現在、大阪に出ているが、盆、正月には必ず帰ってくるし、財産の売買などのとき話し合う」ともいっている。

T・H家は、カソリック家族で、Y家からT家へ養子入りのしたT・Hが当主で、七男子、一女子の子どもをもうけたが、一九年間に、五男（二歳）、七男（一二歳）の二人が早死し、結局六人となった。それにしても、男子が多い。しかも、第一子が女子であとは全部男子で、長男から四男までわずかに九歳違いである。それに、父親が明治四四年四八歳の働きざかりに世を去る不幸があった。もともと、それまでに、長女は、古里のM・T家に、明治三四年嫁出しており、長男は明治四一年に結婚し、子ども一人のとき旧居と畑三反の分与を受け、父母と五人の子は、隠居分家していた。ところが、父が明治四四年に他界し、その翌年、次男が結婚し、三年程同居した後兄弟で力を合わせて家を建て、母と四人の弟が隠居分家した。分与物は畑三反であった。三男、四男にも同様の措置が繰り返され、畑二反がそれぞれ分与された。結局母は、四男、六男を連れて三度隠居分家することになった。母六五歳のときである。なお、末弟の六男は、船大工に仕立てられ、子どもが一人生まれたとき、四男の家から分家した。隠居分家は末子にまで及ばなかった訳である。すでに述べたごとく大工に仕立てられた時点で家分かれすることは予定されていたのである。こうして、処遇が済み、母は、昭和一〇年七七歳のとき一人で隠居に入った。隠居は、兄弟の出費で建てたが、母の

面倒や葬儀は四男がし、父母の位牌もここにある。現在、在村しているのは六男だけであるが、それによると、本家はやはり長男の家だとしている。ただ、隠居分家慣行について、親が働いて子どもを助けてやる気持ちはよいが、親の負担が大きい。子どもは自分で働いて儲ければよいとこの制度に対して否定的である。父の早逝という不幸があり、また、男子が多いにもかかわらず隠居分家が三回も繰り返されたのは、娘が第一子で一人であったこともあるが、畑の分与にも明らかなごとく裕福であったことによる。

なお、その六男家であるT・K家の現世帯主は、子どもは五男子・四女子合わせて九人いたが、一男子、二女子が死亡し、六人となった。実質長男に当る次男は長崎、三男奈良尾、五男は熊本に出、四男（昭和一〇年生）が現在家に残留し、奈良尾町のアグリ漁夫として働いている。

T・N家は、T・Hの長男の家である。当家は、三男子、四女子を生み、皆成人したが、長男は第一子で、末子の三男との間には一三年の開きがある。長男は昭和一年、結婚して一年ぐらい同居した後、家屋敷と畑四畝を分与され、父母は、子どもの通学の便を考えて、現在地に隠居分家した。隠居分家したといっても、はじめはわらぶぎの六畳間の家で、父母と六人の子どもが寝起きし、雨の日は漏るので船の帆を被せて寝たという。その後、父母と次男は海で、三女は缶詰会社で働いて、長崎に出た叔父の家を買い取ったが、それも六畳、三畳半の二間だった。次男（大正一二年生）は、昭和三年に結婚したが、父母はその直後一〇日ぐらいして三男を伴って隠居分家した。その際、畑三畝と山林五畝を分与し、隠居は、イリコ干場を埋立て宅地にして、三男と二人で家を建てた。父七五歳、次男三五歳のときで余りに遅い分家といえる。なお、次男は、漁業で暮らしていたが、現在はお稼ぎで関西を転々としている。三男（昭和七年生）は、昭和三年に結婚し、その後も同居していた。しかし、昭和三八年、やがて二人目の子

どももできるので、父母は隠居した。父八〇歳のときで、家は三男が建てている。現在母一人が住んでいるが、三男が母の世話をし、昭和四六年亡くなった父の葬儀も出している。なお、分与は、一反を三人で分け、長男は四畝、次男、三男は三畝となっている。本家について、三男は、本家は両親が最初に住んでいた長男の家であるといい、隠居分家については、子どもに家を作ってやり、財産を子どもに均分してやるのは親の義務であり、その意味において隠居分家はよいとしている。

ところで、先代と現世帯主の代に隠居分家を続けたのにS・M家がある。S・M家の先代の父には、三人の男子と四人の女子があったが、次男が古里内のM家へ養子に出たので、長男が結婚した後、三男を連れて隠居分家した。その後三男の結婚（明治三二年）とともに完全隠居した。詳細は不明であるが、長男は畑四反程度を分与されたとい、老親の面倒は三男がみ、葬儀も出したといっている。なお、長女は古里内のH家へ、次女は奈留町の南越へ婚出している。

現世帯主は、その長男の長男（明治二一年生）であり、双生児の二男子と三女子があった。カソリックにしては小家族で、とくに男子が少ない。父母は、昭和二〇年、長男が結婚し、子ども一人のときに隠居分家した。父五六歳のときで、家屋敷と畑一反と山二反を譲り渡している。娘二人は、古里内のH家と奈留町の松山にすでに嫁出しており、長男はアグリ漁に従事していた。次男も漁業に雇われていたが、結婚して子どもができた昭和二五年に父母は隠居に出た。父六六歳、次男三六歳のときで、畑一反、山二反を分与された。隠居分は、畑五畝と山二反であった。父はともかく、長男、次男はほぼ均分であった。現在、父母は、一月交代で二人が世話をしている。次男は、現在出稼

ぎで家を留守にすることが多いが、それだけに兄や妹の家との交際が頻繁であり、西瓜やうりをやり取りし、出荷のときなどもよく助け合っている。なお、両家とも在学中の子どものを除いて、子弟はすべて東京、大阪へ他出している。

なお、隠居分家型家族分封は、ほかに、先々代に一件、先代二件と現世帯主の代に一件ある。先々代のY・Y家はキリシタン家族で、詳細は不明であるが、父母は、明治三十六年長男が結婚したのを機会に家屋敷と畑三反歩を与え、次男と四女を連れ、畑二反を持って隠居分家した。ところが、その翌年父が他界したため、隠居分家はここでストップし、次男が母の面倒をみることになったといわれている。先代の場合、M・K家はキリシタン家族で、四人の男子があり、父母は順次隠居分家を繰り返し、父は大正一四年に亡くなった。面倒は長男が看たという。ところが、長男夫婦に子どもができなかったので、家屋敷を四男夫婦に与えて隠居し、その長女を養女として可愛がり、婿養子を迎えている。なお、その後であるが、四男家にも男子が生まれず、婿養子をとっている。一方、三男家は、先にあげた仲兄相続のケースである。

いま一件は、K・K家である。当家もキリシタン家族で、二〇年間に四男子、三女子をもうけ、末女以外はみな成人した。ただ、長男と次男が、大正一三年、同時に結婚したため、ともに一時期ではあったが、長男夫婦は納屋、次男は四疊二間の小屋で仮住まいを余儀なくされた。なお四人の子女は、古里内や隣接部落にすでに嫁出していた。ところが、父が大正一五年他界したので、長男が跡を継ぎ、母と妹一人は、次男夫婦とともに隠居分家することになり、その後、改めて隠居した。父の他界で、山と畑を長男、次男で二反ずつに均分し、母は隠居畑を一反持つて出た。なお、教師をしている三男にも山二反が分与された。均分の理念が活かされているといっている。

最後に、現世帯主で隠居分家した一ケースが残されている。S・K家で、十一人の子をもうけたが、四男子、三女子が成人した。父母は、昭和五年、長男（明治三十九年生）が、結婚した直後に、四人の子どもを伴って隠居分家した。父五二歳のときである。長女、次女はすでに婚出していた。しかし、その翌年、父と四男が水難死したため、隠居分家はここでストップし、次男（大正三年生）は、昭和一七年結婚した後、妻の実家を頼って、その妻の母としばらく一緒に暮らし、そこから自力で分家している。実家からは、援助らしい援助は受けなかったという。その後、母は、昭和二年末子の三男が結婚したとき、三女を連れて隠居した。母六四歳のときである。三男は、隠居家を建てて面倒をみただけでなく、葬儀も出し、父母の写真も持っている。なお、三女（大正一五年生）は、神戸に出ている。以上の三ケースは、いずれも分封が済まないうちに父が死亡し、隠居分家もスムーズに進んでいない。

以上が古里における隠居分家慣行である。戦前、終戦直後の事例が多いことにもよるが、かなりパターン化されており、末子が養子入りや、教師、大工になった三人以外は、すべて末子にまで隠居分家が及んでいる。しかも扶養も長男の一ケースを除いて、末子がみている。また、財産分割も少なくとも均分を原則としていることや一〇ケースが完全隠居していることも明らかにされた。

ところで、こうした家族分封を両親の側からみると、隠居までに、先々代では一回二名、先代では三回一名、二回二名、一回二名となり、現世帯主の代では二回二名、一回二名となっている。その上、先々代は一ケース、また先代は五件、現世帯主は四ケースとも、隠居分家後完全隠居している。それだけ、両親は子弟の仕付けに生涯をかけねばならなかった。四人を仕付けるために一八年かけ、四回家を建て、九反開いている例もある。家屋も一般に四疊半二間が多く、先に奈留町で指摘したことが、ここでも当てはまる訳である。「隠居分家毎に家は少なくなった」とT・

Sはいい、四畳半と炊事一畳半へ六人が住み、雨が降ると帆を蔽って寝たともいつている。二間の家も五ケース、納屋小屋も三ケースある。それに分与も均分が一般的で、判明したかぎりでは、畑について分与なしは一件だけで、親子均分一件、兄弟均分三件、ほぼ均分三件（四、三、三と三、二、二の比率）となっている。もっとも、分与といつても、最大でも四反で少なくて三畝であり、分与額は少ない。しかも、長男に分与が幾分多いことは否定できない。その反面、隠居畑があり、最後に両親の面倒をみた子に渡されるので、ある程度相殺できる。いずれにしても均分の原則は働いているといつてもよい。

ところで、子弟を養子入りさせたケースが三件、教師、大工に仕付けたケース二件があつたが、分家させるのと別の仕付けであり、労働市場が外部に大きく開かれる以前では他に探しうる仕付け方であつたと思われる。なお、養子入り先は、いずれも父方叔父のところであつたことも注目される。一方、家を継ぐということもあるが、隠居した両親が子育ての喜びを味わいたい気持ちから出た養子もある。現隠居世帯主の一人は、自分の弟へ養子に出した子ども長男を隠居に預かつて育てており、いずれ、この子を養子にし、老後を見て貰うつもりだとしている。ほかに、そうした養子取りもあつたかと思われる。

以上、古里の隠居分家型に入る家族分封は、先代にも多く、単に数が多いというだけではない。分封時期が、矢神、南越より古く、分家、養子、大工、教員等の仕付けを組み入れながらも、多くが末子にまで及んでいるのである。その意味において、隠居分家がほとんど一回でストップし、三男以下が村外他出した矢神、南越と好対照的であった。また、長男による父母の扶養が多い南越や、仲兄の扶養が多く、共同扶養もみられる矢神とも違っていたのである。

一方、隠居分家型では、すべて長男が一応家屋敷を継承している。しかし、分つべきものがなかった一ケース以外は均分ないし均分に近く、仲兄相続型でも扶養者は末子のすぐ上の三男であった。ここでは、分家にしろ隠居分家にしろ、本家を基幹とした枝分かれの副次的存在でなく、長男の本家残留と同一レベルでの仕付けにはほかならなかった。家の超世代的な永続性への希求はなかったといっても過言ではあるまい。

さて、以上が、矢神、南越、古里における家族分封と相続についての分析である。データの収集が思いのほか難航し、それにケースが少なく、意にみたない箇所も多いが、若干の把握はできたかと思われる。まず、ここでは一応四類型が設定されたが、キリシタン、カソリックの宗教的違いにかかわりなく、多彩な相続慣行が見られるとともに、一子残留・他子他出型（一七件）が予想外に多かったことである。しかし、どちらかといえば、家族分封のプロセスに父の他界や再婚といった家族内部の阻害条件が作用した止むをえないケースであり、就業機会の増大によって可能となった比較的新しいケースであった。また、跡取りも、必ずしも特定の地位身分のもの、いわゆる長男に固定されず、次男あり、三男ありであった。換言すると統柄によって跡取りが限定されていないことであった。それはまた、

Ⅱ—2型にも共通した特色であったのである。

それに、長子残留・他子分家型（五件）も南越に多く、古里にはないといった地域的ヴァリエーションを示しながらも、ここでの分家は、仲兄や末子残留型と同様に、長男を本家に留めるのと同次元における仕付けであったことである。本家相続を根幹とし、分家を副次的、随伴的とする伝統的な家制度下における分家慣行とプロセスは同じであつても本質的には違っていた。分家はここでは生殖家族の出生家族からの水平的分化であり、内藤のいう家族集団

表 3-10 本家とはどこの家を指すとお考えですか。 (%)

地 区	矢 神	南 越	古 里
両親の家を継いだ家	18 (39.1)	7 (19.4)	4 (12.5)
先・先代の長男の家	1 (2.2)		
両親を扶養している家	1 (2.2)	5 (13.9)	2 (6.3)
長男が跡を継いだ家	4 (8.7)	13 (36.1)	16 (50.0)
長男で親の住んでいる家	1 (2.2)		1 (3.1)
位牌のある家	2 (4.3)		5 (15.6)
長 男 の 家	2 (4.3)		
ナ シ	10 (21.7)	1 (2.8)	
不 明	7 (15.3)	10 (27.8)	4 (12.5)
計	46 (100.0)	36 (100.0)	32 (100.0)

の核化にはかならなかった。また、本家に残留するものも、長男であれ、仲兄、末子であれ、そこには「家」や「位牌」、「家産」といった形象的なものの継承もなかったし、家の超世代的な永続性への希求もなかった。第一家の存在を許すほど、物質的、客観的基盤は強力ではなかった。本家を継承したからといって、特別の待遇と措置が講じられた訳ではなかったのである。

したがって、たしかに、本家は「もといえ」、分家を「割家（かけ）」、「隠居」と呼ぶ族制呼称はあるが、本家・分家の系譜関係に基づいた一個のコーポレーションとしての同族は、存在していない。本家はどこを指すかについて、両親の跡を継いだ家、長男の跡を継いだ家というものが多いものの、位牌のある家、両親を扶養している家というものもあった(表3-10)。しかも、この三つは、比較的一本化している南越を除いて、必ずしも同一家に帰着していないことから本家の地位を回って喰い違いが生まれているのが現実であった(表3-11・12)。それはまた、本家はどこか分らない

表 3-11 残 留 の 態 様

残 留 別	地 区	矢 神	南 越	古 里
長 男 残 留		10	7	7
次 男 残 留		5	1	1
三 男 残 留		2		2
末 子 残 留		4		
そ の 他			2	

3-12 残留と相続と扶養の態様

残 留 と 相 続 と 扶 養	地 区	矢 神	南 越	古 里
残留・相続・扶養の一致するもの		10	1	5
均分相続で長男扶養のもの			1	
均分相続で共同扶養のもの				1
均分相続で分家末子扶養のもの		1	1	2
条件付均分相続で長男扶養のもの		1	4	
条件付均分相続で共同扶養のもの		3		
条件付均分相続で仲兄扶養のもの		5 (1)	(3)	1 (1)

注 条件付均分とはかぎられた兄弟間で均分したケースをさす。() はその他

というものが少なくないことに、端的に表現されている。本家分家関係についても、「兄弟だから」、「血がつながっているから」、「お互いだから」続けるというのが圧倒的で、そこには、本家を上とし、分家を従とする垂直的序列は何えなかったのである。

第三に、親は、かつては自分の責任でもってすべての子どもを仕付け、また自らの老後にそなえようとしたことである。その具体的な現われが、諸子均分の仕付けであり、完全隠居であった(表3-13)。劣弱な生産条件のもとで、親にとって、労働は唯一の元手であり、諸子均分は唯一つの手立であった。親は生涯働き続けるとともに子弟の仕付けをなによりも優先させ、諸子均分の原理に執拗ともいえるほど固執したのである。「諸子均分の原理」は、一般農村における

表 3-13 財産分割の態様

財産分割	地 区	矢 神	南 越	古 里
一括相続		10	2	5
均分相続		1	2	3
条件付均分相続		9	5	1
その他の		1	1	1

「家」にかわる理念であった。それは、子弟の仕付け、いわゆる家族集団の核化を支える物的保障でもあった。厳しい生活のもとで生きる生活の原理であり、共存の論理でもあった。「乏しきを頒ち合う」生活の知恵であったといひ換えてもよい。少なくとも村に留まるかぎり、家族分封の方式にかわりなく、仕付けに際してできるかぎり財産が分与され、しかも、それが均分の原則によって運ばれたのである。その意味では、長男や仲兄、末子が本家に残留しようと、それ自体は目的でなく、個々の家族がおかれた状況に対応した仕付け方の違いから派出した結果であったと把え直すこともできる。いずれにしても、均分の原則は家族分封を支える大きな支柱であった。

第四に、仲兄、末子相続型（七ケース）が予想外に少なかったことである。しかも、矢神、古里の一ケースは明らかに家庭の内部事情から派生したケースであったし、南越でも先代の一ケースは宗教上の理由による末子相続であり、現世帯主の二ケースも子どもが多いことによるケースであった。また、矢神の二ケースは相談の結果であり、南越の二件は、比較的末子相続に似た分封過程を辿っているが、しかし、いずれも戦後のケースであった。末子相続が、定型的な一つの分封パターンとして果たして存在していたかは、問題である。むしろ存在していなかったとも推察される。福江島三井築町岳では明らかにそうであった。今後の課題としたい。

最後に、隠居分家型家族分封は、三地区に共通したパターンであり、矢神、古里では、

一子残留・他子他出型に次いで多く析出されただけでなく、二ケースと少ない南越でも先代に二件みられた。また、Ⅱ型の家族分封（二件）プロセスにミックスして存在していたし、矢神に二件、古里にも一件あった。それに古里では、先々代、先代にもこのタイプの家族分封が少なからず存在していたし、一子残留・他子他出型が戦後のケースが多いのに対して、戦前に集中していた。少なくとも古里では隠居分家型家族分封は他のタイプのそれに先行していたと思われる。このことは、改めて実証することにするが、フロンティアの存在や家族単位の労働力が開墾に適合的であったことが、この家族分封にかかわっていたことはもちろんである。また、封建領主の過酷な労働力収奪に対応する手段の一つでもあったことも否定できない。なお、このことについては、別稿で取り上げることにした。

しかし、戦後の労働市場、とくに高度経済成長による労働市場の拡大が、すでに純粹の隠居分家型分封がなくなっていることに明らかなく、隠居分家方式の内部崩壊を結果しつつあるのである。

2 親族と親族交際

さて、家族分封は、その方式にかかわらずなく、家族集団の核化、いわゆる水平的分化であり、その支柱が、諸子均分の原則であった。そのため、本家を基幹とし、分家を従とする家族集団の垂直的分化やコーポレーションとしての同族は形成されないまま、今日に至っている。しかし、別の意味での家族主義が働いていたことは紛れない事実であり、それを支えたのが、親子、兄弟間の連帯であった。

それに、若者組の存在や信仰の秘匿性から部落内婚や宗教内婚も多かった。たんに、計数上の多少でなく、制度的な規制もあるいは働いていたかとも考えられる。婚姻儀礼も、後述するように、婿入りと嫁入りが同日に行われてお

表 3-14 世 代 別 通 婚 圏 (矢神)

通婚圏 世 代	矢 神	奈 留	五 島	長崎県	長崎県外	不 明	計
Ⅳ (先々代以上)	6 (50.0)	3 (25.0)				3 (25.0)	12 (100.0)
Ⅲ (先々代)	18 (46.1)	9 (23.0)				12 (30.9)	39 (100.0)
Ⅱ (先代)	20 (33.3)	13 (21.6)	5 (8.3)	6 (10.0)	5 (8.3)	11 (18.2)	60 (100.0)
Ⅰ (現世代)	15 (18.2)	19 (23.2)	4 (4.9)	8 (9.7)	19 (23.2)	17 (20.8)	82 (100.0)

り、一時的妻問い婚、いわゆる妻方居住婚の名残りを止めている。事実、その過程で生まれた子どもを母の父の戸籍に入れ、母と子が姉弟になった後の四年目に正式に結婚して子どもを養子入りさせたケースも散見できる。表3-14は、矢神における通婚圏の歴史的推移を示したものであるが、過去に溯れば溯るほど部落内婚が多かったことが明らかである。矢神在住者の通婚圏も、表2-9のごとく、四一・二パーセントが部落内婚であり、島内婚も同率であることからして八二・四パーセントが町内婚となる。南越は、部落内婚が三二・三パーセントと矢神より低率であるが、それでも七九・四パーセントが町内婚である。古里(二八戸)は計数は少ないものの、古里内が一三件とトップで、以下五島(四)、町内(二)、県外(一)となり、部落内婚率は六五パーセントにも達している。その結果、父方の叔父・叔母・兄弟姉妹等に加えて、母方・妻方の親族も部落内に居住していることになり、後述する抱き親の選択に大きく影響することにもなるのである。

ところで、実際のある親族数は、矢神四四七名、南越三三六名、古里三三五名となる。ただ、南越は、調査法が違い、一番交際が厚い親族から順次三番目までの親族を調べたので、多少交際の範囲が狭められた嫌いがあるが、それでも、一戸当たり平均一・二名である。これに対して、矢神は、一九名、古里は一六名である。長崎まで港からでも四時間にかかる僻地であるが、ともかくこの数字は注目されてよい。なお、

表 3-15 親族の地域別親等別分布 (矢 神)

親等 地域	父 方							母 方				妻 方							
	1	2	3	4	5	6	計	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計		
矢 神	4 (2.4) (80.0)	41 (24.4) (36.0)	28 (16.7) (50.0)	36 (21.4) (48.0)	3 (1.8) (27.3)	2 (1.2) (100.0)	114 (67.9) (43.3)		3 (1.8) (23.1)		3 (1.8) (12.0)	1 (0.6) (33.3)	17 (10.1) (17.7)	16 (9.5) (50.0)	17 (10.1) (63.0)		51 (30.3) (32.1)	168 (100.0) (37.6)	
奈留町		25 (22.5) (21.9)	13 (11.7) (23.2)	6 (5.4) (0.9)	3 (2.7) (27.3)		47 (42.4) (17.9)	11 (9.9) (91.6)	10 (9.0) (76.9)		21 (18.9) (84.0)	1 (0.9) (33.5)	27 (24.3) (28.1)	9 (8.1) (28.1)	5 (4.5) (18.5)	1 (0.9) (100.0)	43 (38.7) (27.0)	111 (100.0) (24.8)	
五 島	1 (2.4) (20.0)	17 (41.5) (34.9)	4 (9.8) (7.2)	8 (19.5) (10.8)	1 (2.4) (9.0)		31 (75.6) (11.8)	1 (2.4) (8.4)			1 (2.4) (4.0)	1 (2.4) (33.5)	3 (7.3) (3.2)	5 (12.2) (15.6)			9 (22.0) (5.7)	41 (100.0) (9.2)	
長崎県		3 (8.8) (2.6)	6 (17.6) (10.7)	12 (35.3) (16.0)	3 (8.8) (27.3)		24 (70.6) (9.1)						5 (14.7) (5.2)	2 (5.9) (6.3)	3 (8.8) (11.1)		10 (29.4) (6.3)	34 (100.0) (7.6)	
長崎県外		28 (30.1) (34.6)	5 (5.4) (8.9)	13 (14.0) (17.3)	1 (1.1) (9.0)		47 (50.5) (17.8)						44 (47.3) (45.3)		2 (2.2) (7.4)		46 (49.5) (28.9)	93 (100.0) (20.8)	
計	5 (1.1) (100.0)	114 (25.5) (100.0)	56 (12.5) (100.0)	75 (16.8) (100.0)	11 (2.5) (100.0)	2 (0.4) (100.0)	263 (58.8) (100.0)	12 (2.7) (100.0)	13 (2.9) (100.0)		25 (5.6) (100.0)	3 (0.7) (100.0)	96 (21.5) (100.0)	32 (7.2) (100.0)	27 (6.0) (100.0)	1 (0.2) (100.0)	159 (35.6) (100.0)	447 (100.0) (100.0)	

表 3-16 親族の地域別親等別分布 (南越)

親等 地域	父 方							母 方				妻 方							合 計
	1	2	3	4	5	6	計	3	4	5	計	1	2	3	4	5	6	計	計
地区内	6 (5.0) (46.1)	41 (34.2) (40.6)	15 (12.5) (68.2)	18 (15.0) (50.0)	2 (1.7) (66.7)		82 (68.4) (46.8)	4 (3.3) (57.1)	5 (4.2) (55.6)	1 (0.8) (50.0)	10 (8.3) (55.5)	4 (3.3) (80.0)	5 (4.2) (7.5)	10 (8.3) (33.3)	9 (7.5) (22.0)			28 (23.3) (19.6)	120 (100.0) (35.7)
南 越	2 (16.7) (15.4)	1 (8.3) (1.0)	1 (8.3) (4.5)	7 (58.4) (19.4)			11 (91.7) (6.3)		1 (8.3) (11.1)		1 (8.3) (5.6)								12 (100.0) (3.6)
奈留町	2 (2.0) (15.4)	22 (21.8) (21.8)	6 (5.9) (27.3)	6 (5.9) (16.7)	1 (1.0) (33.3)		37 (36.6) (21.1)	3 (3.0) (42.9)	3 (3.0) (33.3)	1 (1.0) (50.0)	7 (7.0) (38.9)		32 (31.7) (47.7)	9 (8.9) (30.0)	16 (15.8) (39.0)			57 (56.4) (39.8)	101 (100.0) (30.1)
五 島	1 (2.7) (7.7)	6 (16.2) (5.9)					7 (18.9) (4.0)					1 (2.7) (20.0)	13 (35.1) (19.4)	2 (5.4) (6.7)	14 (37.9) (34.2)			30 (81.1) (21.0)	37 (100.0) (11.0)
長崎県内	1 (5.0) (7.7)	10 (50.0) (9.9)		1 (5.0) (2.8)			12 (60.0) (6.9)						2 (10.0) (3.0)	5 (25.0) (16.7)	1 (5.0) (2.4)			8 (40.0) (5.6)	20 (100.0) (5.9)
長崎県外	1 (2.2) (7.7)	21 (45.6) (20.8)		4 (8.7) (11.1)			26 (56.5) (14.9)						15 (32.6) (22.4)	4 (8.7) (13.3)	1 (2.2) (2.4)			20 (43.5) (14.0)	46 (100.0) (13.7)
合 計	13 (3.9) (100.0)	101 (30.1) (100.0)	22 (6.5) (100.0)	36 (10.7) (100.0)	3 (0.9) (100.0)		175 (52.1) (100.0)	7 (2.1) (100.0)	9 (2.7) (100.0)	2 (0.6) (100.0)	18 (5.4) (100.0)	5 (1.5) (100.0)	67 (19.9) (100.0)	30 (8.9) (100.0)	41 (12.0) (100.0)			143 (42.5) (100.0)	336 (100.0) (100.0)

サントメ島の家族分離と親族関係

表 3-17 親族の地域別親等別分布 (古里)

親等 地域	父 方							母 方					妻 方						遠縁	その他	合計
	1	2	3	4	5	6	計	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計			
部 落 内	3(1) (2.9)	20 (19.0)	8 (7.6)	11(3) (10.5)	1 (0.9)	6 (5.7)	49(4) (46.6)		6 (5.7)	17 (16.2)	1 (1.0)	24 (22.9)	1 (1.0)	14 (13.3)	3 (2.9)	6 (5.7)		24 (22.9)	6 (5.7)	2 (1.9)	105(4)※ (100.0)
近接部落	1(1) (1.3)	8(1) (10.1)	7(1) (8.9)	6 (7.6)	3 (3.8)		25(3) (31.7)	1 (1.3)	9 (11.4)	18 (22.8)	1 (1.2)	29 (36.7)	4 (5.1)	6(1) (7.6)	5(2) (6.3)	10 (12.6)		25(3) (31.6)			79(6) (100.0)
	(8.3)	(14.5)	(25.0)	(20.0)	(30.0)		(17.3)	(50.0)	(37.5)	(40.0)	(25.0)	(38.7)	(66.6)	(12.0)	(21.7)	(35.7)		(23.1)			(23.4)
若 松 町		1 (5.9)			1 (5.9)	2 (11.7)	4 (23.5)		4 (23.5)	5 (29.4)	1 (5.9)	10 (58.8)			1 (5.9)	2 (11.8)		3 (17.7)			17 (100.0)
		(1.8)			(10.0)	(22.2)	(2.8)		(16.6)	(11.1)	(25.0)	(13.3)			(4.4)	(7.2)		(2.8)			(5.1)
近接町村	1 (3.2)	10(1) (32.3)	3 (9.7)	6(1) (19.3)	3(1) (9.7)	1 (3.2)	24(3) (77.4)		1 (3.2)			1 (3.2)	1 (3.2)	3 (9.7)	2 (6.5)			6 (19.4)			31(3) (100.0)
	(8.3)	(18.2)	(10.7)	(20.0)	(30.0)	(11.1)	(16.7)		(4.2)			(1.3)	(16.7)	(6.0)	(8.7)			(5.6)			(9.3)
五 島	(1)	4 (22.2)	2 (11.1)	1 (5.6)			7(1) (38.9)			2 (11.1)		2 (11.1)		6 (33.3)	2 (11.1)	1 (5.6)		9 (50.0)			18(1) (100.0)
		(7.3)	(7.1)	(3.3)			(4.9)			(4.5)		(2.7)		(12.0)	(8.7)	(3.6)		(8.3)			(5.4)
県 内	5 (10.2)	5 (10.2)	8 (16.3)	1 (2.0)	1 (2.0)		20 (40.7)	1 (2.1)	3 (6.1)	2 (4.1)		6 (12.3)		11 (22.5)	4 (8.2)	7 (14.3)	1 (2.0)	23 (47.0)			49 (100.0)
	(41.7)	(9.1)	(28.6)	(3.3)	(10.0)		(13.9)	(50.0)	(12.5)	(4.4)		(8.0)		(22.0)	(17.4)	(25.0)	(100.0)	(21.3)			(14.6)
県 外	2 (5.5)	7 (19.4)		5 (13.9)	1 (2.8)		15 (41.6)		1 (2.8)	1 (2.8)	1 (2.8)	3 (8.4)		10(2) (27.8)	6(1) (16.7)	2 (5.5)		18(3) (50.0)			36(3) (100.0)
	(16.7)	(12.7)		(16.7)	(10.0)		(10.4)		(4.2)	(2.2)	(25.0)	(4.0)		(20.0)	(26.1)	(7.1)		(16.7)			(10.8)
合 計	12(3) (3.6)	55(2) (16.4)	28(1) (8.4)	30(4) (8.9)	10(1) (3.0)	9 (2.7)	144(1) (43.0)	2 (0.6)	24 (7.2)	45 (13.4)	4 (1.2)	75 (22.4)	6 (1.8)	50(3) (14.9)	23(3) (6.9)	28 (8.3)	1 (0.3)	108(6) (32.2)	6 (1.8)	2 (0.6)	335(7) (100.0)
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注 ※印 () 内は媒介親族

調査戸数は、矢神二三戸、南越三〇戸、古里二一戸である。

なお、親族では血族が矢神二八八名（六四・四パーセント）、南越一九三名（五七・五パーセント）、古里二二一名（六五・四パーセント）であり、姻族は矢神一五九名（三五・六パーセント）、南越一四三名（四二・五パーセント）、古里一〇八名（三二・二パーセント）で、やはり血族が多い。これを地域別、親等別にみると、三地域とも、部落内の場合、矢神では六親等まで、南越や古里では六親等以上とも交際している。部落を越えようと、矢神は五親等以内に交際が限定されているが、南越は町内までは六親等、それを越えたと四親等に限られ、古里は、近接町村までは六親等、それ以外は五親等となっている。一般に古里の親族交際は、古い親族にまで及んでおり、交際範囲は広いといえることができる。

さらに、矢神では父方が二六三名（五八・八パーセント）と多く、妻方一五九名（三五・六パーセント）、母方二五名（五・六パーセント）を大きく引離しており、およそ六割にも達している。南越では父方一七五名（五二・一パーセント）に対して、母方一八名（五・四パーセント）、妻方一四三名（四二・五パーセント）であり、矢神より父方への傾斜が多少修正されている。ところが、古里では父方一四四名（四三・〇パーセント）に対して、母方七五名（二二・四パーセント）、妻方一〇八名（三二・二パーセント）となり、母方、妻方親族との交際が占める比重が増えて母方、妻方への傾斜を大きくし、矢神と逆の結果になっている。それには、母方、妻方とは島外になっても古い親族と交際していることもあるが、部落内の母方親族との交際が他地域よりもぐっと多いこともあざうっている。もともと家観念や系譜性が欠如しており、それに部落内婚、島内婚が多いなかで、双系的広がりを示すのが一般的傾向であり、古里の場合、その典例である。ところが、南越では、ほぼバランスが保たれているのに、矢神では、父方

親族に大きく傾斜している。

ところで、部落内親族になると、矢神には、一戸平均七戸、南越四戸、古里六戸の部落内親族があるが、その内訳は、矢神、南越では、父方が圧倒的に多く、優に六七パーセントをオーバーしており、父方親族との交際が中心にあることが分る。逆に、古里は、父方の四六・六パーセントに対し、母方、妻方とも二二・九パーセント、都合四五・八パーセントで、母方、妻方が増え、バランスが回復されている。つまり、古里では、父方親族との交際も多いが、妻方、母方とも往来していることになる。

以上、矢神、南越では、父方親族との交際が中心であるが、これに対して、古里では、父方も多いが、妻方、母方ともよく交際しており、バランスがとれていることが明らかにされた。したがって以下では、南越、古里をこの二つの代表としてとりあげ、抱き親の選定と関連づける意味合いから、部落内親族に焦点をおいて分析を進めることにする（表3・18・19・20）。

南越では、最もよく交際する親族として二一一名があげられているが、やはり父方が一三一名（六二・一パーセント）と最も多く、妻方七三名（三四・六パーセント）、母方七名（三・三パーセント）を分離し、軽く六割をオーバーしている。父方親族総数に対する選択率も七五パーセントで、とくに一親等、二親等では、遠近にかかわりなく一〇〇パーセント、九四パーセントである。当然のことではあるが、高率である。ところが、妻方、母方とも、数が少ない上に選択率は五五・五パーセントで、一応五割を越しているが、母方のごときは三八・八パーセントとまじりである。妻方、母方がクローズアップされてくるのは、次に交際する親族の場合であり、ここでは、父方を上回るに至っている。

表 3-18 一番目に付き合う親族 (南 越)

親 等 地 域	父 方						母 方			妻 方					合 計
	1	2	3	4	5	計	3	4	計	1	2	3	4	計	
地 区 内	6 (9.0) (46.2)	39 (58.2) (41.5)	13 (19.4) (100.0)	8 (11.9) (88.9)	1 (1.5) (50.0)	67 (68.4) (51.1)	3 (50.0) (75.0)	3 (50.0) (100.0)	6 (6.1) (85.7)	3 (12.0) (75.0)	5 (20.0) (13.2)	8 (32.0) (44.4)	9 (36.0) (69.2)	25 (25.5) (34.2)	98 (100.0) (46.4)
南 越	2 (100.0) (15.4)					2 (100.0) (1.5)									2 (100.0) (0.9)
奈 留 町	2 (8.7) (15.4)	19 (82.6) (20.2)		1 (4.3) (11.1)	1 (4.3) (50.0)	23 (47.9) (17.6)	1 (100.0) (25.0)		1 (2.1) (14.3)		16 (66.7) (42.1)	5 (20.8) (27.8)	3 (12.5) (23.1)	24 (50.0) (32.9)	48 (100.0) (22.7)
五 島	1 (16.7) (7.7)	5 (83.3) (5.3)				6 (42.9) (4.6)				1 (12.5) (25.0)	5 (62.5) (13.2)	1 (12.5) (5.6)	1 (12.5) (7.7)	8 (57.1) (11.0)	14 (100.0) (6.6)
長崎県内	1 (9.0) (7.7)	10 (90.9) (10.5)				11 (84.6) (8.4)					1 (50.0) (2.6)	1 (50.0) (5.6)		2 (15.4) (2.7)	13 (100.0) (6.2)
長崎県外	1 (5.0) (7.7)	21 (95.5) (22.3)				22 (61.1) (16.8)					11 (78.6) (28.9)	3 (21.4) (16.7)		14 (38.9) (19.2)	36 (100.0) (17.1)
合 計	13 (9.9) (100.0)	94 (71.8) (100.0)	13 (9.9) (100.0)	9 (6.9) (100.0)	2 (1.5) (100.0)	131 (62.1) (100.0)	4 (57.1) (100.0)	3 (42.9) (100.0)	7 (3.3) (100.0)	4 (5.5) (100.0)	38 (52.1) (100.0)	18 (24.7) (100.0)	13 (17.8) (100.0)	73 (34.6) (100.0)	211 (100.0) (100.0)

キリシタン村落の家族分断と儀礼的親族関係

表 3-19 二番目に付き合う親族 (南 越)

地 域	親 等					父 方					母 方					妻 方					合 計
	2	3	4	5	計	3	4	5	計	1	2	3	4	計							
地 区 内	2 (18.2) (33.3)	2 (18.2) (22.2)	6 (54.5) (35.3)	1 (9.1) (100.0)	11 (61.1) (33.3)	1 (25.0) (33.3)	2 (50.0) (33.3)	1 (25.0) (100.0)	4 (22.2) (40.0)	1 (33.3) (100.0)		2 (66.7) (28.6)		3 (16.7) (5.4)	18 (100.0) (18.2)						
南 越	1 (16.7) (16.7)	1 (16.7) (11.1)	4 (66.7) (23.5)		6 (85.7) (18.2)		1 (100.0) (16.7)		1 (14.3) (10.0)						7 (100.0) (7.1)						
奈 留 町	3 (27.3) (50.0)	6 (54.5) (66.7)	2 (18.2) (11.8)		11 (26.2) (33.3)	2 (40.0) (66.7)	3 (60.0) (50.0)		5 (11.9) (50.0)		15 (35.7) (57.7)	2 (4.8) (28.6)	9 (21.4) (40.9)	26 (61.9) (46.4)	42 (100.0) (42.4)						
五 島											6 (30.0) (23.1)	1 (5.0) (14.3)	13 (65.0) (59.1)	20 (100.0) (35.7)	20 (100.0) (20.2)						
長 崎 県 内			1 (100.0) (5.9)		1 (25.0) (3.0)						1 (33.3) (3.8)	2 (66.7) (28.6)		3 (75.0) (5.4)	4 (1020) (4.0)						
長 崎 県 外			4 (100.0) (23.5)		4 (50.0) (12.1)						4 (50.0) (15.4)			4 (50.0) (7.1)	8 (100.0) (8.1)						
合 計	6 (18.2) (100.0)	9 (27.3) (100.0)	17 (51.5) (100.0)	1 (3.0) (100.0)	33 (33.3) (100.0)	3 (30.0) (100.0)	6 (60.0) (100.0)	1 (10.0) (100.0)	10 (10.0) (100.0)	1 (1.8) (100.0)	26 (46.4) (100.0)	7 (12.5) (100.0)	22 (39.3) (100.0)	56 (56.6) (100.0)	99 (100.0) (100.0)						

表 3-20 三番目に付き合う親族 (南 越)

親 等 地 域	父 方				母 方		妻 方				合 計
	2	3	4	計	3	計	2	3	4	計	
地 区 内			4 (100.0) (40.0)	4 (100.0) (36.4)							4 (100.0) (15.4)
南 越			3 (100.0) (30.0)	3 (100.0) (27.3)							3 (100.0) (11.5)
奈 留 町			3 (100.0) (30.0)	3 (27.3) (27.3)	1 (100.0) (100.0)	1 (9.1) (100.0)	1 (14.3) (33.3)	2 (28.6) (40.0)	4 (57.1) (66.6)	7 (63.6) (50.0)	11 (100.0) (42.3)
五 島	1 (100.0) (100.0)			1 (33.3) (9.1)			2 (100.0) (66.7)			2 (66.6) (14.3)	3 (100.0) (11.5)
長 崎 県 内								2 (66.6) (40.0)	1 (33.3) (16.7)	3 (100.0) (21.4)	3 (100.0) (11.5)
長 崎 県 外								1 (50.0) (20.0)	1 (50.0) (16.7)	2 (100.0) (14.3)	2 (100.0) (7.7)
合 計	1 (9.1) (100.0)		10 (90.9) (100.0)	11 (42.3) (100.0)	1 (100.0) (100.0)	1 (3.8) (100.0)	3 (21.4) (100.0)	5 (35.7) (100.0)	6 (42.9) (100.0)	14 (53.8) (100.0)	26 (100.0) (100.0)

サントメとその家族分封と儀礼的親族関係

表 3-21 特に頼りになる家 (南 越)

親 族 地 域	父 方					母 方	妻 方			他 人	遠 縁	計
	1	2	3	4	5	3	1	2	3			
地 区 内	5 (10.6) (71.4)	29 (61.7) (90.6)	2 (4.3) (100.0)		1 (2.1) (33.3)		1 (2.1) (50.0)	4 (8.5) (44.4)	2 (4.3) (40.0)	2 (4.3) (100.0)	1 (2.1) (100.0)	47 (100.0) (73.4)
南 越	1 (50.0) (14.3)				1 (50.0) (33.3)							2 (100.0) (3.1)
奈 留 町	1 (6.7) (14.3)	3 (20.0) (9.4)			1 (6.7) (33.3)	1 (6.7) (100.0)	1 (6.7) (50.0)	5 (33.3) (55.6)	3 (20.0) (60.0)			15 (100.0) (23.4)
合 計	7 (10.9) (100.0)	32 (50.0) (100.0)	2 (3.1) (100.0)		3 (4.7) (100.0)	1 (1.7) (100.0)	2 (3.1) (100.0)	9 (14.1) (100.0)	5 (7.8) (100.0)	2 (3.1) (100.0)	1 (1.7) (100.0)	64 (100.0) (100.0)

そうしたなかにあつて、部落内親族の場合は、九八名があげられており、そのうち六七名（六八・四パーセント）——他に南越に二名いる——が父方親族で、やはり父方が多く、むしろその比率を高めている。七割に近い。これに對して妻方は二五名（二五・五パーセント）、母方は六名（六・一パーセント）と少なく、合わせても三割少々である。しかし、選択率になると、妻方は九二・八パーセントとなり、親等の遠い人も含めて、二八人中の二五人とよく交際している。母方も六〇パーセントに達している。妻方、母方は、もともと父方親族に比べて部落内親族は少ない。しかし、少ないものの、居る人とは選り好みせずによく交際していることになる。ところが、父方親族は数が多いだけに、多少選択の幅があり、その結果、親等の遠いところ以下がふるいにかけられたことになる。それでも親子、兄弟姉妹、叔父叔母を中心に、隔てなく頻繁に付き合っているのである。

ところが、最も頼りになる親族になると、父方への傾斜が大きくなり、六四名のうち四四名（六八・七パーセント）が父方で、妻方一六名（二五・〇パーセント）、母方一名（一・七パーセント）の三倍強にもなっている（表3・21）。しかも、うち三七名は部落内で全体の五七・八パーセントにも達している。当然のことながら親子、兄弟が最も頼りにされていることが判然としている。とくに兄弟姉妹（六一・七パーセント）が多い。先に、兄弟間の連帯が強いといったのはこのことであつた。また、この三七名は、部落内でも全体（四七名）の七八・七パーセントを占め、八割に近い。これに對して、妻方はわずか七名（一四・九パーセント）にすぎない。父方への傾斜、父方重視は、決定的事実であつたといえよう。

ところで、古里の場合、日常の交際内容に即して親族交際を表示したのが表3・22である。古里は、矢神、南越に比べて、母方、妻方の部落内親族との交際が少なくないことについてはすでに述べたが、親しい往来も、父方、それ

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

表 3-22 交際内容別親族数 (古 里)

	父 方						母 方						妻 方						遠 縁	近 所	友 人	計
	I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V	計				
親しく往来	2	12	2	1		17			3	2		5	1	10		3		14	3	4	8	51
おすそ分け	3	10	1	1		15				1		1	2	10	1	1		14	3	7	1	41
物の貸借		7	2			9				2		2		2		2		4	1	5	2	23
農具の貸借		1				1							1	3		1		5		1		7
忙の し手 い伝 時い	行く	2				2								2				2	3		1	8
	来る	2				2							1	6		1		8	3			13
気軽に用事を 頼みに来る		4	1			5				2		2		2				2	1	3	3	16
気軽に用事を 頼みに行く		6	6			12				2		2		4		1		5		6	3	28
最も頼りにし ている	7	12	2			21				2		2	3	15	1	2		21			3	47
最も頼りにさ れる	2	10	3			15				2		2		5				5	2		1	25
計	14	66	17	2		99			3	13		16	8	59	2	11		80	16	26	22	259

も兄弟姉妹を中心にして一七名と多いものの、母方に五名、妻方にも一四名いて、バランスがとれている。おすそ分けも、父方の一五名に対して妻方一四名である。それに、選択率は妻方親族の方が高く、親しく往来する親族には妻方親族、わけでも妻の兄弟姉妹がよく選ばれているようである。

茶碗などの台所用品、米などの貸借関係は、父方九名、母方二名、妻方四名となり、父方の兄弟姉妹との貸借関係が多い。ところが、リヤカー、鍬、鎌などの農具になると貸借関係そのものが少なくなっているが、その少ないなかにあつて妻方が五名いて、先の場合と逆になっている。農繁期などの忙しい時の手伝いは、一般的に減つてきており、こちらから行くのは、父方、妻方とも二名と少ない。それでも妻方からは、父方の二名に対して八名も来てくれ、妻方がかなり多い。なかでも妻の兄弟姉妹はよくかけつけてくれている。「ユイ」を組んでいるのもほかに妻方二名がいる。困ったとき、それも反対給付を期待しない手伝いだけに妻方の兄弟姉妹は有難い存在である。ところが、留守や子守りなどの一寸した用事の場合は、家が近いこともあるが、自分の兄弟姉妹のところへ一二名が頼みに出かけ、また向うからも五名が頼みにきている。これに対して妻のところへは、五名が出かけ、二名が頼みにくるにすぎない。

このように、古里では、妻方親族、わけでも兄弟姉妹は、日常生活において、生活領域によつては役割遂行の在り方に多少のバラつきを示しながらも、全般的に父方親族と同様、あるいはそれ以上の役割を果たしているといふことができる。いいかえると父方親族にも劣らない存在理由を持っているのである。

最も頼りにしている親族についても同様である。父方二一名に対して母方二名、妻方二一名で、南越とは逆に妻方親族がクローズアップされている。双方とも、親子、兄弟姉妹が圧倒的に多いことはいふまでもないが、妻方の場合

表 3-23 特 に 頼 り に す る 家 (矢 神)

親 等 地 域	父 方					母 方	妻 方					他 人	計
	1	2	3	4	合 計		1	2	3	4	合 計		
矢 神	20 (17.9) (80.0)	48 (42.9) (78.7)	3 (2.7) (75.0)	8 (7.1) (100.0)	79 (70.5) (80.6)	1 (0.8) (100.0)	2 (1.8) (40.0)	14 (12.5) (66.7)		2 (1.8) (100.0)	18 (16.1) (64.3)	14 (12.5) (93.3)	112 (100.0) (78.9)
奈 留 町	2 (10.5) (8.0)	9 (47.4) (14.7)	1 (5.3) (25.0)		12 (63.2) (12.5)		3 (15.8) (60.0)	3 (15.8) (14.3)			6 (31.6) (21.4)	1 (5.2) (6.7)	19 (100.0) (13.4)
五 島		2 (100.0) (3.3)			2 (100.0) (2.0)								2 (100.0) (1.4)
長 崎 県													
長崎県外	3 (33.3) (12.0)	2 (22.2) (3.3)			5 (55.5) (5.1)			4 (44.5) (19.0)			4 (44.5) (14.3)		9 (100.0) (6.3)
計	25 (17.6) (100.0)	61 (43.0) (100.0)	4 (2.8) (100.0)	8 (5.6) (100.0)	98 (69.0) (100.0)	1 (0.7) (100.0)	5 (3.5) (100.0)	21 (14.8) (100.0)		2 (1.4) (100.0)	28 (19.7) (100.0)	15 (10.6) (100.0)	142 (100.0) (100.0)

いとこが少数ではあるが二名あげられている。後述する抱き親が広い範囲の母方親族から選ばれているのが古里の特徴であることから注目されてよい。

また、父方親族の一五名が自分のところを頼りにしていると対して、妻方はわずか五名しかあげられていない事実も注目される。こちらは妻方の二一名を頼りにしているのに対して向うでは五名しかこちらを頼りにしていない。つまり、四分の一にすぎないのである。妻の兄弟姉妹にしても一五人対五人である。他方、父方は、一二名が最も頼りにし、逆に向こうも一〇名がこちらを頼りにしており、相互依存関係にある。その点、同じ最も頼りにしている相手でも、父方、妻方とでは、その存在意義と存在理由に違いがあるのである。この点については、改めて取りあげることにするが、ともかく古里では、妻方親族は、たんに数が多いという数の問題だけでなく、機能面でも十分な存在理由を担っているのである。

矢神も、調査戸数四五戸に関しては、南越同様、父方親族九八名（六九・〇パーセント）が最も頼りにされており、七割に近い。これに対して、妻方親族はわずか二八名（一九・七パーセント）で、母方は一名でネグリジブルである（表3-23）。しかも、そのうちの七九名（七〇・五パーセント）は父方の部落内親族で、親子、兄弟はもちろんとしていとも八名いる。ところが、妻方は一八名（一六・一パーセント）、母方は一名（〇・八パーセント）が頼りにされている程度で、合わせても二割にみたない。矢神も、南越同様、父方親族を最も頼りにして生活しているのである。もともと、家や同族のない村であるだけに親族交際も双系的に広がってよいはずである。それが、矢神、南越では、なぜ父方に傾斜しているかは問題である。本戸を中心に調査したことからくる歪もあったかと思われるが、今後の再調査を期することにして、次に抱き親、抱き子関係を問題にすることにした。

四、洗礼と抱き親・抱き子関係

1 洗礼儀礼

洗礼は、カソリック同様キリシタンにとって最も重要な儀式である。カソリックにとって、洗礼は、七秘跡の一つであり、「洗礼は受洗者を主キリストの死と復活の神秘にあずからせ、罪の汚れをすべて洗い清めて神の子とする恵みを与える。洗礼を受けて教会共同体の成員となったキリスト者は聖霊を与えられ、キリストの祭司職にあずかり、宣教の使命を授けられる」(『カトリック入門』要理編纂専門委員会編)のである。

キリシタンの心得書であった『ドチリナ・キリシタン』(一六〇〇年版)にも、「バウチズモのサクラメント」(洗礼の秘跡)について、「おしなべて、後生たすかるためには、バウチズモの授けなくしてかなわざる道也」(片岡弥吉『かくれキリシタン』二〇一頁より引用)と述べられている。厳しい弾圧、迫害に相次ぐ殉難のなかで、キリシタンが行い得た唯一のサクラメント(秘跡)、それが洗礼であった。それゆえに迫害にも殉難にも耐えることができた。

三〇〇年の間、洗礼が続けられたからこそ、キリシタンも存続しえたのである。今日でも、「洗礼を受けて霊名を戴かないとバライソへ行けない」と信じている人もあり、また、「三男はまだ洗礼をして貰っていないが死んだとき宗教的なことをして貰えないので洗礼を受けさせる」という人もある。しかも、矢神や南越では、生まれてすぐ洗礼を受けないと、「角が生える」といい、洗礼を「角欠き」とも呼んで、幼児洗礼を行ってきた。生物学的出生に対する精神的再生を「角欠き」とシンボリックに表現したものとして理解してよい。悪魔に魅入られることを「角が生え

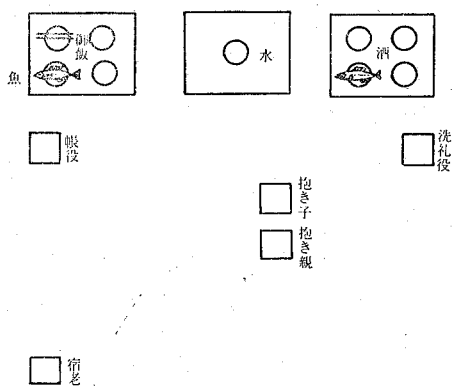


図 4-1 洗 礼 の 座

る」という言葉でいい表わしたのである。したがって、現在では一歳で受洗しているが、戦前までは生後三日以内に受洗していた。それも、朝一番鳥の鳴かないうちにである。

洗礼に先立って、洗礼役——南越では看防——はもちろん、帳役、宿老も不浄を避けて精進潔済する。現在は三日前からになっているが、以前は一週間前からであった。実の親に代って代父、代母として出席し、儀礼的親子関係を結ぶ「抱き親」も同様である。お授け当日は、風呂に入って体を清め、以後便所にも入らない。抱き親・抱き子もお授け前に風呂に入って身を清めるが、一歳の子は、式中に尿をもよおすこともあるので、本番の「お水かけ」の直

前、ケレンドを唱和している際に、もう一度風呂に入れている。なお、洗礼役は、一日で糸にし、着物にしたと伝えられる着物を着ることになっている。儀式に先立ち、宿老が、床の間を正面に図4-1のような膳のお供えをする。魚を供えるのは、精進料理を好む仏教への挑戦であり、仏教が寄りつかないようにするためだといひ、水はこの水でもよいが、箸は竹でなく木を使い、キリストが竹で突かれたからだと説明している。供饌をする辺りに日本的、仏教的なニュアンスを感じるが、同時に仏教への反撥が、洗礼をはじめとしての儀式にも顕著である。そこに、かえってキリシタンの特徴があるということが出来る。かつては、地下人が来るのを防ぐため、門番が見張りに立てられていた。

さて、三役、抱き親、抱き子が所定の席につくと洗礼、いわゆる「お

キリシタン村落の家族分封と儀礼的親族関係

授け」がはじまる。最初に洗礼役は、「文吉ジュワンと申しまする者のチョーした（帳下）うちアダナ（梅太郎ミギリ）と申しまするかないうち男一人ただいま生まれ来ました。この者サンジュワン様の御名代御母サンタマリア様の御取次をもちましてあなたリョース様の子供になしくださりまする願いとしましてケレンド一遍申し上げ奉る」（田中梅太郎氏言）と唱える。つまり、今、一人生まれてきたからキリストの子供にしてくださいというのである。

リョース様とは、キリストのこと、アダナとは、俗名のこと、田中梅太郎ということになる。ミギリとは、洗礼のときにつけられる霊名である。霊名には、男性はドンがつき、女性にはジヨがつく。例えば、男性は、アントードン、ドーマガスドン、ベートルドン、パブロドン、ジージスドン、ジアンドン、女性は、マリアジヨ、ジアンナジヨ、ガラスタジヨ、ドーマガスジヨ、マデリナジヨ、イガベリアジヨ、という具合にである。なお、男子は男性、女子は女性に抱かれ、抱き親の霊名、いわゆるクリスチャンネームをそのまま受け継ぐのである。

つぎに三役が手を組み（親指を上にして交互にする）先の祈りを三役で唱和し、次のケレンドを唱える。「ばんじがないたもう御親リョースキリスト、そのひとり子オンワラジョーギリチスベリチサンチのゴクレキをもって宿らせたまうところのビルリンマリア様より生まれさせたまえウンシャベラテッガ下において、かしゃくを受け暗いクルスにかけられ死したもう、右の御棺に収められながら大地の底に下らせたまい、三日目にはよみがえらせたまう、天に上らせたまい万事かないたもう、御親リョースその御右にすわらせたまい、それよりは生きたる人、死したる人、正したまわんがため天下らせたまう、ふるかとおるかサントイケレンド様サントスみのトリーヨーしたまうところとがの御許しをにくしみによみがえらせたまえ、まことに終りなき命を信じ奉る」（帳役 田中文吉氏による）。

ケレンドは、キリストの受難と復活を描いたものである。しかし、口伝であり、最初の日本語訳が不明確だったこ

ともあって、意味が不明の箇所もある。

さて、いよ／＼お水かけである。

洗礼役は、「(マリア)」というキリシタンになりたいか」と問い、抱き親が、「ハイ」と答える。そこで、洗礼役が、「イノメモパーテモヨコテモパーテモヨリヒリヨウスベリチスサンチリ」(田中梅太郎氏による)と祝福の言葉を唱えながら抱き子の額に十字を切り、お膳を喉にあて着物にかからぬようにしながら、三回頭に水をかける。こうしてマリアの霊名をもつ一人のキリシタンが生まれるのである。

さて、洗礼後の抱き親・抱き子関係である。生涯親子関係が続けられるのはもちろんであるが、昇天後は文字通りの親子として固いきずなで結ばれるといっている。とくに古里では、そう信じているカソリックが多い。また、抱き親同志の子供は、結婚できないともいう。近親相姦の禁止が拡大されているのである。

したがって、抱き親には、堅信、篤信の人が選ばれるというが、そのことは後述することにして、抱き子は、その後、盆、正月には、中元、歳暮を贈って挨拶した。矢神では、正月に大餅と重箱に米を入れて持って行き、南越でも餅のほかにタオル、足袋、下駄、古里では、タオル、着物などを贈っていた。また、抱き親に好きな物を聞いて、今年に盆を贈った抱き子も南越にあった。畑作地帯だけに、餅米、米は高価であった。しかし、抱き親から一般には、お返しはなかった。また、数え年四歳の旧暦一月一五日のいわゆる四ツ身には、抱き親を招いてゴクレキをあげて神社に参拝し、無事育つよう祈願した。また、一三歳の同日のへこ祝にも、四ツ身同様ゴクレキをあげ、抱き親を招いて御馳走をした。なお、七・五・三にも抱き親に鏡餅を持っていくといったものも矢神に三軒あった。その際、抱き親は、矢神では、四ツ身の抱き子に、女子の場合または草履、男子の場合洋服をプレゼントし、一三歳の紐解

きには、以前は腰巻、褌、現在では学生服を贈っている。抱き親が他出して不在のときは家族の者が代って贈物をする場合もある。南越、古里も同じであるが、もともとこの行事は、奈留町、若松町一般に以前からあった行事であり、古里では、四歳の四ツ身は紐解き、一三歳のそれを袴着といっており、また、奈留町では四歳のときに四ツ身着物を贈っている。キリシタン固有のそれではなく、むしろ、キリシタンの抱き親・抱き子制度が摺合したものと思われる。なお南越、古里のカソリックは、堅信式にもお祝いを贈っている。

一方、抱き親の男子四一歳、女子三三歳の厄年を「はれ役」といって「ゴクレキ」をあげ、抱き子は着物を、また、六一歳、八一歳のときに袴や羽織、下着一式などを贈った。抱き親の葬儀には、必ず立ち合い、香典を包んだ。昭和二九年の例では、二人の抱き子から香典二〇〇円が包まれている。

ところで、抱き親には、抱き子の結婚に当ってとくに重要な役割が与えられている。婚礼に際して実の親は一切出席しないのに代って、文字通り親の役割を果たしているからである。奈留、若松では、婚礼は、婿入り、嫁入りの二ステップを踏むことが慣例である。婿入りには結婚式の当日、婿方の抱き親夫婦は、先頭に立ってお茶持ち、樽持ち（男子、酒桶八合、たい二匹）を従えて嫁方に行く。嫁方は持参品を受け取り、嫁方の抱き親夫婦を出席させて宴を交わす。それが済むと樽持ち、お茶持ち、婿方の抱き親夫婦、嫁、樽持ち、嫁方の親類と続く行列で婿方に行く。婿方につくと、嫁方の抱き親が嫁を引き取りなさいの歌を歌い、それに答えて婿方の抱き親夫婦が受け取りますと歌い返す。それが済むと、嫁は炊事場の前を通って座敷に上り、座敷では新郎新婦の傍に抱き親が座り、三三九度の盃を交わして式が滞りなく終了する。実の親は結婚式に一切関与せず、すべてを双方の抱き親夫婦が取りしきった。抱き親夫婦は連れ人であり、仲人、実の親の役割を果たしたのである。日本農村にみられる親分子

分関係と似た役割を抱き親は果たしているといえよう。しかし、西欧、中南米にみられる堅信式等の宗教的役割は薄れているだけでなく、政治的、経済的機能も果たしていない。また、親相互を結び付け、あるいは関係集団相互の連帯を強める役割も果たしていない。その機能は、儀礼的機能に限定されてしまっている。文字通り儀礼的な親子関係なのである。したがって、以下では、この儀礼的関係の実態を抱き親にだれが選ばれているかを通して明らかにし、稿を終わることにしたい。

2 抱き親・抱き子関係

さて、抱き親は、実の親子が運命的、帰属的であることに比べると、たしかに選択的である。しかし、選択的ではあるが、家族の内部事情や家族を規制する村落の社会的、経済的条件に左右されている。選択の幅も、自然狭められてくる訳である。しかも、矢神のクリンタンは、長い間潜伏し続け、その後も公教に帰宗もしないまま、「信仰の王国」を維持してきた。また、地下による外圧や差別のもとで、自己閉鎖的な共同生活を強いられたことも否定できない事実である。したがって、クリンタンが抱き親を選択できる枠は、かなり狭いものがあつた。それに、クリンタンは、現在とはともかく、農業を中心に漁業をサイドワークとして生活してきただけに、子どもを仕付けることに、生涯をかけるをえなかったし、蓄積するだけの余裕もなかった。土地の低位生産性がそれを妨げたからである。それだけに、ありったけの労働力を、惜しむことなく大地に投下しなくてはならなかった。そうしたなかでとられたのが上述した家族分封で、土地を均分しながらそれぞれが協力し合つて生活してきたのである。しかも、クリンタンは子沢山で、あたかも核が分裂するように、枝分かれした。そのため本幹は、大きくなりようがなく、家は成立しなかった。

表 4-1 K家の抱き親・抱き子関係

	父 方					母 方				遠縁	合計
	3	4	5	6	計	3	4	5	計		
父の世代	5	1			6					1	7
子の世代	9 (1)	4	3	2	18 (1)	3		2	5		23 (1) 24

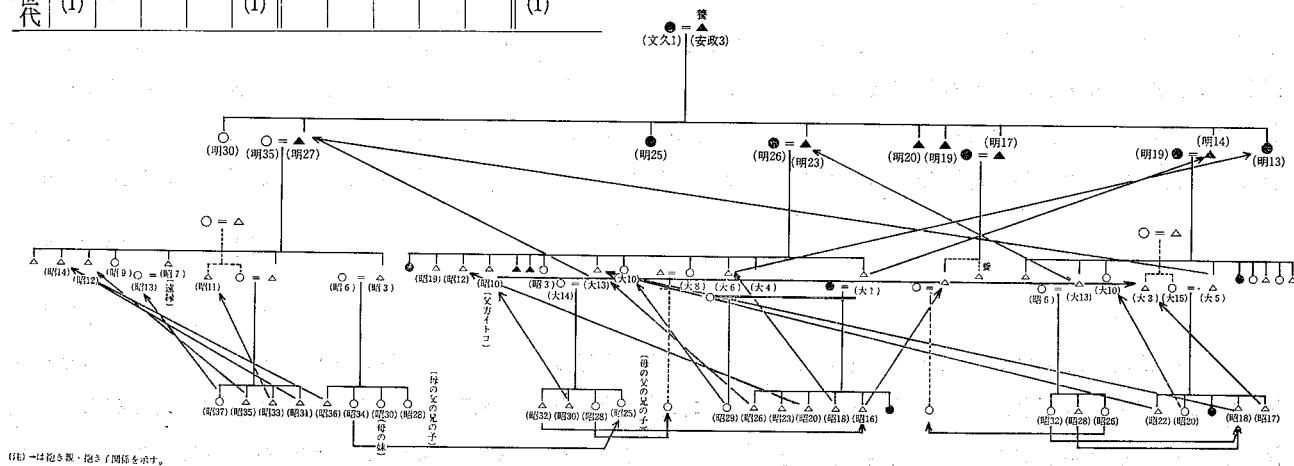


図 4-2 K家の抱き親・抱き子関係

しかし、そこには別の意味での家族主義があり、それを支えたのが、既述したごとく、親子、兄弟間のソリダリティであった。

一方、若者組の存在や信仰の秘匿性もあって、部落内婚、宗教内婚は一般的であった。とくに秘匿性はなによりも優先していた。嫁に来て一〇数年間も、夫に打明けなかった語り草もある位である。過去に溯ればのぼるほどそうであった。結納はなかったと町誌は伝えているが、キリシタンは、すべてが「ゆい」仲間であり、改めて結納を交わす必要がなかった。母方や妻方親族もまた、父方親族とともに部落内に居住していたことはいうまでもない。それに加えて、共同体的規制が強く、村としての自足自律性も強いものがあった。その結果、抱き親も、自ら親族関係の枠のなかで決められることにならざるをえなかったのである。

まず、矢神から検討することにして、K家の家系に抱き親・抱き子関係を表示したのが図4―2である。ただ、現在では、抱き親も忘れ去られる状況にある。夫婦も互いに相手の抱き親を知らないまでに立至っており、不明が少なくない。父母の場合にとくに著しい。しかし、一応の傾向は知ることはできるかと思われる。K家では、父方親族が抱き親になったケースが多く、総数の八〇・七パーセントを占めている。父の世代は数は少ないがすべて父方である。また、次に取りあげるTグループが四親等までであるのに比べると、五親等、六親等までの親族も抱き親に選ばれている。親族であることに近隣であることがプラスしたと把えてよい。それに、T姓では、いとこが抱き親に選ばれるケースが多いのに比べて、いとこも五名はいるが、父方の叔父・叔母が多く、一五名を数えている。それにしても母方は五名と少なく、一六・一パーセントにすぎない。それも、戦後に限られている。

したがって、たんに父方親族の数が多いという計数上だけの問題でなく、父方優先の原則が働いているとも考えら

れるほどである。K家には、共有林もあり、墓も共同で、盆には皆で掃除している。また、戦後ずっと町議をつとめている家でもあり、K家の本締めだという意識も強い。あるいは、そうしたことも関連しているかも知れない。しかし、そのことは、今後の課題として、ここでは一応指摘しておくことにしたい。

なお、三名の抱き子を抱いた親も一名いるが、「二人抱いたら三人抱け」といわれることから、そうしたといい、二人の抱き子をもつ親も二名いる。他のケースも概してそうであり、一番多く抱えている親でも三人までである。それも解答してくれた一六人中に三人しかいない。二人を抱いているのも五名で、あとは一人である。このように特定の親に抱き子が集中していないところにわが国一般農村の親方子方、いわゆる擬制的親子関係との違いがあり、身分的な上下関係の色合いがうすいことを反映しているということも可能である。

さて、Tグループの家系表に、判明したかぎりの抱き親・抱き子関係を線で結んだのが、図4-3である。それによると、総数三七名のうち一八名が父方親族で、四八・六パーセントに達している。それに、父方親族を通じた媒介親族も五名いる。いいかえると、父の妹の夫（二名）、父の弟の妻（二名）、夫の父の兄の妻（一名）である祖父の兄の子の妻（一名）。これに対して、母方はわずか二名で、五・四パーセントにすぎない。抱き親が父方親族に求められていることが一目瞭然である。家族別にみても、四男家と六男家は、母方いごと他人の二名を除くと他はすべて父方親族であり、七男家、八男家は、他の一名以外すべてがそうである。矢神には、家族全員の抱き親をすべて父方に求めた家族が八ケース、父母はともかく、子どもには、すべて父方親族に抱き親を頼んだ家族も二ケースある。そのほかに、家族の六人が父方、一人が母方に抱き親を頼んだ、つまり六対一のケースが二件、五対一が一件ある。その意味において、Tグループの場合、先例とともに父方重視を代表する好適例であるといえよう。

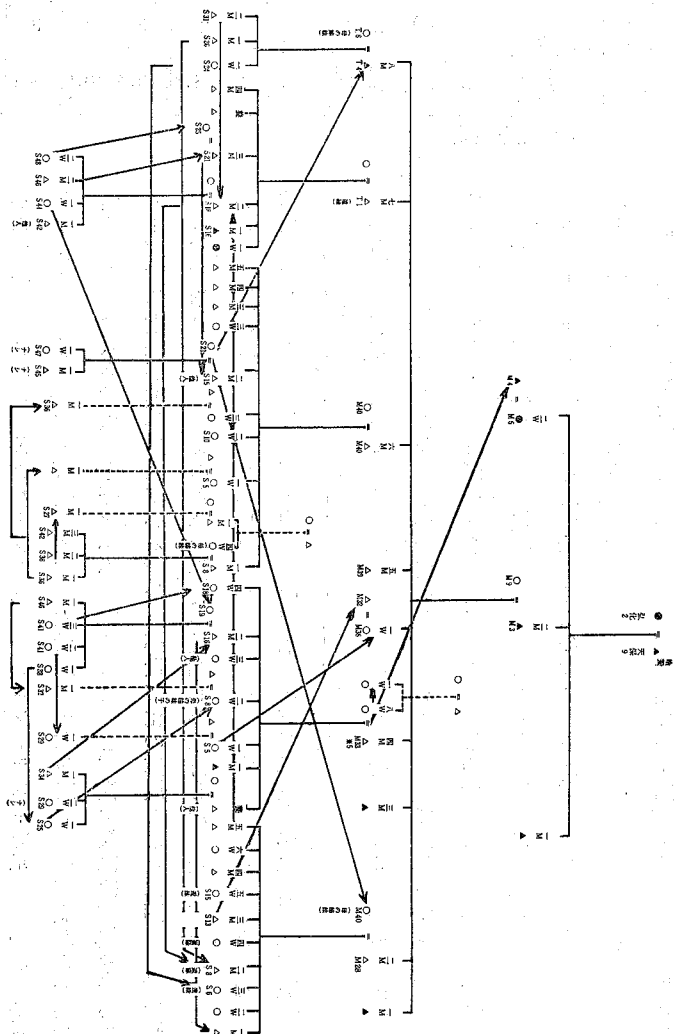


図 4-3 T家の抱き親・抱き子関係

表 4-2 T家の親等別抱き親・抱き子関係

親等 人数	父 方					母 方			遠縁	他人	なし	計
	2	3	4	5	計	3	4	計				
		6 (4)	12	(1)	18(5)		2	2	5	4	3	37
%		16.3 (10.8)	32.4	(2.7)	48.6 (13.5)		5.4	5.4	13.5	10.8	8.1	100.0

()は媒介親族

しかも、父方親族といっても、抱き親は、叔父や叔母よりもいここに多いことも注目しておく必要がある。この事実、ひとりTグループだけでなく、矢神全体の特色でもあるからである。この点、Kグループとは、いいコントラストを示している。それに、抱き親と抱き子の年齢差は、一八歳二名、一六歳から一七歳三名、一三歳から一四歳三名で、二名のごときは八歳、六歳と開きが小さい。もともと、抱き親には、抱き子の信仰を固め、リードする役割が期待されている。それが世俗化の進展とともに弱まり、洗礼の儀礼化につれて、抱き親にも儀礼のための儀礼の役割しか期待しなくなっている。それが抱き親にいとこが選ばれることとあるいは結び付いていると考えられないこともない。兄弟で、戦前に受洗した場合、抱き親・抱き子の年齢差が三〇歳以上が二名、二五歳—三〇歳一名、二〇歳—二五歳台が二名いるのと対照的である。

一方、二家族には抱き親のいない子どもがいる。それも、比較的最近出生した子どもであり、両親はもうとらないといっている。ポジティブにである。洗礼は、キリシタン信仰の存在根拠である。それがいま意味を失いつつあるのである。しかも、その叔父は、キリシタン信仰組織の要役である帳役である。こうした家系であるにもかかわらずそうなのである。キリシタンの世俗化と信仰そのものの弱まりが、急テンポであることを示唆しているといっても不当ではあるまい。

抱き親のいとこ化が進んでいることを例示したのが図4—4である。抱き親に宗教的、

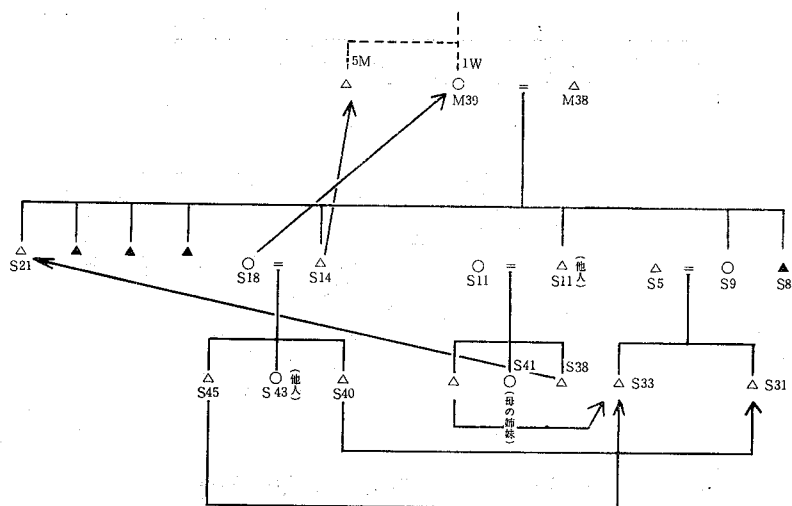
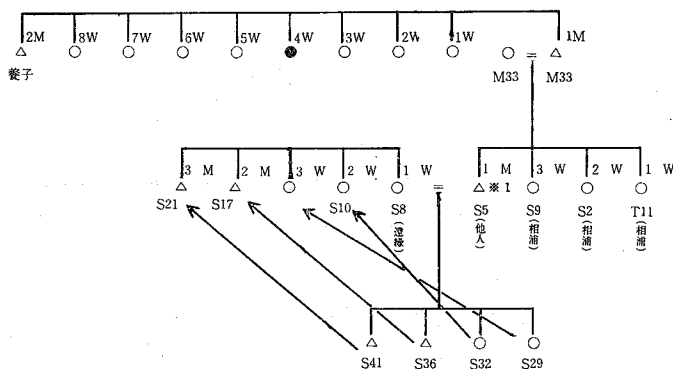


図 4-4 M家の抱き親・抱き子関係

精神的指導を今さら期待しないで、抱き親が儀礼のための形式的存在にすぎなくなったことの一端をそこに伺うことができる。

また、以上は、形式的であるにしろ、ともかく受洗させた場合であるが、子どもに受洗させることに疑問を感じる家族も出ており、両親の兄弟姉妹六人がお授けを受けたのに対して、自分の子ども三人には、抱き親をとっていない。父親の末弟は、昭和二七年生まれで受洗しているのに対して、洗礼させなかった自分の子どもは、昭和四四年以降の生まれである。この間キリシタン信仰に大きな変化があったことが伺われる。なお、図4-4にある昭和一八年生れの女性は、結婚後受洗してキリシタンになったケースであり、その長女（昭和四三年生）は、父の親族に女子の親族が少ないことから、他人に抱かせて欲しいと頼まれ、その人を抱き親にしたケースである。矢神には、同様のケースが他に一件ある。抱き親・抱き子関係に親族代替的機能を期待したもので、抱き親・抱き子関係の機能の一つをそこにみることができる。

矢神には、家族全員が母方親族に抱き親を頼んだケースは一



※ 1 日曜生れ

図 4-5 H・H家の抱き親・抱き子関係

件しかない。H・H家がそれである（図4-5）。それによると、父の兄弟はすべて他出し、叔父叔母も他出、または他界している。そのため、母方親族に頼まなければならなかった事情が明らかである。なお、1は、日曜日生まれのため、日曜日生まれの他人に抱き親を頼んだケースである。日曜日生まれの人は日曜日に生まれた人に抱いて貰い、ドメガスの霊名を授かるのが、キリシタンのしきたりであるからである。同様のケースは、ほかに三件ある。

また、母方親族に頼んだとはいっても、抱き親は、すべて叔父、叔母であり、いとこがないのも注目される。なお、ほかにこれと同様の目立ったケースとして、父母は別として、子どもの抱き親をすべて母方親族に頼んだケースが二件と子どもの抱き親が父方に二名いるのに対して、母方が四人いるケースが二件ある程度である。いずれにしても、抱き親が、母方親族に求められることは余りなかったのである。こうした父方への傾斜が、矢神におけるキリシタンの一つの特徴であることは改めて後述することにした。

さて、最後に、矢神の抱き親を親等別、世代別に表示したのが、表4-3である。抱き親には、親族が最も多く選ばれ、遠縁も含め

表 4-3 親等別、続柄別抱き親数 (矢神)

地 位		主 人	妻	計	男の子供	女の子供	計	合 計
父	Ⅱ		2	2 (0.9)		1	1 (0.5)	3 (1.4)
	Ⅱの夫・妻	1		1 (0.5)		1	1 (0.5)	2 (0.9)
	Ⅲ	6	3	9 (4.2)	20	11	31 (14.5)	40 (18.7)
	Ⅲの夫・妻	2	4	6 (2.8)	1	5	6 (2.8)	12 (5.6)
	Ⅳ	6	1	7 (3.3)	15	17	32 (15.0)	39 (18.2)
	Ⅳの夫・妻		2	2 (0.9)				2 (0.9)
	Ⅴ		2	2 (0.9)	8		8 (3.7)	10 (4.7)
	Ⅴの夫・妻					1	1 (0.5)	1 (0.5)
	Ⅵ					2	2 (0.9)	2 (0.9)
	Ⅵの夫・妻							
	計	15 (7.0)	14 (6.5)	29 (13.6)	44 (20.7)	38 (17.8)	82 (38.3)	111 (51.9)
母	Ⅲ	6	5	11 (5.1)	13	9	22 (10.3)	33 (15.4)
	Ⅲの夫・妻	1		1 (0.5)	1	2	3 (1.4)	4 (1.9)
	Ⅳ	1	1	2 (0.9)	4	3	7 (3.3)	9 (4.2)
	Ⅳの夫・妻							
	Ⅴ		1	1 (0.5)	1	2	3 (1.4)	4 (1.9)
	Ⅴの夫・妻							
	計	8 (3.7)	7 (3.3)	15 (7.0)	19 (8.9)	16 (7.5)	35 (16.4)	50 (23.4)
その他	遠 縁	4	4	8 (3.7)	1	4	5 (2.3)	13 (6.1)
	他 人	4	4	8 (3.7)	6	6	12 (5.6)	20 (9.3)
	不 明	8	7	15 (7.0)	4	1	5 (2.3)	20 (9.3)
	計	16 (7.5)	15 (7.0)	31 (14.5)	11 (5.1)	11 (5.1)	22 (10.3)	53 (24.8)
合 計		39 (18.2)	36 (16.8)	75 (35.0)	74 (34.6)	65 (30.4)	139 (65.0)	214 (100)

ると、一七四名（八一・四パーセント）を占め、他人は二〇名（九・三パーセント）にすぎない。親族の内訳は、父方一一一名（媒介親族を含む）、母方五〇名、遠縁一三名となり、父方親族は母方の二・二倍となっている。全体に対する比率では、父方五一・九パーセント、母方二三・四パーセントとなる。父方は五割少々ということになり、父方がドミナントといえないものの、父方親族を抱き親に選択する傾向が強いことは明らかである。親族のなかでは、父方、母方の双方を通じて三親等、四親等の親族が多い。それに父方は、母方に比べて親等の遠い六親等からも選ばれているが、母方では五親等どまりである。三親等、四親等では、媒介親族を入れると叔父、叔母またはその夫、妻が選ばれるケースが多い。母方の場合、とくにそれが著しく、四親等、ここであいういとこの四倍にも達している。しかし、父方では、叔父、叔母は、その媒介親族を加えた場合は別として、いとことほぼ同数である。世代別にみると、父母の世代は叔父、叔母が抱き親に選ばれているケースが多いのに対して、子どもの世代ではいとこが選ばれる率が高くなっており、媒介親族を除くといとこの方がわずかではあるが、一名上回っている。

もともと、親族交際が父方に傾斜している矢神である。父方親族の多くが、抱き親に選ばれても不思議ではない。その意味からすると抱き親・抱き子関係は、すでにある親族関係の上に加えられた一つの関係にすぎない。その意味において、儀礼的親子関係を設定して親相互の関係を新たにつくり、それに基づいて相互連帯を強め、社会的、経済的機能を遂行するのは事情が異なっている。矢神では、儀礼的親子関係は、すでにある太いパイプの上に付加された一本の糸にしかすぎなかったともいえよう。親族を選ぶのは、他人に迷惑をかけたくないからだと多くの人が異口同音にいうのも、首肯できる。このことは、また、抱き親が一人で沢山の子どもを抱かない事実にも現われている。矢神では、一六人の親のうち三人抱いたのは三名で、一人が一般的である。いい換えると、抱き親に儀礼的役割以上

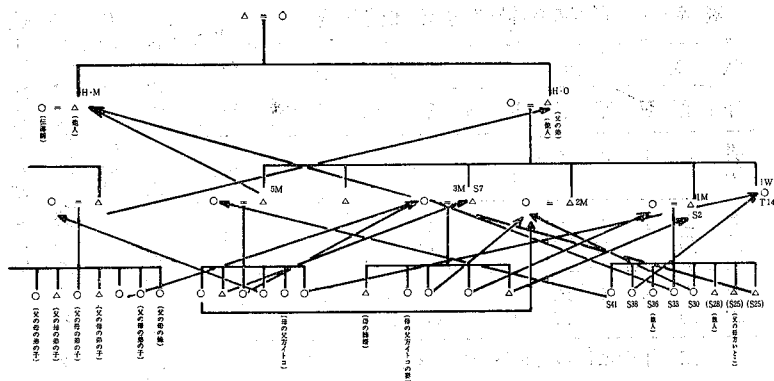


図 4-6 H家の抱き親・抱き子関係

の期待をしていなかったとも、あるいは解釈することができる。それに世俗化の進展も急テンポである。したがって、一方では、叔父、叔母からいところへの抱き親への変化があり、一〇歳から多くて二〇歳前後、ときには一〇歳以下のいところを抱き親に選ぶことに、選択する父母の側に、はじめから文字通りの儀礼的役割、いいかえると儀礼遂行に必要な形式的役割だけしか期待していなかったと受取ることができる。他方、すでに現在では、二三名には抱き親がない。なかには、あえてそうした父母も少なくない。むしろ、適当なふさわしい抱き親を探している父母の方が例外なのである。わずか二五名の解答で必ずしも一般性はないが、今後も洗礼を続けるというのは一四名（五六パーセント）で、七名（二八パーセント）は続けないといい、四名（一六パーセント）は分らないとしている。洗礼が信仰の要であることから、キリシタン信仰は崩壊の過程を辿っているといってもいい過ぎではない。

さて、南越である。資料的に十分でないが、南越も矢神同様、父方に傾斜した親族交際をしているといえよう。その意味において、抱き親の選定は、ほぼ矢神に似た結果を示すことが予想される。しかし、南越には、カソリックも少なくない。したがって、以下では、双方を対比させながら考

察を進めることにしたい。

まず、大正期、妻がカソリックであることからキリシタンからカソリックに転宗した二家族を例にすると、図4-6の通りである。

表 4-4 H家の親等別抱き親・抱き子関係

親等	父 方				母 方				他 人	合 計
	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計		
男子	2	1	3	6	(1)		(1)		1	8
女子	2 (7)	1	3 (1)	6 (8)			1 (2)	1 (2)	1	18
合計	4 (7)	2	6 (1)	12 (8)	(1)		1 (2)	1 (3)	2	26

注 子の世代の抱き親数である。

H・O家とその子ども家族では、親族二一名に対して他人は三名と少ない。比率にして一二・五パーセントを占めるにすぎない。つまり、両家族は、原則として親族に抱き親を求めていることになる。ところで、親族の内訳は、父方が一四名で、母方の三名を四倍以上も上回っており、父方がドミナントである。そのうちでも、三親等、なかでも媒介親族が七名と多く、女子の抱き親を叔父の妻に頼んでいる。それに対して、いとこは父方、母方とも皆無である。つまり、当家は、父方の叔父、叔母とその妻に主として抱き親を求めているといえよう。

ところが、H・M家は、祖母方が多い。祖母が信仰の人であり、影響力の強い人であっただけに、祖母方の親族が二代にわたって、抱き親になっている。父と三女が、父の兄、父の兄嫁に抱き親を頼んだケースを除くと、六名は祖母の妹とその弟の子に抱かれている。詳しくいうと、伝導師に導かれた祖母の兄弟は、信仰が篤いことから抱き親に選ばれたのである。カソリック家族にある一つの典型であり、キリシタンの洗礼が儀礼化しつつあるのと対照的である。

次に、キリシタン家族について、図4-7によって検討すると、この家族でも

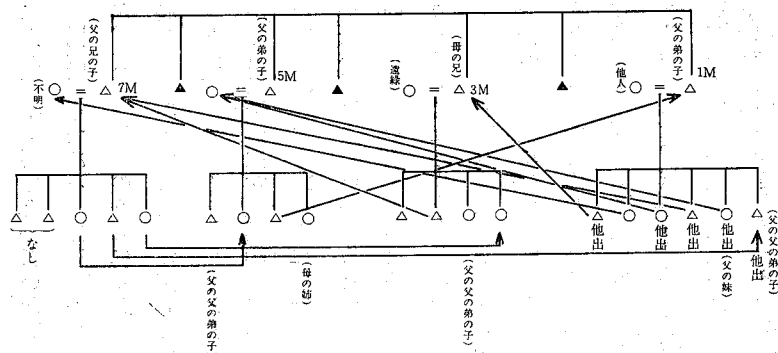


図 4-7 H・A家の抱き親・抱き子関係

表 4-5 H・A家の親等別抱き親・抱き子関係

親等	父 方				母 方				他 遠 不 人 緣 明	合 計
	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計		
主		3		3	1			1		4
妻									1 1 2	4
男子	4	1	2	7					1	8
女子	(3)	2	1	3 (3)	1			1	2	9
合計	7	6	3	16	2			2	1 1 5	25

抱き親と抱き子の年齢差が二三歳であるのは、一五歳、一六歳と小さく、文字通りの同一世代である。しかも、そのうちの二人はすでに他出し、南越にはいない。抱き親が儀礼的役割しか果たせなくなっている事情が伺われる。それに、兄弟三人は、ともかく抱き親をとったのに対して、弟

父方で、母方は二名しかない。父方は八倍である。カトリック家族同様、やはり父方親族が主として抱き親になっている。また、父方では、三親等は一七名であるが、四親等も六名いる。先のカトリック家族では父方の叔父、叔母が多かったのと対照的に父方のいとこも少なくない。しかも、先代の抱き親は三名が父方いとこである。それに、子どもの世代になると、

二人は、抱き親をとっていない。生まれた年は、上の兄弟が、昭和十一年から三十六年であるのに対して、昭和三九年と同四三年である。兄三人の抱き親が、洗礼の形式化を意味しているとしたら、第二人は、洗礼そのものの存在理由が、ここ一〇年のうちに急速に失われつつある。いや、一歩突きつめるとキリシタンそのものの崩れがこの期間に進展しつつあったことを示唆している。そういっても、いい過ぎではあるまい。

なお、このことを補足するため、H・S家をあげると一男子・六女子の子どものうち第一子の長男(昭和二十五年生)から第三子の次女(昭和三二年生)まで、他人、弟の妻、自分のいここに抱かせているが、第四子(昭和三十七年生)をはじめとする四女子には抱き親をとっていない。また、K・S家では、昭和二十八年生まれの子から抱き親をとっていない。当人にいわせると早い方だったといい、今ではとる人が少ないともいっている。矢神にも昭和二十七年生まれの子から抱き親を頼んでいないケースがあったが、あるいはこの辺りからそうした動きがはじまり、三〇年代から目立ちはじめたと推察される。

さて、三三家族(うちカソリック一四家族)の抱き親を信仰別関係に表わすと表4-6の通りである。不明が多く今後の再調査に待たねばならないが、一応の傾向を述べておくことにしたい。それによると、カソリックで九七名、キリシタンで九六名の抱き親が選ばれている。うち他人は二一名で、なかでもキリシタンに多い。もともと、他人ではあるが、同時に隣人でもある人も少なくなく、キリシタンの七名、カソリックの三名がそうである。なかでも、カソリックには、伝導師、仲人、篤信家(二名)がいる。その点、キリシタンとは違っている。なお抱き親は普通一人を抱いているが「二人抱いたら三人抱け」といわれ三人抱く人も少なくない。この点古里も同様である。参考までに数は少ないが表4-7・8を掲げておくことにする。

表 4-6 宗教別親等別抱き親数 (南越)

() 内はキリシタン

親等	地位	世帯主 妻 計 男の子供 女の子供 計 合 計					
父	I				1	1	1 (1.0)
	II		1	1	(3)	2	3 (3.1)
	IIの夫・妻				(2)	1	1 (1.0)
	III	3 (2)	3 (2)	6 (4) (6.2) (4.2)	8 (10)	6 (4)	14 (14) (20.6) (18.8)
	IIIの夫・妻		(2)	(2) (2.1)	(1)	5 (4)	5 (5) (5.2) (7.3)
	IV	2 (5)	(3)	2 (8) (2.1) (8.3)	3 (5)	4 (7)	7 (12) (9.3) (20.8)
	IVの夫・妻		(2)	(2) (2.1)		3	3 (3.1) (2.1)
	V	1	1	2 (2.1)	3 (3)	4 (3)	7 (6) (9.3) (6.3)
	Vの夫・妻					1	1 (1.0)
	VI				3	1	4 (4.1)
方	VIの夫・妻						
	計	6 (7) (6.2) (7.3)	5 (9) (5.1) (9.4)	11 (16) (11.3) (16.7)	18 (24) (18.6) (25.0)	27 (18) (27.8) (18.8)	45 (42) (46.4) (43.8)
母	II		1	1			1 (1.0)
	IIの夫・妻						
	III	2 (4)		2 (4)	(1)	5 (3)	5 (4) (7.2) (8.3)
	IIIの夫・妻				3		3 (3.1)
	IV				1 (2)	(2)	1 (4) (1.0) (4.2)
	IVの夫・妻						
	V		1	1	4	3	7 (8.2)
	Vの夫・妻						
	VI					1	1 (1.0)
	VIの夫・妻						
その他	計	2 (4) (2.1) (4.2)	2 (2.1)	4 (4) (4.1) (4.2)	8 (3) (8.2) (3.1)	9 (5) (9.3) (5.2)	17 (8) (17.5) (8.3)
	遠縁	(1)	(1)	(2)	2 (3)	(1)	2 (4) (2.1) (6.3)
	仲人	1		1			1 (1.0)
	他人	1 (2)	3 (4)	4 (6)	2 (4)	1 (4)	3 (8) (7.2) (14.6)
	不明	6 (3)	3 (3)	9 (6)		1	1 (10.3) (6.3)
	計	8 (6) (8.2) (6.3)	6 (8) (6.2) (8.3)	14 (14) (14.4) (14.6)	4 (7) (4.1) (7.3)	2 (5) (2.1) (5.2)	6 (12) (6.2) (12.5)
合 計	計	16 (17) (16.5) (17.7)	13 (17) (13.4) (17.7)	29 (34) (29.9) (35.4)	30 (34) (30.9) (35.4)	38 (28) (39.2) (29.1)	68 (62) (70.1) (64.6)
	計						97 (96) (100) (100)

表 4-7 夫妻別抱き子数 (南越)

	1人	2人	3人	計
夫	4 (4)	1 (2)	3 (1)	8 (7)
妻	4 (3)	1 (1)	1 (2)	6 (6)
計	8 (7)	2 (3)	4 (3)	14 (13)

注 () キリシタン

表 4-8 夫妻別抱き子数 (古里)

	1人	2人	3人	4人	計
夫	3 (3)	1 (2)	1		5 (5)
妻	4 (2)	1	1	1	7 (2)
計	7 (5)	2 (2)	2	1	12 (7)

ところで、抱き親は、カソリックの八一・四パーセント、キリシタンの七九・二パーセントが親族であり、主として親族を抱き親にしていることは、矢神や南越と同様である。信仰による違いもない。また、父方親族は五九・一パーセントで、母方の一七・一パーセントをかなり上回っていることも矢神と似ている。カソリックの場合、父方が五七・七パーセントと多いことに変りはないが、母方親族の占める割合は二一・六パーセントに達しており、キリシタンに比べてウェイトが高くなっているのが注目される。親族のうち家族単位にみると、父方だけに抱き親をとったのは、カソリック家族六に対してキリシタン家族九であり、逆に母方親族の抱き親(抱き親一人のケースは除く)が半数以上いる家族は、カソリック三に対し、キリシタン一となっている。カソリックでは、幾分母方に傾斜した抱き親選択をしている訳である。

それと合わせて、父方、母方とも、三親等とその媒介親族、いわゆる叔父・叔母とその配偶者(三五・二パーセン

ト)が多い点でも共通している。ただ、カソリックの場合、親等の遠い親族がクリンタンに比べて抱き親に選ばれている。父方・母方ともにである。しかも、子どもの世代にとくに顕著である。父方では、五親等以上の親族が優に一〇パーセントを超えており、母方の場合も一〇パーセントに近い。親族とはいっても、先の事例にも明らかなごとく、広い範囲からふさわしい人を求めようとしている。これに対してクリンタンの場合、三親等、四親等に集中し、六一パーセントに達している。身近かな親族でもって済ませようとしている訳である。とくに、クリンタンの場合、カソリックに比べて、四親等、ここではないとこの占める比率が高いことも一つの特徴である。カソリックの一三・四パーセントに対して二七・一パーセントになっている。矢神ほどではないにしても、やはりいそこを抱き親に選ぶ傾向が少なからず認められる。先に、儀礼のための抱き親といったことがここでもある程度明らかにされた訳である。それに、クリンタンにあつては、子どもに抱き親をとらない家族も増えてきている。「洗礼を続けますか」の質問に答えてくれた一六名のうち、今後も続けるというのはわずか四名で比率にして二五パーセントである。矢神ではともかく半数以上(五六パーセント)が続けるとしていたのと比べると大きな違いである。それも、「先祖代々のものだから、役の人がいる以上する」、「自分達一代の間はする」、「形式的、伝統的なものだから」といった消極的態度を出していない。これに対して、実に七割近い一名(六八・七パーセント)は、止めるとし、「島から出る人が増えている」、「制度が弱くなってきた」、「大儀だから」、「若い人はやりたがらない」等の理由をあげている。数は少ないが一応の傾向は伺えよう。事、創価学会に加入した一戸は別として、抱き親なしが三戸あり、ポジティブに抱き親を子どもにとらなかつた家も三戸ある。クリンタン信仰は、急速に崩壊の道を走っているといっても不当ではない。

以上が、キリシタン、カソリックが共住する南越における抱き親・抱き子関係の実態である。キリシタンは、抱き親選定に関して父方親族を中心に抱き親を選定しており、母方の比重が少ない。一方、親族の範囲も五親等を限度としながらも、主に父方の三親等、四親等の親族を抱き親に取り、しかも、次第にいとこを抱き親に選ぶ傾向にあることが明らかにされた。また、キリシタンの抱き親が形式化しつつあると同時にそれが崩れつつあることも指摘された、他方、カソリックでは父方親族を中心に、しかも六親等までも含めて、抱き親が選ばれている点では、キリシタンと同じであるが、母方親族も比較的よく抱き親に選ばれている。なかでも、叔父、叔母とその配偶者がいとこよりも抱き親になっていることが明らかにされたのである。こうした結果がそのままカソリックの多い古里にも該当するかは次の課題である。

さて、最後に古里の抱き親である。古里はもともと計数が少なく、古里一般についていうことはできないが、対象家族二五についての概括であることを前提にして分析を進め稿を閉じることにした。

もともと、古里では母方、とくに妻方親族との交際が頻繁であることは既に実証した通りであり、それが抱き親の選択に影響していることは、当然予想されるところである。事実、二五家族のなかで、父方の抱き親が母方のそれを上回っているのは、七家族で八家族はその逆である。しかも、子どもの抱き親になると、抱き親に母方が多い家族は、父方の三家族に対して、九家族である。その延べ抱き親数は母方の三五名に対して父方一九名である。因みに、父母の場合、父方の抱き親は一七名で母方の八名を上回っていた。この点、矢神、南越とはかなり違っていた。

さて、カソリック家族であるT・I家は、抱き親に父方が多い一つの典型である。妻が母の兄嫁を抱き親にしてい

るのが唯一の例外で、父と五人の子どもはすべて父方の叔父（三名）、叔母（三名）を抱き親にしている。つまり、父方六に対して母方一である。ところが、世帯主の兄弟、母の姉妹は六人で、一人は長崎在住である。それ以外は、すべて古里に住んでいる。妻の実家も古里にあり、母も兄も健在である。母方のいとも四名いる。それにもかかわらず、父の兄弟姉妹が抱き親に選ばれているのである。その原因は、妻の実家が、カソリックでないことにある。父方優先が宗教に起因している訳である。その弟であるT・T家もやはり母の妹が長女の抱き親であるほかは、父母、子ともども皆父方の叔父（二名）や父方いとこ（一名）を抱き親に頼んでいる。妻の妹との生活関連はとくに密接であり、家の留守、子守り、畑の手入れなどでも往来しており、もともと頼りにしている相手の一人であることも関係していると思われる。逆に父は、父の友人の子どもと兄の次男、妻は、夫方、母方それぞれのまたいとこと父の兄嫁を抱いており、父方母方が相半ばしている。それに妻が親等の遠い人抱いているのと、父とその兄弟がそれぞれ相手の子を抱き合っているのも注目される。また、兄弟同志も抱き子を交換し合っている。

S・M家は、四人が父方、二人が母方親族に抱き親を頼んでいる。母は、結婚した際夫の祖父の兄の妻を抱き親に頼んで受洗しており、子どもは、父の弟、父の妹、母の妹と妹の子の嫁に親を頼んでいる。いずれも兄弟姉妹関係にあり、生活関連も密接であり、この家にとって最も頼り甲斐のある相手としてあげられている。ここでも、父は姉の子を抱き、姉は弟の子を抱き、抱き子の交換が行われている。先のケースと同様、ギブ・アンド・テイク、いわゆる互酬性の原理が働いているのである。なお、付随的ではあるが、キリシタンのK・S家をあげると、母と子ども三人が父の兄弟（二名）、父の弟の妻に抱き親になつてもらっている。

ところが、母方の抱き親が多いケースとして、H・Y家がある。当家では、父が、父の父の弟の娘婿に抱かれたの

が唯一の例で、他の七人はすべて母方親族である。しかも、長女、次女、四男が母の兄とその配偶者、妹に頼んでいるが、ほかの三人とも母の母の弟でその妹の子に抱いて貰っており、親等が遠い。

S・T家も、父母は、父方親族が抱き親になっているが、子ども四人は皆母方親族が抱き親で、三人が母の姉と弟に抱かれている。一方、一人は母のいとこの子、一人は母のいとこの妻に抱かれており、広い範囲の親族に抱き親が求められている。父方、母方とも広い範囲の親族にわたって抱き親が選ばれている訳である。

Y・Y家は、キリシタン家族で本人はじめ子ども二人は母方の叔父・叔母を抱き親にしている。しかし、第三子である次女（昭和三八年生）以下の三人の子どもには、抱き親をとっていない。第二子の長女は、昭和三四年生まれであることから、その後の四年間にキリシタンの受けとめ方に変化があったことが分る。矢神・南越同様、古里も例外でなかったのである。

さて、抱き親を宗教別、親等別に表示すると表4-9のごとくである。この場合にもカソリックが多いにもかかわらず不明がある。夫婦がともに相手の抱き親を知らないことに、一因があり、そのため、父母の抱き親に不明が多い。したがって、世代別の比較ができない憾みがあるが、全体としてみると、やはり、親族が抱き親の八〇パーセントを超えて多い。他人はわずか七名と少ない。しかも、そのうちの三人は母の懇意な友人、一人は父の友人である。親族では、カソリックの場合、母方の親族が多く、失神、南越と好対照的である。キリシタンの場合も、数そのものは少なくとも断定できないが、父方が多いものの、その差は小さく、やはり母方の占めるウエイトが高い。その意味では、宗教の違いというよりも部落内婚率や親族交際の在り方に原因があるかと思われる。もっとも、このことは、矢神、南越でも当然考えられることであるが、事実上、父方に傾斜し、南越ではとくにキリシタンの場合に顕著であっ

表 4-9 親等別続柄別抱き親数(古里) ()内はキリシタン

親等	地位	帯世主	妻	計	男の子供	女の子供	計	合 計
父	I		1	1 (1.0)				1 (1.0)
	II	1		1 (1.0)				1 (1.0)
	IIの夫妻							
	III	3 (1)	2 (2)	5 ⁽³⁾ (4.8)(15.8)	8 (2)	7	15 ⁽²⁾ (14.3)(10.5)	20 ⁽⁵⁾ (19.0)(26.3)
	IIIの夫妻					1	1 (1.0)	1 (1.0)
	IV		1	1 (1.0)	2 (2)		2 ⁽²⁾ (1.9)(10.5)	3 ⁽²⁾ (2.9)(10.5)
	IVの夫妻	2	2	4 (3.8)		(1)	1 ⁽¹⁾ (5.3)	4 ⁽¹⁾ (3.8)(5.3)
	V	1		1 (1.0)	1 (1)	2	3 ⁽¹⁾ (2.9)(5.3)	4 ⁽¹⁾ (3.8)(5.3)
	Vの夫妻	1		1 (1.0)	1		1 (1.0)	2 (1.9)
	VI					2	2 (1.9)	2 (1.9)
	VIの夫妻							
	計	8 ⁽¹⁾ (7.6)(5.3)	6 ⁽²⁾ (5.7)(10.5)	14 ⁽³⁾ (13.3)(15.8)	12 ⁽⁵⁾ (11.4)(26.3)	12 ⁽¹⁾ (11.4)(5.3)	24 ⁽⁶⁾ (22.9)(31.6)	38 ⁽⁹⁾ (36.2)(47.4)
母	II		1	1 (1.0)		1	1 (1.0)	2 (1.9)
	IIの夫妻							
	III	(1)	3 (1)	3 ⁽²⁾ (2.9)(1.5)	7 (2)	12 (1)	19 ⁽³⁾ (18.1)(15.8)	22 ⁽⁵⁾ (21.0)(26.3)
	IIIの夫妻	1	1	2 (1.9)		2	2 (1.9)	4 (3.8)
	IV				6 (1)	1 (1)	7 ⁽²⁾ (6.7)(10.5)	7 ⁽²⁾ (6.7)(10.5)
	IVの夫妻		1	1 (1.0)		1	1 (1.0)	2 (1.9)
	V				3	2	5 (4.8)	5 (4.8)
	Vの夫妻				1		1 (1.0)	1 (1.0)
	VI				2		2 (1.9)	2 (1.9)
	VIの夫妻							
	計	1 ⁽¹⁾ (1.0)(5.3)	6 ⁽¹⁾ (5.7)(5.3)	7 ⁽²⁾ (6.7)(10.5)	19 ⁽³⁾ (18.1)(15.8)	19 ⁽²⁾ (18.1)(10.5)	38 ⁽⁵⁾ (36.2)(26.3)	45 ⁽⁷⁾ (42.9)(36.8)
その他	遠 縁	1		1 (1.0)	2	1	3 (2.9)	4 (3.8)
	他 人		1 (1)	1 ⁽¹⁾ (1.0)(5.3)	1	4	5 (4.8)	6 ⁽¹⁾ (5.7)(5.3)
	不 明	5 (2)	5	10 ⁽²⁾ (9.5)(10.5)	2		2 (1.9)	12 ⁽²⁾ (11.4)(10.5)
	計	6 ⁽²⁾ (5.7)(10.5)	6 ⁽¹⁾ (5.7)(5.3)	12 ⁽³⁾ (11.4)(15.8)	5 (4.8)	5 (4.8)	10 (9.5)	22 ⁽³⁾ (21.0)(15.8)
合 計		15 ⁽⁴⁾ (14.3)(21.1)	18 ⁽⁴⁾ (17.1)(21.1)	33 ⁽⁸⁾ (31.4)(42.1)	36 ⁽⁸⁾ (34.3)(42.1)	36 ⁽³⁾ (34.3)(15.8)	72 ⁽¹¹⁾ (68.6)(57.9)	105 ⁽¹⁹⁾ (100)(100)

た。今後の課題であるが、ともかく、古里では、それが逆転し、母方親族が、抱き親に選ばれる場合が多い。本来、部落内への家族分封や、部落内婚が多く、「家」が形成される余地にも乏しい村では、親族交際が双系的に広がって不思議ではない。内婚率は、古里が矢神、南越よりも高い。古里では、計数に制限はあるが、それでも、抱き親が母方に多い傾向はそれなりに納得できる。

ところで、親等別の抱き親であるが、カソリックの場合、古い親族にも抱き親を求めており、父方、母方とも六親等の抱き親がいる。五親等の抱き親も少なくなく、クリシタンに比べてその範囲が広い。南越も、同様であった。しかも、矢神、南越に比べて注目されるのは、抱き親に父方、母方の叔父・叔母が多い事実である。カソリックでは、親族である抱き親のうち五四・〇パーセント、クリシタンでは数が少ないが、一応の目安としてあげると、六二・五パーセントが叔父・叔母である。それに反比例して、矢神、南越のクリシタンに多かったいとこの数が、クリシタンはまだしもカソリックの場合、ぐっと減っているのである。比率にして一二・五パーセントにすぎない。その点では、南越のカソリックと同様である。三井楽町岳のカソリック村落でも、聞き取り調査によると、叔父・叔母数（媒介親族を含む）二四〇名（六三・七パーセント）に対して、いとこ数六二名（一六・四パーセント）であった。また、上五島町青砂ヶ原のカソリック村落でも内藤莞爾の報告によると、叔父・叔母の総抱き親数に対する比率が五五・二パーセントであるのに対していとこは六・八パーセントであった（『五島カトリックの家族分封』昭和四五年、一七四—一七六頁）。カソリック村落の抱き親は、やはり叔父・叔母が多い点で共通している。ところが、これとは逆に、クリシタン村落の矢神、南越のクリシタン家族の抱き親にいとこが多い。この相違が宗教上の違いにどの程度帰因できるかは問題であるが、一つの事事であることは確かである。今後のクリシタン村落の調査によってより一層

明確にする必要がある。

さらに、矢神、南越に比べて、抱き親に母方親族が多いことは、既述した通りであるが、母方の叔父・叔母が多い事実も注目しなくてはならない。この点、同じカソリック村落の青砂ヶ原、岳をも上回っている。古里では、むしろ父方のそれよりも多い。部落内婚率が高いことも一因であるが、それだけでは説明し切れないものがある。さらに再調査によって、分析を深める必要がある。

ところで、古里では、親族交際の上で妻方親族の存在意義がかなり高いことは、すでに明らかにしたいところである。妻の実家や兄弟姉妹とは日頃よく行き来するだけでなく、日頃、農具を貸してくれたり、よく手伝いに来てくれるし、「結い」や手間替えもしている。その意味では、有難い存在であり、最も頼り甲斐のある親族でもある。もちろん、自分の兄弟姉妹とも日頃よく往来し、一寸した物の貸し借りをし、とくに気軽に頼みに行ける存在である。最も頼り甲斐のある親族でもあるが、向こうもこちらを頼りにしている。逆に、妻の兄弟姉妹へはこちらは頼りにし事実よく手伝ってもらったりしているが、向こうはそれほどこちらに反対給付を期待していない。そうした存在が妻の兄弟姉妹のようである。

それに、妻にとって、妻の実家、とくにその兄弟姉妹は、一番訪ねやすい親族であることはいうまでもない。事実妻は、自分の兄弟姉妹を一四名あげている。これに対して夫のそれは三名にすぎない。古里では、子どもにとっても、また、ときには夫にも自分の兄弟姉妹同様、訪ねやすい親族であった。世帯主は、訪ねやすい相手として自分の兄弟を一名あげているが、妻の兄弟姉妹も六名あげられているからである。ほかに妻の父母、いとも各一名いる。子どももまた、父の叔父・叔母一名をあげるのに対して、母のそれを七名もあげている。子どもを一番よく可愛

がつてくれるのも、やはり妻の兄弟姉妹が多い。自分の兄弟姉妹は三人、父母が一名あげられるのに対して、妻の兄弟姉妹は一〇人あげられている。とくにカソリックは三対八である。妻方は、ほかに妻の父母二名、叔父・叔母一名、いとこ一名がある。調査数が少なく、断定はできないが、そうした傾向は看取できる。矢神では子どもを一番可愛がってくれる人として、父の兄弟をあげるものが一二名、父母六名、他に甥、姪二名である。これに比べて妻方は、妻の父母三名、姉妹四名、いとこ二名である。矢神では、妻方をあげるものが少なく、古里とはかなり好対照的である。一般的であるか否かは今後の実証にまっぴかはないが、少なくともそう答えさせたところに矢神の実態があるといえよう。もっとも、現在の親族交際でもつてかつての抱き親選択を推察することは、たしかに爾後解釈であり、問題があるが、抱き親の選定に、そうした親族交際が作用していたことは一応考察に入れてもよからう。

さて、以上が、矢神、南越、古里における家族分封と抱き親・抱き子関係の実態と分析である。三調査地の調査時点のズレや調査内容や方法の違い、それに調査ケースが少なく、十分な分析と比較ができなかったことなどに、問題はある。しかし、はじめに意図した次稿への橋渡しは十分できたかと思う。次に取りあげる三井楽町岳は、比較的資料が多く、分析を深めることも可能である。したがって、次稿で、本稿の足らざる部分を補い、家族分封と儀礼的親子関係の比較分析を究め、結語を述べることにして、ひとまず稿を閉じることにした。

補記

本稿は、岡山大学在職期の昭和四十六年、四十八年、四十九年における調査で萩原一之、河合久和君をはじめとする社会学研究室学生諸君との協力によるもので、とくに卒業論文を書いた河合久和氏のデータを活用させて戴いた。また、資料の整理について北大文学部社会行動学研究室の森岡清志助手をはじめ大学院生諸君の手を煩わした。記して感謝しておきたい。